写 令和８年第１回定例会

（３月９日招集）

町議会会議録

益城町議会

令和８年第１回益城町議会定例会目次

○３月９日（第１日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …… 2
説明のため出席した者の職・氏名 …… 2
開会・開議 …… 2
・諸般の報告（議席配付）
日程第１　会議録署名議員の指名 …… 2
日程第２　会期決定の件 …… 3
日程第３　議案第11号　令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号） …… 3
日程第４　議案第12号　令和７年度益城町産業団地特別会計補正予算（第３号） …… 3
日程第５　議案第13号　令和７年度益城町下水道事業会計補正予算（第４号） …… 3
日程第６　議案第14号　令和７年度益城町水道事業会計補正予算（第３号） …… 3
日程第７　議案第15号　令和８年度益城町一般会計予算 …… 3
日程第８　議案第16号　令和８年度益城町国民健康保険特別会計予算 …… 3
日程第９　議案第17号　令和８年度益城町後期高齢者医療特別会計予算 …… 3
日程第10　議案第18号　令和８年度益城町介護保険特別会計予算 …… 3
日程第11　議案第19号　令和８年度益城町産業団地特別会計予算 …… 3
日程第12　議案第20号　令和８年度益城町下水道事業会計予算 …… 3
日程第13　議案第21号　令和８年度益城町水道事業会計予算 …… 3
日程第14　議案第22号　益城町税条例の一部を改正する条例の制定について …… 3
日程第15　議案第23号　益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について …… 3
日程第16　議案第24号　益城町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について …… 3
日程第17　議案第25号　益城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について …… 3
日程第18　議案第26号　益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 3
日程第19　議案第27号　公益的法人等への益城町職員の派遣等に関する条例の制定について …… 4
日程第20　議案第28号　公の施設の他の団体の利用に関する協定について …… 4
日程第21　議案第29号　工事請負契約の締結について …… 4
散会 …… 29

○３月10日（第２日）

出席議員 …… 30
欠席議員 …… 30
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …… 30
説明のため出席した者の職・氏名 …… 30
開議 …… 31
日程第１　総括質疑 …… 31
散会 …… 53

○３月11日（第３日）

出席議員 …… 54
欠席議員 …… 54
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …… 54
説明のため出席した者の職・氏名 …… 54
開議 …… 55
日程第１　一般質問 …… 55
７番　吉村建文議員 …… 55
１　教育環境について
２　アンダーボックス整備事業について
３　給食無償化について
４　役場のＤＸ化の推進状況について
１番　坂井金次郎議員 …… 64
１　条件付き一般競争入札について
２　福田処理場の廃止について
３　放課後児童クラブについて
２番　木村正史議員 …… 78
１　国道443号線の拡幅
２　スポーツのまち益城の実現について
11番　宮﨑金次議員 …… 83
１　現在の町債残高約500億円の返済要領について
２　広崎地区の現町道の通行止めについて
３　広崎地区から広安西小学校に通う生徒の抜本的な安全対策について
８番　甲斐康之議員 …… 93
１　「子ども・子育て支援納付金」の国民健康保険税への上積み、及び、18歳未満の子ども均等割を10割削減しゼロにす

るとしている、上積み額と削減分の負担について伺う。
２　井戸水を飲料水として使用している家庭への水質検査費用の補助を再度求める。
３　益城町が自衛官の募集に住民基本台帳の一部の写しを提供している。提供を希望しない住民は「除外申請」をするよう周知を求めている。令和８年度の「除外申請」の受付を２月２日から開始したとしている。町はいつどのような媒体を使って住民に周知したのか伺う。
散会 …… 103

○３月17日（第９日）

出席議員 …… 104
欠席議員 …… 104
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …… 104
説明のため出席した者の職・氏名 …… 104
開議 …… 105
日程第１　各常任委員会委員長報告 …… 105
日程第２　議員派遣の件 …… 120
日程第３　閉会中の継続調査の件 …… 120
閉会 …… 120

令和８年第１回益城町議会定例会会議録

１．令和８年３月９日午前10時00分招集

２．令和８年３月９日午前10時00分開会

３．令和８年３月９日午後０時09分散会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　益城町議会本会議場

６．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件

日程第３　議案第11号　令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号）

日程第４　議案第12号　令和７年度益城町産業団地特別会計補正予算（第３号）

日程第５　議案第13号　令和７年度益城町下水道事業会計補正予算（第４号）

日程第６　議案第14号　令和７年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）

日程第７　議案第15号　令和８年度益城町一般会計予算

日程第８　議案第16号　令和８年度益城町国民健康保険特別会計予算

日程第９　議案第17号　令和８年度益城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第10　議案第18号　令和８年度益城町介護保険特別会計予算

日程第11　議案第19号　令和８年度益城町産業団地特別会計予算

日程第12　議案第20号　令和８年度益城町下水道事業会計予算

日程第13　議案第21号　令和８年度益城町水道事業会計予算

日程第14　議案第22号　益城町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議案第23号　益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16　議案第24号　益城町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第17　議案第25号　益城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議案第26号　益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議案第27号　公益的法人等への益城町職員の派遣等に関する条例の制定について

日程第20　議案第28号　公の施設の他の団体の利用に関する協定について

日程第21　議案第29号　工事請負契約の締結について

７．出席議員（18名）

１番　坂　井　金次郎　君	２番　木　村　正　史　君	３番　西　山　洋　一　君
４番　上　村　幸　輝　君	５番　冨　田　徳　弘　君	６番　下　田　利久雄　君
７番　吉　村　建　文　君	８番　甲　斐　康　之　君	９番　中　川　公　則　君

10番　野田祐士君	11番　宮﨑金次君	12番　坂田みはる君
13番　中村健二君	14番　稲田忠則君	15番　渡辺誠男君
16番　荒牧昭博君	17番　松本昭一君	18番　榮　正敏君

８．欠席議員（０名）

９．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　中山貴文

10．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	信國満徳君	政策審議監	納美由紀君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	坂井浩章君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	寺本和寛君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	松本浩治君
企画財政課審議員	藤田智久君	税務課長	山口拓郎君
住民課長	田上恵美君	福祉課長	菊川和幸君
こども未来課長	吉住由美君	こども未来課審議員	川原さおり君
健康保険課長	田上雅史君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	鶴野雅臣君
復興整備課長	吉本秀一君	下水道課長	相良憲二君
水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君	生涯学習課審議員	内田博也君
代表監査委員	戸塚誠司君		

開会・開議　午前10時00分

○議長（榮　正敏君）　皆さん、おはようございます。

令和８年第１回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから令和８年第１回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（榮　正敏君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、７番吉村建文議員、16番荒牧昭博議員を指名します。

日程第２　会期決定の件

○議長（榮　正敏君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月17日までの９日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮　正敏君）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月17日までの９日間に決定しました。

次に、本定例会の日程について申し上げます。

本日は、本定例会に提案されました19議案についての説明を行います。明日10日は総括質疑、11日は一般質問、12日は各常任委員会議案等審査、13日、14日、15日は休会、16日は各常任委員会現地視察、17日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第３　議案第11号　令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号）
日程第４　議案第12号　令和７年度益城町産業団地特別会計補正予算（第３号）
日程第５　議案第13号　令和７年度益城町下水道事業会計補正予算（第４号）
日程第６　議案第14号　令和７年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）
日程第７　議案第15号　令和８年度益城町一般会計予算
日程第８　議案第16号　令和８年度益城町国民健康保険特別会計予算
日程第９　議案第17号　令和８年度益城町後期高齢者医療特別会計予算
日程第10　議案第18号　令和８年度益城町介護保険特別会計予算
日程第11　議案第19号　令和８年度益城町産業団地特別会計予算
日程第12　議案第20号　令和８年度益城町下水道事業会計予算
日程第13　議案第21号　令和８年度益城町水道事業会計予算
日程第14　議案第22号　益城町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15　議案第23号　益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16　議案第24号　益城町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第17　議案第25号　益城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18　議案第26号　益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議案第27号　公益的法人等への益城町職員の派遣等に関する条例の制定について

日程第20　議案第28号　公の施設の他の団体の利用に関する協定について

日程第21　議案第29号　工事請負契約の締結について

○議長（榮　正敏君）　お諮りします。

日程第３、議案第11号「令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号)」から、日程第21、議案第29号「工事請負契約の締結について」までの19議案を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮　正敏君）　異議なしと認めます。よって、日程第３、議案第11号「令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号)」から、日程第21、議案第29号「工事請負契約の締結について」までの19議案を一括議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

まず、日程第３、議案第11号「令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号)」から、日程第６、議案第14号「令和７年度益城町水道事業会計補正予算（第３号)」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　皆さん、おはようございます。

令和８年第１回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げて提案理由の説明をさせていただきます。

また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして、ありがとうございます。

このたび、荒牧議員におかれましては、熊本県町村議会議長会から議員在職30年表彰を受けられ、誠におめでとうございます。心からお慶び申し上げます。今後も健康には十分注意され、町発展のため、ますます活躍されることを祈念申し上げます。

さて、現在、野球のワールドベースボールクラシックが東京で開催されており、昨日日本代表がオーストラリアチームに勝利し、準々決勝進出を決定しております。天皇皇后両陛下、愛子様がオーストラリア戦を観戦されるなど、日本中が盛り上がっております。地上波で放送されないのは残念ですが、改めて、スポーツやイベントが国民の皆様に元気や希望を与えてくれると確信をしたところです。ぜひ世界一を達成していることを願っております。

当町におきましても、２月３月にリレーマラソン、チーム安永主催による芋フェス、益城町復興初市などが開催され、町内外から多くの皆様が参加され、会場は笑顔であふれていました。イベントは心の復興にもつながることから、今後も町としてしっかり支援をしてまいります。

さて、熊本地震から10年を迎えようとしておりますが、本町における地震からの復興は目に見える形で着実に進捗しており、２月22日に都市計画道路第２南北線１工区の一部が開通し、また、３月20日には県道熊本高森線の開通行事を実施します。

当日は朝８時から惣領交差点で木村知事と一緒に開通セレモニーを行い、午前９時30分から木山交差点を出発し、惣領のマシキラリを折り返し、にじいろ横の交通広場をゴールとするウォークラリーを計画しています。午後１時30分からは益城町総合体育館において開通式典が実施され

る予定です。

また、４月12日には益城町文化会館におきまして、平成28年熊本地震犠牲者追悼式を開催しますので、議員各位の御出席をよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速御説明を申し上げます。

議案第11号から議案第14号について御説明を申し上げます。

議案第11号、一般会計補正予算（第８号）は、歳入歳出それぞれ3,197万1,000円を減額しまして、歳入歳出総額253億5,696万7,000円とするものです。

第２表の債務負担行為補正では、三つの事業を追加。第３表の地方債補正では53の事業を変更しております。

歳入歳出予算補正で主なものとしまして、歳入では、国の補正予算に基づく地方交付税の増額、歳出では、障害児通所給付費など障害者支援に関する事業費や、熊本市消防局常備消防事務量の増額などを計上しております。

そのほか、過年度の事業実績による精算や決算見込みによる補正を行っております。

次に、特別会計関係の補正につきましては、議案第12号、産業団地特別会計補正予算（第３号）では、第１表の地方債補正で一つの事業を変更しております。

議案第13号、下水道事業会計補正予算（第４号）では、企業債で一つの事業を変更。繰越明許費で一つの事業を追加しております。

議案第14号、水道事業会計補正予算（第３号）では、資本的収入を補正し、企業債で一つの事業を変更しております。

なお、各会計の補正予算の詳細につきましては、企画財政課審議員に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（榮　正敏君）　藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君）　企画財政課の藤田でございます。本日も長時間になる可能性のある説明になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議案第11号でございます。１ページ目をお開きください。

議案第11号、令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号）です。

第１条で歳入歳出予算の補正を行っております。歳入歳出それぞれ3,197万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ253億5,696万7,000円としております。

第２条で債務負担行為の補正、第３条で地方債の補正を行っております。

４ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございます。３件の追加を行っております。

まず、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、令和８年度１億2,100万円。次の、都市計画道路先行買収事業、令和８年度１億8,000万円。この２事業につきましては、土地開発公社が事業用地等の先行買収を行うことにつきましての債務保証を行うものでございます。

次の、飯野小学校放課後児童健全育成事業増設分、令和８年度から令和11年度まで４年間です。6,170万2,000円で、増設する放課後児童クラブの運営委託を行うものでございます。

５ページです。第３表地方債補正になります。53件の変更を行っております。うち３件が金額

の補正も行っております。

まず、一番上になります、町道整備事業債。こちらにつきましては、起債協議額の確定による変更となっております。

次の、土地区画整理事業債。こちらは木山地区の県の区画整理の負担金の減によるものという補正でございます。

次の、民生施設災害復旧事業債。こちらにつきましては、旧地域ふれあい交流館の解体を行っておりますけれども、設計委託料分の増額となっております。

次から、こちらにつきましてはページでいきますと、10ページまで地方債の変更がございますけれども、内容につきましては、補正後で利率の変更を行っております。３％から４％に借入れを行っているというところでございます。こちらは近年、利子が上昇しているため、３％での借入れができなくなることも考えられるため、補正を行っているというところでございます。

なお、この補正につきましては、一般会計以外の産業団地特別会計、それから公営企業会計においても今回の補正で行っているところでございます。

13ページをお願いいたします。こちらからが、歳入になります。

13款１項１目の地方交付税です。２億2,690万3,000円の増額で国の補正予算によるものです。

次の15款２項２目民生費負担金では、保育料公立247万1,000円、私立分1,797万6,000円で、利用者の増などによるものです。

17款１項１目民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付費国庫負担金585万9,000円の減額、障害児施設給付費国庫負担金1,215万7,000円の増額。交付見込額によるものです。

次の14ページをお願いします。17款２項１目の総務費国庫補助金です。民間資金等活用事業調査費補助金727万円です。こちらは木山仮設跡地開発の民間資金導入の調査費の補助金となっております。

次に、18款１項１目民生費県負担金です。障害者自立支援給付費の県の負担金1,335万4,000円の減額。それから、障害児施設給付費県負担金、607万8,000円の増額。こちらは県分の補正で交付額確定によるものでございます。

15ページの18款２項５目、農林水産業費県補助金です。農業農村整備推進交付金事業補助金288万5,000円で、こちらは土地改良区が実施する福原地区の揚水ポンプ更新によるものでございます。

次の21款２項１目の基金の繰入金です。上のほうから、財政調整基金繰入金２億円の減額、ほかによりまして、今回合計で３億1,000万円の基金の繰入れを減額しております。

次の16ページをお願いします。

23款４項１目の貸付金収入元利収入になります。地方総合整備資金貸付け収入384万6,000円で、こちらは花へんろへの貸付金の収入ということになります。今後20年間の償還を予定しております。

次の23款５項１目の過年度収入です。過年度、自立支援給付費国庫負担金771万円、ほか、こちらにつきましては令和６年度の精算によるものです。

次の５目の雑入です。空港周辺環境整備事業助成金1,096万4,000円で、こちらは熊本空港から助成をいただくもので、令和７年度に購入をいたしました救急車に対する助成となっております。

17ページです。24款町債につきましては、先ほど説明のとおりでございます。

18ページをお願いいたします。こちらからが歳出になります。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費です。

12節委託料で、住民記録システム改修業務委託料119万4,000円で、こちらは振り仮名法制化によります補助となっております。国10分の10の補助です。

19ページです。３款１項１目の社会福祉総務費です。

19節の扶助費では、介護訓練給付費670万円。ほか、新規申請利用者増による補正となっております。

22節、償還金利子では、過年度障害者医療費国庫負担金返還金119万円ほか、こちらも令和６年度の精算返還金となっております。

３款２項１目児童福祉総務費では、19節の負担金補助で延長保育の事業補助金400万円。ほか、国の補正による追加交付分となっております。

20ページをお願いします。22節の償還金利子です。過年度子ども子育て支援整備交付金返還金３万円。ほか、こちらも過年度精算分となっています。

次のページをお願いいたします。６款１項５目の農地費です。

18節の負担金補助で、農業農村整備推進交付金事業補助金403万9,000円で、土地改良区が実施する福原地区の揚水ポンプの改修に伴うもので、財源としては、県が50％、町が20％、地元が30％となっております。

次に、８款４項１目の都市計画総務費です。

12節委託料では、県道熊本高森線４車線化開通式典委託料260万円で、こちらは熊本県と折半をし、費用を負担するものでございます。

次に、６目の土地区画整理費です。

18節の負担金補助で、益城中央土地区画整理事業の負担金2,332万3,000円の減額で、県への負担金確定による減となっております。

22ページです。９款１項２目消防施設費です。

12節委託料で、熊本市消防局常備消防事務委託料1,790万1,000円の増額で、退職者増及び光熱費の増による増となっております。

次の10款１項２目の事務局費です。

10節需用費、消耗品費が400万円の減額。12節委託料で、教育ＩＣＴタブレット端末運営業務委託料7,500万円の減額で、こちらは入札による執行残を減額するものでございます。

23ページです。14款１項１目の予備費が14万8,000円の増額となっています。

議案第11号につきましては、以上でございます。

次、議案第12号をお願いいたします。１ページ目をお開きください。

議案第12号、令和７年度益城町産業団地特別会計補正予算（第３号）です。

第１条で地方債の補正を行っております。

２ページをお願いいたします。地方債の補正になります。変更で、産業団地整備事業債。変更後が、利率を３％以内から４％以内に補正を行っております。

議案第12号は以上でございます。

次に、議案第13号をお願いいたします。１ページをお開きください。

議案第13号、令和７年度益城町下水道事業会計補正予算（第４号）です。

第２条で企業債の補正を行っております。

下水道事業債、補正後、利率が３％以内から４％以内に補正を行っております。

２ページをお願いいたします。第３条で繰越明許費でございます。

41款１項で内水対策工事監督支援業務です。金額が2,300万円で、令和７年度から令和８年度へ繰越しを行うものでございます。内容といたしましては、妙見ポンプの工事につきましては本年度中に完成をいたしますが、その附帯工事、外構等の工事を令和８年度に引き続き実施するための繰越しとなっております。

議案第13号につきましては以上でございます。

次に、議案第14号になります。１ページ目をお開きください。

議案第14号、令和７年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）です。

第２条で資本的収入及び支出の補正を行っております。

予算第４条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億9,828万7,000円は、当過年度損益勘定留保資金等１億9,828万7,000円で補填するものといたしまして、収入31款４項の工事費負担金、工事負担金を8,650万円増額補正を行っております。

２ページをお願いします。第３条で企業債の補正です。

水道整備事業です。補正後、利率を年３％以内から年４％以内に補正を行っております。

４ページをお願いします。実施計画明細書になります。資本的収入及び支出の収入になります。

31款４項１目工事請負費で、木山区画整理益城中央線道路整備に伴う補償費8,650万円の増額で、県からの補償費確定によるものでございます。

議案第14号につきましては以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　日程第３、議案第11号「令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号）」から、日程第６、議案第14号「令和７年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）」までの説明が終わりました。

次に、日程第７、議案第15号「令和８年度益城町一般会計予算」から、日程第13、議案第21号「令和８年度益城町水道事業会計予算」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第15号から議案第21号について御説明を申し上げます。

令和８年度当初予算につきましては、本年４月に町長選挙が予定されていることから、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費及び施設管理費等の経常的な経費や、熊本地震以降、継続的に進めている復興事業等を中心に骨格予算として編成をしております。

それでは、まず、議案第15号、益城町一般会計予算は225億2,265万6,000円で、前年度当初予算に比べ、１億7,388万3,000円、率にして0.8％の増となっております。

歳入総額に対する徴税寄附金、繰入金等の自主財源の割合は41.9％、地方交付税、国県支出金、町債等の依存財源の割合は58.1％となっております。自主財源比率は、町税や繰入金が増加していることから、前年度に比べ2.5％増となっております。

一方、街路事業等の復興事業の財源となる国庫支出金や、復旧復興事業等の元利償還金に対する財政措置として、地方交付税が増えているため、依存財源の占める割合は高くなっております。

令和８年度予算の増額要因といたしましては、産業団地造成費、社会福祉費、児童福祉費などの民生費、公債費、退職手当負担金等が主なもので、約21億円の増額となっております。

また、減額要因としましては、益城中学校増築工事の完了等による教育費、土木費、衛生費、消防費等が主なもので、約19億円の減額となっております。

歳出予算の主なものにつきましては、熊本地震からの一日も早い完全復興への取組としまして、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、都市再生整備計画事業や、東西線、南北線等を整備する街路事業、また、杉堂地区の布田川断層帯と一体的に潮井公園及び町道潮井公園線の整備事業などを計上しております。

さらに、防災重点ため池の整備や高速道路のアンダーボックス整備事業など、防災力強化に向けた事業も計上しております。

公債費につきましては、熊本地震からの復旧復興事業などで借り入れました町債の元利償還額が、令和８年度と比べ約４億4,000万円増加しておりますが、災害復旧事業等による元利償還金に対しましては、手厚い交付税措置がなされるとともに、その他の災害復旧関連事業につきましても財政支援がなされることになっております。

次に、特別会計につきましては、議案第16号、国民健康保険特別会計予算は総額を35億2,029万9,000円、議案第17号、後期高齢者医療特別会計予算は総額を６億6,975万5,000円、議案第18号、介護保険特別会計予算は総額を35億8,632万2,000円、議案第19号、産業団地特別会計予算は、総額を12億1,603万4,000円、議案第20号、下水道事業会計予算は予算の収益的収入及び支出につきまして、下水道事業収益を15億4,870万3,000円、下水道事業費費用を15億1,818万3,000円に、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入を12億6,489万円、資本的支出を15億9,053万5,000円とするものです。

議案第21号、水道事業会計予算は、収益的収入及び支出につきまして水道事業収益を５億7,880万6,000円、水道事業費用を５億6,333万3,000円に、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入を５億6,988万円、資本的支出を８億6,665万4,000円とするものです。

なお、企画財政課審議員から詳細な説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（榮　正敏君）　藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君）　企画財政課、藤田でございます。それでは、説明をさせていただきたいと思います。

まず、議案第15号からになります。１ページ目をお開きください。

議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算です。

第１条で歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ225億2,265万6,000円と定めております。

第２条で債務負担行為、第３条で地方債、第４条で一時借入金、第５条で歳出予算の流用を定めてございます。

７ページをお願いします。債務負担行為になります。３件ございます。

２行目の第５期地域福祉計画策定業務委託、令和９年度616万円です。

次の保育所調理業務委託、令和９年度から令和13年度まで、５年間２億4,691万8,000円です。こちらは第１、第３第５の三つの保育所の業務委託を行うものでございます。

８ページをお願いします。地方債になります。23の事業がございます。

主なものといたしまして、下から四つ目になります。

農道橋整備事業債380万円で、こちらは小池農道橋の改修の整備を行うものでございます。公共事業等債充当率90％を交付税措置率が20％となっております。

次の防災重点農業用ため池整備事業債5,370万円で、三王免ため池ほか改修、一般補助施設の整備事業債を使いまして、充当率90％、交付税措置が約22％となっています。

それから、そのページの一番下の県道整備事業債4,540万円で、こちらは県道熊本高森線、それから、第２空港線の平田安永交差点改良に伴う負担となっております。充当率が90％、交付税措置はございません。

９ページです。２行目から、社会資本整備総合交付金事業債5,170万円から、潮井自然公園整備事業債、都市再生整備事業債、土地区画整理事業債、それから、都市計画道路整備事業債、こちらにつきましては、復興事業関係で行っておりますが、公共事業等債の充当率90％、交付税措置率が20％となっております。

また、その次の広崎古閑線アンダーボックス整備事業債が6,800万円。それから下から２行目になりますが、文化会館の駐車場整備事業債6,750万円で、こちらは木山の区画整理地内ということになります。一般事業で充当率75％、交付税措置はございません。

12ページをお願いいたします。こちらから歳入になります。

まず、１款１項町民税です。本年度予算額、前年度予算額比較という形になっております。本年度が17億9,974万3,000円で、約１億8,500万円の増額となっております。

次の２項、固定資産税が合計で今年21億7,363万円で、約5,500万円の増額となっております。

13ページです。３款の軽自動車税です。

合計で１億2,977万9,000円で46万9,000円の増額となっております。

その中の１目環境性能割につきましては、制度廃止によりまして、廃止前分として50万円の歳入ということで、前年比較593万1,000円の減額となっております。なお、この減額分につきましては、12款の地方特例交付金で補填をするということになっております。

次に、４款４項の町たばこ税です。２億1,070万9,000円。

それから、次のページ、14ページになります。こちらからが国からの譲与税交付金等になりま

すけれども、こちらにつきましては、直近の決算状況、収納状況を踏まえまして、増減を行っているところでございます。

まず、２款１項１目地方揮発油譲与税です。1,700万円で400万円の減額となっております。こちらは暫定税率が廃止をされるということでございまして、令和８年度の減収分につきましては、同じく地方特例交付金で措置をされるものでございます。

次に、15ページです。３款１項１目利子割交付金100万円で30万円の増額です。

４款１項１目配当割交付金で800万円。200万円の増額です。

５款１項１目株式等譲渡所得割交付金1,000万円で400万円の増額。

それから、６款１項１目の法人事業税交付金5,000万円で500万円の増額です。

次に、16ページです。７款１項１目地方消費税交付金7,800万円で3,000万円の増額となっています。物価高騰の影響によりまして、年々と増加傾向となっております。

９款１項１目の環境性能割交付金100万円で、こちらは廃止前分ということで、400万円の減額となっております。

17ページです。12款１項１目地方特例交付金、こちらが6,480万円で1,180万円の増額となっております。暫定税率廃止及び環境性能割の廃止の減収補填分が税増額されているということでございます。

13款１項１目の地方交付税が46億3,241万2,000円で、約３億5,300万円が増額となっております。復旧復興事業の交付税措置等により増額になっているものと思われます。

次に、18ページをお願いします。15款２項１目の総務費の負担金です。空港方面コミュニティバス負担金1,535万5,000円で、空港ライナーの西原村の負担を頂いている分ということになります。半分を頂いているところです。

２目の民生費負担金の３節児童福祉費負担金、保育所、公立1,810万6,000円。それから私立分１億1,206万9,000円。利用者増などによりまして、令和７年度より2,600万円ほど増額になっているところです。

それから19ページです。16款１項４目の土木使用料の２節住宅使用料です。２億7,730万円となっております。

次に、21ページをお願いします。17款１項１目民生費国庫負担金です。

１節の社会福祉費負担金で、２行目の障害者自立支援給付費国庫負担金３億9,557万円。次の障害児施設給付費国庫負担金２億1,565万2,000円で、この節を合計しますと６億3,114万2,000円ということになりまして、令和７年度より約１億4,400万円ほど増額をしているというところです。

次のページ22ページをお願いします。17款２項１目の総務費国庫補助金になります。

マイナンバーカード交付事務費の補助金1,752万2,000円。社会資本整備総合交付金、定住促進1,198万1,000円。こちらは集落部への戸建ての100万円の補助金に係るものでございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,397万9,000円で、こちらは国の臨時交付金を中学生の給食費の補助に充てるものでございます。

２目民生費国庫補助金の１節社会福祉費補助金、２行目では重層的支援体制整備事業交付金6,573万4,000円。

３節の児童福祉費補助金では、子どものための教育保育給付交付金９億3,078万7,000円。子ども子育て支援交付金9,066万3,000円などによりまして、節合計では10億3,208万3,000円となっております。こちらも令和７年度と比較しますと約２億2,000万円ほど増額になっているというところでございます。

23ページです。３目の衛生費国庫補助金では妊婦支援給付交付金3,500万円。

次に、７目の土木費国庫補助金では、１節土木費補助金で社会資本整備総合交付金5,750万円、こちらは潮井公園線ほか分です。道路メンテナンス事業補助金3,630万円。

２節の都市計画費の補助金では、都市計画道路整備事業補助金２億3,595万円と、次の交付金３億9,050万円、こちらが街路事業分となります。次の都市再生整備計画事業補助金１億657万5,000円。社会資本整備総合交付金都市公園１億2,715万円で、潮井公園整備によるものです。

３節の住宅費の補助金では、一番下の災害公営住宅家賃低廉化事業補助金３億8,247万円となっています。

25ページをお願いします。18款１項１目の民生費県負担金です。

１節の社会福祉費負担金で、二つ目の障害者自立支援給付費県負担金１億9,847万5,000円。障害児施設給付費県負担金１億782万6,000円などです。

次が、２節の老人福祉費負担金です。後期高齢者医療保険基盤安定県負担金１億1,812万6,000円、３節の児童福祉費負担金では、児童手当県負担金8,559万2,000円。次の、子どものための教育保育給付費県負担金３億5,521万5,000円。

２節の衛生費県負担金では、一番上ですが、国保保険基盤安定県負担金１億412万7,000円。

３節の土木費負担金では、２行目の文化会館駐車場整備県負担金２億3,000万円。こちら区画整理地内への県の負担金となっております。

26ページです。18款２項２目民生費県補助金です。

１節、社会福祉費補助金の２行目、重度心身障害者医療費補助金2,526万円。飛びまして、重層的支援体制整備事業交付金3,039万円。

３節の児童福祉費補助金では、一番上の子ども子育て支援交付金8,765万4,000円。

27ページの上から２行目の保育対策総合支援事業費補助金5,463万9,000円。

それから、次の28ページになります。５節の農林水産業費県補助金の農業費補助金になります。

上から二つ目で、資源向上支払交付金、長寿命化分が3,885万1,000円。共同活動分が1,719万3,000円。農地維持支払交付金2,964万9,000円。農業水路等長寿命化防災減災事業補助金１億322万円で、こちらは防災重点ため池の整備に係るものでございます。新規就農者経営発展事業支援補助金3,375万円です。

７節の土木費県補助金の２目の土木県補助金の２節地籍調査事業補助金が5,246万2,000円です。

９目の教育費県補助金では、29ページです。給食費負担軽減補助金１億3,075万9,000円といたしまして、こちらは小学生１人当たり5,200円の補助を全額県補助で行うものでございます。

30ページをお願いします。19款１項２目の利子及び配当金です。利子及び配当金につきましては、12の基金の利子等になっております。合わせますと2,450万9,000円で、昨年度よりも約2,000万円ほど増額をしているところでございます。

31ページです。19款２項２目の物品売払収入です。ごみ袋売却代として3,510万円。

次に、20款１項１目一般寄附金で、ふるさと納税８億円、企業版ふるさと納税100万円、前年同額となっております。

次に、32ページをお願いします。21款２項１目の基金の繰入金です。

九つの基金から繰入れを行っております。合計で31億9,758万4,000円で、前年比較３億1,790万円の増となっております。

33ページです。22款１項１目繰越金３億円、前年同額です。

23款４項１目の貸付金元利収入の一番上です。地域総合整備資金貸付金収入769万2,000円で、こちら補正にも上がっておりましたが、花へんろからの貸付金収入となります。

34ページです。23款５項５目の雑入です。上から六つ目になります。

派遣職員人件費2,370万円で、こちらは県派遣職員分となっております。一番下のデジタル基盤改革支援補助金5,208万円です。

35ページです。下から四つ目になります。下水道整備負担金5,700万円で、こちらは下水道整備事業を一般会計の事業で実施するための負担金となっております。

36ページです。24節の調査になります。こちらにつきましては、先ほど説明のとおりでございます。

37ページ、次のページを御覧いただきたいと思います。計のところでございます。

本年度の予算が13億570万円です。前年との比較が16億6,670万円の減額ということでございます。

38ページをお願いいたします。歳出になります。

全般的な事項といたしまして、人件費につきましては、本年の２月に御承認をいただきました給与改定等の内容、金額であったり、また、支給率であったりというところで計上いたしております。

それでは、41ページをお願いします。２款１項１目の一般管理費です。

６節の退職金になります。退職手当組合負担金１億4,389万4,000円で、こちらは定年が65歳に延長されたことに伴いまして、隔年４分の１負担という形になっておりましたけれども、令和８年度以降、通常の金額ということになります。令和７年度比較でおおむね１億円ほど増額になっているところでございます。

次に、42ページをお願いします。10節の需用費の印刷製本費1,599万3,000円です。こちらは主に広報ましき分となっております。

11節役務費の43ページです。厚生年金保険料、再任用職員、会計年度任用職員、8,134万円です。

それから、12節の委託料では行政区区長委託料3,512万円となっております。こちらは名称を

嘱託員から区長に変更しているものでございます。

44ページをお願いします。上から２行目の文書管理システムデータ移行業務委託料590万7,000円で、こちらは過去の事務文書のデータを新システムに移行するための費用となっております。

二つ飛びまして、公金収納システム改修委託料1,155万円で、こちらは納付書にＱＲコードなどを付すものでございまして、財源としては、デジタル活用推進事業債充当率90％、交付税措置率50％を活用する予定です。

45ページです。18節の負担金補助で上から三つ目の上益城広域連合負担金1,753万1,000円です。

46ページです。中段やや下になります。地域おこし企業人交流プログラム負担金590万円で、現在日本航空から派遣を頂いているところでございます。特別交付税で100％措置をされるものでございます。一つ飛びまして、災害派遣職員人件費負担金1,480万円で、こちらは熊本県の県からの分ということでございます。

次に、47ページの２目財産管理費になります。

12節の委託料では、庁舎の清掃業務の委託料1,104万円、二つ飛びまして、施設警備業務の委託料1,521万2,000円などとなっています。

48ページです。上から四つ目になります。第２幼稚園跡地施設、名称は未定でございますが、管理清掃委託料232万8,000円です。

それから24節の積立金です。こちらは六つの基金から積立てを行っております。合計で5,700万3,000円となっております。

49ページです。３目の電子計算機運用費になります。

11節の役務費では、三つ目のクラウドサービス料2,760万円、こちらがガバメントクラウドに対応するための利用料となっております。

12節の委託料では、一番上の庁舎ネットワーク運用保守委託料790万円ほか、こちらは合計しますと7,663万7,000円のネットワークシステムであったり、また、保守費用などがここには計上されてございます。

50ページです。一番上の地方公共団体情報システム標準化共通化委託料1,705万5,000円。

13節の使用料賃借料では、基幹系システム使用料3,539万3,000円ほか、システム及び機器購入のリース料など、合計しますと9,749万8,000円となっております。

51ページです。こちらからが企画費になります。

52ページをお願いいたします。12節の委託料になります。ふるさと納税業務委託料３億8,239万5,000円で、返礼品ほかとなっております。

次の、復興まちづくりアドバイザー業務委託料1,747万9,000円。総合計画策定業務委託料800万円。飛びまして、下から３行目の、のるーとＵＭＥらいん運行業務委託料2,434万7,000円。空港方面コミュニティ交通運行業務委託料3,008万5,000円、こちらは半額を西原村より御負担頂いているところでございます。

53ページです。18節の負担金補助で、一番下です。定住促進補助金3,550万円。

次の54ページです。５行目になります。地方バス運行等特別対策補助金6,000万円で、こちら

の公共交通につきましては、特別交付税で８割措置をされるところでございます。一つ飛びまして、復興推進エリア宅地開発補助金1,200万円です。地区計画が予定されているため計上しております。

58ページをお願いします。58ページの２款１項７目の諸費になります。

18節負担金補助で一番下になります。危険家屋等除却事業補助金600万円で、復興基金事業として継続を行っております。

63ページをお願いします。３項２目の賦課費になります。

12節の委託料で、固定資産評価替・固定資産課税土地評価業務委託料2,285万8,000円で、令和９年度からの評価替のため行うものです。

67ページをお願いいたします。２款３項１目の戸籍住民基本台帳費の11節役務費になります。戸籍システムの利用料789万2,000円、コンビニ交付システムのクラウド利用料、354万5,000円などとなっています。

70ページをお願いします。こちらは２款４項から選挙費関係になります。

まず、６目県議会議員選挙費、本年度767万2,000円になります。こちらは事務費等の執行経費になります。

71ページが７目町長選挙費2,031万5,000円。

72ページです。８目町議会議員選挙費501万8,000円となっております。

77ページをお願いします。こちらは３款１項１目社会福祉の総務費になります。

12節委託料です。まず、一番上で障害福祉計画及び障害児福祉計画策定業務委託料340万円。それから、下から三つ目の地域包括支援センター運営委託料4,173万3,000円。一番最後のコミュニティソーシャルワーカー設置事業委託料2,392万7,000円などです。

78ページです。一番上の地域サロン活性化支援事業委託料1,119万3,000円。一つ飛びまして、生活支援コーディネーター委託料1,185万円です。

18節の負担金補助では、四つ目の社会福祉協議会補助金1,600万円。それから、一つ飛びまして、被災者転居費用助成金30万円から、次の79ページの上から三つ目の住宅再建利子助成金600万円までが復興基金事業となっております。

19節の扶助費では、介護訓練給付費等７億7,614万1,000円、次の、障害児通所給付費４億3,130万4,000円などによりまして、節の合計では13億2,837万8,000円となっておりまして、令和７年度より約２億9,000万円ほど増額をしているというところになります。

80ページをお願いいたします。24節の積立金です。三つの基金の積立金利子となります。533万円です。

81ページです。３目の国民年金事務費の12節委託料、国民年金システム改修業務委託料107万8,000円です。

次に、４目の老人福祉費になります。84ページをお願いします。

19節の扶助費です。老人保護措置費9,609万円。27節の繰出金では、合計しますと５億2,727万6,000円で、介護保険特別会計への繰出金となっております。

85ページの５目の社会福祉施設費です。

12節委託料で、憩の家解体調査等委託料745万8,000円となっております。こちらは解体後の周辺建物の調査を予定しているものでございます。

86ページです。９目の後期高齢者医療費になります。

87ページです。18節の負担金補助になります。広域連合への負担金、５億797万1,000円になります。次の27節繰出金が特別会計への繰出金となっております。１億6,189万円です。

３款２項１目の児童福祉総務費です。

89ページをお願いします。12節の委託料で放課後児童健全育成事業委託料１億9,151万3,000円になります。

91ページをお開きください。上から四つ目になります、公私連携型保育所運営委託料１億3,713万4,000円で、こちらは旧第４保育所分となります。一つ飛びまして、地域子育て支援拠点事業委託料2,296万5,000円で、こちらは支援拠点増による増額というところで、前年度よりも1,100万円ほど増額になっております。

13節の使用料及び賃借料では、三つ目の放課後児童クラブ施設リース料280万5,000円で、飯野小学校の児童クラブのリース料です。

17節の備品購入費の放課後児童クラブ器具購入費399万3,000円、こちらはＡＥＤの更新設置によるものでございます。

92ページです。18節の負担金補助では、私立保育所等運営給付費16億9,228万5,000円となっております。こちらは国の補助等もございますが、令和７年度比較で約１億7,000万円ほど増額になっております。また、下から三つ目の保育所等整備交付金1,695万円で、私立保育所が行う増築工事に伴う交付金となっています。

次の保育補助者雇上強化事業補助金が3,580万5,000円。保育体制強化事業補助金が2,088万円です。

93ページです。放課後児童クラブ施設整備補助金2,725万7,000円で、こちらも町内の保育施設が児童クラブの整備を行った際の補助となっております。

19節の扶助費では子ども医療費助成金が２億3,480万8,000円。それから、２目の児童措置費では、児童手当が９億4,430万円です。

96ページをお願いします。児童福祉施設費になります。

12節の委託料です。真ん中あたりになります。保育士等派遣業務委託料866万円で、不足する保育士２名分を想定しております。調理業務委託料、2,930万4,000円で、２園分となっております。一番下の公私連携保育所建物調査委託料190万円、こちらは第２保育所を予定しているものです。

97ページです。19節の扶助費では、保育材料給食用の食材費が3,041万2,000円となっています。

３款３項１目の災害復旧費です。

98ページをお願いします。22節の償還金利子では、災害援護資金償還金1,185万5,000円です。

４款１項１目保健衛生総務費の100ページをお願いします。

18節負担金補助では、下から二つ目の妊婦支援給付費給付金3,500万円、27節の繰出金では国保特別会計、それから、水道事業会計を合算しまして２億8,930万4,000円となっています。

102ページをお願いします。12節の委託料になります。

一番上の子ども４種混合等予防接種業務委託料１億781万2,000円。一つ飛びまして、高齢者インフルエンザ予防接種業務委託料2,210万3,000円。

103ページで、高齢者新型コロナウイルス予防接種業務委託料1,933万1,000円。同じく高齢者帯状疱疹の予防接種業務委託料1,534万1,000円。母子保健健診業務委託料4,420万4,000円。二つ飛びまして、ＲＳウイルスワクチン接種業務委託料762万5,000円、こちらが新規計上となっております。

104ページです。18節の負担金補助の下から２行目、ＲＳウイルスワクチンの接種補助金、同じく189万6,000円で新規計上となっております。

105ページです。３目の環境衛生費の18節負担金補助です。益城嘉島西原環境衛生施設組合負担金２億1,440万7,000円で、クリーンセンターへの負担金となっております。

106ページです。５目の健康増進事業費の12節委託料です。益城健診業務委託料3,553万5,000円ほか、こちらには各種検診の委託料が計上されております。

107ページです。保健福祉センターの運営費になります。

109ページをお願いします。12節委託料の109ページの一番上です。健康づくりルームの管理運営業務の委託料698万2,000円。一つ飛びまして、夜間運動講座委託料38万7,000円です。下のほうになりますが、４款２項１目の塵芥処理費では、10節の需用費、消耗品費3,455万4,000円で、ゴミ袋収集ボックスの購入費となっております。

110ページです。12節の委託料では、ごみ収集業務委託料8,913万6,000円。

２目のし尿処理費では、18節の負担金補助で、御船地区衛生施設組合への負担金2,450万4,000円です。こちらにつきましては、令和８年度から山都町が構成団体に加入されるということでございまして、令和７年度比較で約1,100万円ほど安くなっているというところでございます。

111ページ、６款１項１目の農業委員会費です。

112ページをお願いいたします。17節の備品購入費で、機械器具購入費31万5,000円、農業委員の調査用タブレットの購入をするものでございます。

114ページをお願いします。18節の３目の農業振興費になります。18節の負担金補助で115ページの中段あたりになります。

農業利用効率化等支援交付金事業補助金1,800万円。こちらは農業構造転換などによる支援分として２件分を計上しているものです。二つ飛びまして、農業就業者経営発展支援事業補助金3,375万円で、こちらは設備投資などを行った場合の新規５件分を計上しているものでございます。

次の新規就農者経営開始資金補助金750万円。

それから次に、117ページをお願いします。５目の農地費になります。

12節の委託料の上から四つ目になります。防災重点農業用ため池工事測量設計の業務委託料

2,525万8,000円で、こちらは新屋敷第２堤、それから、椎の木迫の堤ほかの設計委託などとなっております。

14節の工事請負費では、防災重点農業用ため池の工事費として１億1,614万1,000円。こちらは三王免ため池分でございます。それから、その下の農道橋梁改修工事費1,725万9,000円となっております。

18節の負担金補助では、次の118ページです。

中段あたりになります。県営特定農業用管水路等特別対策事業負担金1,200万円。それから飛びまして、下から三つ目、資源向上支払交付金長寿命化5,180万3,000円。共同活動分が2,292万5,000円。農地維持支払交付金が3,953万2,000円。

119ページの上から二つ目ですが、環境保全型農業直接支払交付金1,316万8,000円です。

123ページをお願いします。こちらからが７款になります。商工費です。

７款１項２目商工業振興費の12節委託料です。創業支援等相談窓口運営業務委託料982万3,000円です。

124ページです。18節の負担金補助です。商工会補助金1,040万円。夏祭り補助金2,287万円です。

126ページをお願いします。こちらが４節の企業誘致推進費になります。

27節繰出金です。産業団地特別会計繰出金９億6,723万4,000円で、産業団地の造成に伴う一般会計からの繰り出しとなっております。

次からが土木費になります。

128ページをお願いします。８款１項２目の地籍調査事業費になります。総額で、本年度が9,212万6,000円で、前年比較で7,000万円ほど増額をしているところでございます。

129ページの12節の委託料では、地籍調査の測量業務委託料7,700万円となっておりまして、こちらにつきましては、県から４分の３の補助と、補助欄につきましては特別交付税で８割を見ていただくということになっております。

次の130ページです。８款２項１目の道路維持費になります。こちらも総額で、本年度の予算額が3,515万4,000円。前年度よりも8,411万8,000円減額しているものでございます。

次の131ページです。こちらも８款２項２目の道路新設改良費ですが、こちらも総額で１億3,221万7,000円で、前年比較の５億160万4,000円減額を行っているものでございます。

12節の委託料です。２行目で広崎古閑線アンダーボックス整備事業委託料4,500万円。こちらは緊急防災減災事業債を活用する予定となっております。

132ページです。18節の負担金補助では、県道整備事業負担金5,050万円で、こちらが歳入でも御説明いたしましたが、県道熊本高森線、それから第２空港線の平田安永交差点改良に伴う負担金となっております。

３目の橋梁維持費になります。

12節の委託料では、橋梁調査業務等委託料3,100万円で、橋梁42の橋梁の点検等と、それから、それぞれの橋梁の設計費関係となっております。

14節の工事請負費では、橋梁補修工事費3,700万円で、新古閑橋の改修を計画しているものです。

６目の社会資本整備総合交付金事業の14節工事請負費では、道路改良工事費１億1,500万円。次の133ページの16節の公有財産購入費として、道路用地購入費300万円。次の21節の補償費では立木補償費200万円など、こちらは潮井公園線の整備によるものでございます。

135ページをお願いします。８款４項１目の都市計画総務費になります。

12節の委託料です。都市計画基礎調査の業務委託料1,320万円で、こちらは５年に一度の調査となります。県が２分の１の支出金ということでございます。

137ページをお願いします。24節の積立金では、公共下水道建設基金の積立金1,167万7,000円。それから、27節の繰出金では、下水道事業会計への繰出金６億4,730万7,000円で、令和７年度よりも約7,000万円ほど増額となっております。内水対策などによる一般会計からの繰り出しの増というところでございます。

５目の公園費になります。

138ページです。14節の工事請負費です。潮井自然公園整備工事費２億6,680万円です。

それから、139ページでは、土地区画整理費の18節負担金補助で、一番上の益城土地区画整理事業の負担金１億4,125万7,000円で、木山地区の区画整理に伴う負担金となっております。

140ページです。こちら８款４項８目街路事業になります。

総額でいきますと、本年度が13億1,000万円、前年比較で１億4,300万円の増額となっております。主なものといたしましては、14節の工事請負費が３億9,900万円。飛びまして、16節の公有財産購入費１億8,600万円。21節の補償費が７億900万円などとなっています。

142ページをお願いします。８款４項12目の都市再生整備計画事業でございます。

区画整理の進捗に合わせて実施を行っているものでございまして、本年度の予算の総額が５億4,016万7,000円で、前年比較の３億1,116万7,000円の増額となっております。主な内容としては14節の工事請負費で、２行目の公園整備工事１億1,016万7,000円、文化会館駐車場整備工事費３億6,000万円、交通広場整備工事費5,000万円などとなっております。

143ページです。８款５項１目の住宅管理費になります。

144ページです。12節の委託料です。公営住宅指定管理料7,150万円です。

９款１項１目の非常備消防費になります。

１節報酬で消防団員報酬が2,414万9,000円です。

145ページです。18節の負担金補助の下から二つ目です。消防団運営交付金1,224万2,000円です。

146ページです。２目消防施設費になります。

12節委託料では、熊本市消防局常備消防事務委託料３億8,247万4,000円。

17節の備品購入費では、小型動力ポンプ購入費274万3,000円で寺迫地区分。それから、小型動力ポンプ積載車購入費1,269万2,000円。こちらは小峯、それから下陳地区を予定しているところです。緊急防災減災事業債を活用する予定です。

次からが教育費になります。

150ページをお願いします。教育費の事務局費になります。

12節の委託料です。委託料の上から二つ目の教育ＩＣＴタブレット端末運営業務委託料8,439万7,000円で、令和７年度に更新を行ったものでございます。それから、一番最後の学校産業医委託料222万2,000円、こちらは新規計上しているところでございます。

151ページです。３目の語学指導費の委託料です。

外国語指導業務委託料1,647万4,000円と、次の日本語指導業務委託料39万7,000円で、こちらは外国人の子どもに日本語を指導するための委託料となっております。

154ページをお願いします。こちらは学校管理費になります。

14節の工事請負費です。飯野小施設整備費7,909万4,000円。こちらは飯野小学校のエレベーターの工事に伴うものです。津森小学校の施設整備費1,284万1,000円で、こちらは津森小学校の法適合化工事を行うものでございます。

165ページをお願いします。こちらは10款６項１目の社会教育総務費になります。

18節の負担金補助になります。こちらでは、各種、社会教育関係の団体の補助金を計上しているところでございます。合計しますと1,363万8,000円になっております。

167ページをお願いします。３目の文化会館の運営費です。

12節委託料で指定管理委託料4,006万円です。

170ページをお願いします。こちらは文化財の保護対策費になります。

12節の委託料で、文化財調査業務委託料1,291万6,000円で、こちらは益城台地の東地区の文化財の試掘確認調査等によって増額をしているものでございます。

171ページです。14節の工事請負費で、布田川断層帯保存整備工事費が500万円で、谷川地区のおもいやり駐車場、展望広場の整備費などとなっています。

175ページです。10目の地域共生センターの運営費になります。

12節の委託料で、指定管理の委託料4,021万1,000円となっています。

177ページをお願いします。こちらは保健体育総務費になります。

18節の負担金補助で、中段あたりからのスポーツ協会補助金543万4,000円ほか、こちらはいろんなスポーツ体育に関する補助金が計上されているところでございます。

次のページをお願いします。２目の体育施設費です。

12節の委託料です。体育施設指定管理委託料4,098万円で、総合運動公園ほかの管理の委託料となっています。

179ページです。３目の学校給食費になります。

181ページをお願いします。12節の委託料の181ページの上から２行目です。学校給食調理等業務民間委託料9,909万9,000円と、それから、18節の負担金補助では、学校給食食材購入費補助金1,397万9,000円で、こちらは中学生の食材費補助に伴うものです。それから、その次の、給食費負担軽減交付金（小学校）１億3,076万円。こちらにつきましては、学校給食費の無償化の県の補助金を全額活用して行うものでございます。

次のページをお願いします。182ページです。こちらからが災害復旧事業になります。

11款１項１目が農業用施設の災害復旧費になっております。3,327万9,000円です。

11款の２項が土木施設災害復旧費になっておりまして、183ページの６目宅地災害復旧費から９目の雑種地等災害復旧費までが復興基金事業として継続して行っているものでございます。

12款１項１目の元金が合計で33億9,179万7,000円で、前年比較の３億6,312万1,000円の増となっています。

また、２目の利子は３億5,383万5,000円で、前年比較7,743万5,000円の増となっています。

184ページをお願いします。公債費の合計です。

本年度の合計が37億4,663万2,000円で、前年度より、比較で４億4,055万6,000円の増となっております。

14款１項１目の予備費が、総額で5,138万3,000円となっております。

185ページです。こちらからが給与費明細書になります。185ページから194ページまでが明細になっております。

195ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の歳出予定額等に関する調べということでございます。これは、これまでに予算で計上してまいりました分で８年度以降にまだ債務負担行為が残っているものについての一覧表、現在の状況、財源内訳となっております。

197ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっております。こちらがこれまでに発行を行った地方債の現在高と見込みになります。表の一番左側のほうから、令和６年度末の現在高、一番下の合計額が約502億となっておりますが、こちらが決算額でございます。

以降、右側につきましては、見込額ということになります。令和７年度末の現在高の見込額の計といたしましては、523億5,785万3,000円ということでございまして、こちらにつきましては、今現時点で予算を計上しているものを全て令和７年度中に借り入れるという試算で行っているもので、見込みで行っているものでございます。

それから、その隣の令和８年度中の増減見込額とありますが、その左側、当該年度中の起債の見込額といいますのが、今年度に発行する見込額になります。合計で13億570万円になります。

それから、その右側になりますが、当該年度中の元金の償還見込額、今年度払う元金の分の合計額が、一番下の合計ですが、33億9,179万7,000円になります。

７年度末の数字から８年度の発行額を加え、８年度の元金償還額を差し引くという計算を行いますと一番右下の令和８年度末の見込額が502億7,175万6,000円になるということでございます。

議案第15号につきましては、以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　ここで暫時休憩します。

11時35分より再開します。

休憩　午前11時26分

再開　午前11時36分

○議長（榮　正敏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君）　企画財政課、藤田です。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、199ページをお願いいたします。

議案第16号、令和８年度益城町国民健康保険特別会計予算です。

第１条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ35億2,029万9,000円と定めております。

第２条で一時借入金です。

204ページをお願いします。歳入になります。

１款１項の国民健康保険税になります。

205ページです。合計で５億4,358万4,000円です。なお、204ページの４節子ども子育て支援納付金現年課税分、こちらにつきましては、新規計上分となっております。

205ページの６款２項１目、保険給付費等交付金24億9,999万8,000円です。

206ページです。10款１項の１目一般会計繰入金２億6,350万4,000円です。

207ページ、11款１項１目の繰越金は２億円で前年同額です。

209ページです。歳出になります。

１款１項総務管理費になります。

210ページです。合計で本年、2,205万1,000円となっております。

211ページです。２款１項の療養諸費になります。

212ページをお願いします。本年度20億8,603万1,000円です。

２款２項の高額療養費です。213ページの計で３億2,768万3,000円です。

次のページ、214ページです。３款１項医療給付費分の合計です。５億1,990万7,000円です。

３款２項の後期高齢者支援金等分です。１億9,428万9,000円です。

215ページです。３款４目子ども子育て支援納付金分、こちらが新規計上となっております。1,652万7,000円です。

217ページです。７款１項１目国保基金積立金5,081万3,000円です。

218ページです。10款１項１目予備費１億6,125万3,000円となっております。

議案第16号につきましては、以上でございます。

次に、219ページをお願いします。

議案第17号です。令和８年度益城町後期高齢者医療特別会計予算です。

第１条で歳入歳出予算、歳入歳出それぞれ６億6,975万5,000円と定めております。

第２条で一時借入金です。224ページをお願いします。歳入であります。

１款１項で後期高齢者医療の保険料です。計で５億448万円です。

５款１項の一般会計からの繰入金です。計で１億6,189万円です。

226ページをお願いします。こちらからが歳出になります。

227ページです。２款１項後期高齢者広域連合納付金、計の６億6,198万2,000円です。

議案第17号につきましては、以上でございます。

次に、229ページです。議案第18号、令和８年度益城町介護保険特別会計予算。

第１条で歳入歳出予算です。歳入歳出それぞれ35億8,632万2,000円と定めております。

第２条で一時借入金、第３条で、歳出予算の流用です。

235ページをお願いします。歳入になります。

１款１項の介護保険料になります。計の７億2,629万7,000円です。

236ページです。４款１項国庫負担金が、計の６億882万1,000円。２項の国庫補助金が237ページ、合計の２億1,407万1,000円。

５款１項の支払い基金の交付金が、９億4,508万円。

６款の県支出金の県負担金が４億9,279万9,000円。

次の238ページです。10款１項の一般会計繰入金が239ページの計になります。５億2,727万6,000円です。

241ページをお願いします。こちらからが歳出になります。

244ページをお願いします。２款１項の介護サービス等諸費になります。245ページの計です。30億7,017万5,000円です。

246ページです。２款２項の介護予防サービス等諸費です。計の１億2,302万1,000円です。

247ページです。２款４項の高額介護サービス等費、計の8,416万9,000円。

248ページです。２款７項の特定入所者介護サービス等費、計の8,753万8,000円。

５款１項の介護予防生活支援サービス事業費、計の次の249ページです。9,956万円。

以下、254ページまでが歳出予算となっております。

議案第18号につきましては、以上でございます。

次に、255ページをお願いします。

議案第19号、令和８年度益城町産業団地特別会計予算です。

第１条で歳入歳出予算です。歳入歳出それぞれ12億1,603万4,000円と定めております。

第２条で地方債です。

第３条で一時借入金となっております。

258ページをお願いします。地方債です。

産業団地整備事業債、限度額が１億2,880万円となっております。こちらは産業団地内に調整池や緑地などを国庫補助事業で実施することに伴いまして、その補助裏部分の起債を行うものでございます。公共事業等債の充当率90％、交付税措置20％を予定しております。

261ページをお願いします。歳入になります。まず、１項１款１目の土木費国庫補助金が、社会資本整備総合交付金１億1,700万円。

２款１項１目の一般会計繰入金が９億6,723万4,000円。

３款１項１目の繰越金が300万円で前年同額。

４款の町債は先ほど説明のとおりでございます。

262ページが歳出になります。需要費、１款１項１目の産業団地整備事業費になっております。合計で本年度の予算額が11億9,097万2,000円となっておりまして、主なものといたしましては、14節の工事請負費、産業団地造成工事費11億1,541万2,000円となっております。

263ページでは、２款１項１目で公債費の利子が2,214万2,000円。

それから、３款１項１目では予備費が292万円となっております。

264ページでは債務負担行為の調書になっております。

それから、次の265ページでは、こちらは地方債の調書となっております。

議案第19号につきましては、以上でございます。

次に、議案第20号になります。１ページをお開きください。

議案第20号、令和８年度益城町下水道事業会計予算。

第２条で業務の予定量の中で、業務の予定量は次のとおりとするということでございまして、排水処理の戸数、年間総処理水量、１日平均処理水量などが定めてございます。

第３条で収益的収入、収益的収入及び支出。収入では、下水道事業収入15億4,870万3,000円、支出では下水道事業費用として15億1,818万3,000円となっております。

２ページの第４条です。資本的収入及び支出でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する３億2,564万5,000円は、当年度分、損益勘定留保資金等で補填するものといたしまして、収入が資本的収入12億6,489万円、支出が資本的支出15億9,053万5,000円となっております。

第５条で債務負担行為。

次の３ページです。第６条で企業債、第７条で一時借入金、第８条で予定支出の各項の経費の金額の流用、第９条で議会の議決を得なければ流用することができない経費。

４ページに行きまして、第10条で他会計からの補助金等について定めてございます。

８ページをお願いします。こちらからが令和７年度決算見込みキャッシュフロー計算書になります。

次の９ページです。こちらが令和８年度予定キャッシュフロー計算書です。

10ページです。給与費明細書、こちらが10ページから12ページまで続きます。

13ページをお願いします。債務負担行為に関する調書です。

14ページです。令和７年度決算見込み損益計算書です。

15ページをお願いします。令和７年度決算見込み、貸借対照表です。15ページと16ページになります。

17ページをお願いします。令和８年度予定損益計算書になります。

18ページが令和８年度予定貸借対照表です。こちらは20ページまで続きます。

21ページをお願いします。実施計画明細書になります。

資本的収入及び支出のまずは収入になります。

11款１項１目の下水道使用料です。公共下水道の使用料のほか、５億2,430万3,000円です。

２項の営業外収益では２目他会計補助金、一般会計からの補助金が５億435万8,000円。長期前

受金戻入金が、５億407万3,000円、国庫補助金ほかとなっております。

22ページです。資本的収入及び支出の支出のほうになります。

21款１項１目の管渠費です。

21節の修繕料では、公共桝及び取付け管の修繕が1,000万円。下水道環境老朽化に伴う更新分が1,200万円です。

２目のポンプ場費としましては、18節の委託料の上から三つ目、ポンプ場点検整備運転支援業務委託料1,800万円。それから、３目の処理場費では、18節の委託料で、処理場施設運営業務委託料（浄化センター）１億1,500万円ほかとなっています。

23ページです。７目の総係費になります。

こちらはまず、人件費となりますが、18節の委託料では上から四つ目です。使用料徴収事務委託料3,014万1,000円。

それから、24ページにおきまして、８目の減価償却費が、合計８億8,079万3,000円。

２項の営業外費用といたしまして、１節の企業債の利息が１億1,038万8,000円となっております。

次に、25ページです。資本的収入及び支出の収入になります。

31款１項の企業債です。合わせまして、６億9,050万円。

それから、３項の他会計の補助金では、一般会計補助金が１億4,294万9,000円。

５項の国庫補助金が合計しますと４億755万円。

６項の負担金等が受益者負担金です。2,389万1,000円。

26ページです。次は資本的収入及び支出のほうになります。

41款１項の２目の管路改良費です。

27節の工事請負費では、下水道広域化推進事業管渠築造工事費2,000万円。それから、管渠改築更新工事費（ストックマネジメント）6,900万円。

それから、31款の負担金では、益城中央被災市街地土地区画整理の工事費が2,100万円。都市計画道路事業に伴う汚水管築造工事負担金5,700万円などです。

３目のポンプ場整備改良費では、18節の委託料で、一番上の雨水管理総合計画策定更新業務委託3,000万円。それから、27節の工事請負費では、中段あたりの福富雨水幹線の改修工事1,000万円。宮園雨水幹線改修工事2,000万円などです。

27ページです。処理場建設改良費になります。

18節の委託料では、処理場ストックマネジメント改築更新業務委託料３億5,610万円。

それから、27節の工事負担金では、処理場の整備改修費として、御覧のとおりで合計が6,317万4,000円。

それから、３項企業債の償還金では、合計いたしまして６億6,487万2,000円となっております。

議案第20号につきましては、以上でございます。

次に、議案第21号になります。１ページ目をお開きください。

議案第21号、令和８年度益城町水道事業会計予算です。

第２条で業務の予定量です。給水戸数、年間総配水量、１日平均配水量などを定めてございます。

第３条が、収益的収入及び支出となっております。収入が、水道事業収益５億7,880万6,000円、支出が水道事業費用、５億6,333万3,000円です。

２ページです。第４条、資本的収入及び支出です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億9,677万4,000円は、当過年度損益勘定留保資金等２億9,677万4,000円で補填するものといたしまして、収入、水道事業資本的収入５億6,988万円。支出水道事業資本的支出８億6,665万4,000円としております。

第５条で企業債です。

３ページです。第６条で予定支出の各項の経費の金額の流用、第７条で議会の議決を経なければ、流用することのできない経費を定めております。

８ページをお願いします。こちらからは、令和８年度予定キャッシュフロー計算書になります。

９ページです。給与費明細書です。９ページから12ページまでになります。

13ページです。債務負担行為に関する調書になります。

14ページです。令和７年度決算見込み損益計算書です。

15ページ、令和７年度決算見込み貸借対照表です。こちら16ページまでございます。

17ページ、令和８年度予定損益計算書です。

18ページ、令和８年度予定貸借対照表で、こちらは20ページまで続きます。

21ページをお願いします。事業実施明細書になります。収益的収入及び支出の収入になります。

11款１項１目の給水収益です。水道料金で４億6,110万4,000円です。

３目その他の営業収益として、２節の雑収益で下水道使用料の徴収事務委託料3,014万1,000円です。

22ページをお願いします。次は支出のほうになります。

21款１項２目の配水及び給水費の19節修繕料です。総配給水管の修繕料が2,000万円です。４目の総係費では人件費と、それから23ページになります。16節の委託料では上から二つ目の水道メーター検針及び閉開栓事務3,450万円などとなっています。

24ページです。こちらの５目の減価償却費、こちら合計しますと、２億777万3,000円となっています。

25ページの２項営業外費用。１項、51節企業債への利息が3,205万4,000円となっております。

26ページです。こちらは資本的収入及び支出の収入になります。

31款１項１目の企業債です。４億5,670万円となっています。４項の工事負担金では、木山区画整理、それから都市計画道路に伴う補償費が5,000万円。それから、水道加入の申込み金が3,366万円となっています。

27ページです。こちらからが支出になります。

41款１項２目拡張事業費です。

34節工事請負費で、一番上の都市計画道路整備に伴う配水管布設工事２億6,680万円となって

おります。

それから、３目の工事改良事業費、34節工事請負費で、木山区画整理事業に伴う配水管布設工事１億400万円です。

28ページです。一番上になります。広崎地区、老朽管更新工事１億2,100万円。

それから、２項１節の企業債の償還金が、合計で１億9,003万2,000円となっております。

議案第21号につきましては、以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　日程第７、議案第15号「令和８年度益城町一般会計予算」から、日程第13、議案第21号「令和８年度益城町水道事業会計予算」までの説明が終わりました。

次に、日程第14、議案第22号「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第21、議案第29号「工事請負契約の締結について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　まず、初めに訂正をお願いします。

議案第15号、令和８年の一般会計の予算の説明につきまして、この中で公債費です。熊本地震からの復旧復興事業などで借り入れた町債の元利償還額が、令和８年度と比べ約４億4,000万円増加と申し上げましたが、正しくは令和７年度と比べ約４億4,000万円増加ということで訂正をお願いしたいと思います。

それでは、議案第22号、益城町税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本議案は地方税法第６条の規定に基づく公益上その他の事由により、固定資産の課税を不適当とする場合の課税免除の条文を本条例に追加するものです。

法改正の背景といたしましては、従来から固定資産税の減免対象としてきました自治公民館や消防水利施設といった公益に供する施設につきまして、その取扱いを見直し、明確に規定するためでございます。

具体的には、これらの施設が長年にわたり、地域社会の公益に貢献し、今後もその公益性に関わる見込みが少ないと判断される場合には、これまでの減免措置ではなくて、課税免除という取扱いに変えることを目的としております。

議案第23号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本議案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、条例を改正するものです。

主な改正内容は、子ども子育て支援納付金に係る規定の新設並びに熊本県から示された令和８年度標準保険料率に基づき、課税額となる所得割、均等割及び国民健康保険税の減額等を行うものです。

議案第24号、益城町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

本条例は、令和８年４月１日から全国の自治体で施行される乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の実施に伴い、必要な事項を定めるものです。この制度により、生後６か月から満３歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わ

ず、柔軟に利用できる新たな通園サービスを提供します。

条例の主な内容は、「こども誰でも通園制度」を本町において適正かつ効果的に実施するための運営に関する基準を定めるものです。

議案第25号、益城乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

本議案は、内閣府令、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い条例の一部を改正するもので、令和８年４月１日からの乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の実施に伴う文言の整理を改正するものです。

議案第26号、益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は介護保険法施行令が一部改正され、地方税における給与所得控除の見直しに伴う令和８年度の介護保険料率の算定に係る特例が定められることに伴い、本町の介護保険料につきまして、これに応じた措置を講ずるため、条例の改正を行うものです。

主な改正内容ですが、本条例の附則におきまして、二つの算定の特例を定めています。

まず、一つ目は、給与所得のある第１号被保険者であって、令和７年中の給与等の収入金額が、55万1,000円以上190万円未満であるものの一部について、令和８年度分の介護保険料率を算定するに当たり、その合計所得金額を令和７年度税制改正による地方税の給与所得控除の最低保障額引き上げ前の額と同額とするものものです。

二つ目は、第１号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯のうちに令和７年の給与所得のあるものであって、一定の要件に該当するものがあるときは、当該第１号被保険者を市町村民税世帯非課税者に該当しないものとみなして、令和８年度分の介護保険料率を算定するものです。

議案第27号、公益法人等への益城町職員の派遣等に関する条例について御説明を申し上げます。

本議案は、来年度から公益財団法人熊本県市町村振興協会へ本町職員を派遣することに伴い、条例で必要な事項を定めるものです。

条例の主な内容としましては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、派遣の対象となる公益的法人等、派遣することができない職員の範囲、派遣に当たり取決めておく事項、派遣職員の職務への復帰に関する事項及び派遣期間中の給与の取扱いについてなどを規定するものです。

議案第28号、公の施設の他の団体の利用に関する協定につきまして、御説明を申し上げます。

本議案は、当町と熊本市の図書館等において、相互の住民へ図書資料を貸し出すことができるよう協定を締結するもので、地方自治法第247条の３第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次ページが協定書案になります。協定の趣旨、対象となる公の施設、施設の利用関係経費の負担等について定めております。なお、本協定は本年５月１日付での締結を予定しております。

議案第29号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました福原袴野線落石対策第３期工事につきまして、契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、令和５年２月に落石が発生した町道袴野福原線にて、治山、地滑り、落石防止工事を行うものです。

契約金額は5,074万9,600円で、契約の相手方は熊本県熊本市南区富合町榎津1080番地５、有限会社正木工業でございます。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（榮　正敏君）　日程第14、議案第22号「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第21、議案第29号「工事請負契約の締結について」までの説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会　午後０時09分

令和８年第１回益城町議会定例会会議録

１．令和８年３月９日午前10時00分招集

２．令和８年３月10日午前10時00分開会

３．令和８年３月10日午後０時05分散会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　益城町議会本会議場

６．議事日程

日程第１　総括質疑

７．出席議員（18名）

１番　坂井　金次郎　君	２番　木村　正史　君	３番　西山　洋一　君
４番　上村　幸輝　君	５番　冨田　徳弘　君	６番　下田　利久雄　君
７番　吉村　建文　君	８番　甲斐　康之　君	９番　中川　公則　君
10番　野田　祐士　君	11番　宮﨑　金次　君	12番　坂田　みはる　君
13番　中村　健二　君	14番　稲田　忠則　君	15番　渡辺　誠男　君
16番　荒牧　昭博　君	17番　松本　昭一　君	18番　榮　正敏　君

８．欠席議員（０名）

９．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　中山　貴文

10．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村　博則　君	副町長	濱田　義之　君
教育長	信國　満徳　君	政策審議監	納美　由紀　君
土木審議監	持田　浩　君	会計管理者	坂井　浩章　君
総務課長	荒木　薫　君	総務課審議員	寺本　和寛　君
危機管理課長	森川　博　君	企画財政課長	松本　浩治　君
企画財政課審議員	藤田　智久　君	税務課長	山口　拓郎　君
住民課長	田上　恵美　君	福祉課長	菊川　和幸　君
こども未来課長	吉住　由美　君	こども未来課審議員	川原　さおり　君
健康保険課長	田上　雅史　君	産業振興課長	岩本　武継　君
都市計画課長	齊藤　計介　君	建設課長	鶴野　雅臣　君
復興整備課長	吉本　秀一　君	下水道課長	相良　憲二　君

水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君	生涯学習課審議員	内田博也君
代表監査委員	戸塚誠司君		

開議　午前10時00分

○議長（榮　正敏君）　皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第１　総括質疑

○議長（榮　正敏君）　それでは、日程第１、総括質疑を行います。

まず初めに、議案第11号「令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号）」から、議案第14号「令和７年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）」までの４議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮　正敏君）　質疑なしと認めます。これで議案第11号「令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号）」から、議案第14号「令和７年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）」までの４議案に対する質疑を終わります。

次に、議案第15号「令和８年度益城町一般会計予算」から、議案第21号「令和８年度益城町水道事業会計予算」までの７議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番下田議員。

○６番（下田利久雄君）　おはようございます。６番下田です。

一般会計の90何かな、３款民生費２項の児童福祉費の12節の委託料についてお伺いいたします。

○議長（榮　正敏君）　ページ数は。

○６番（下田利久雄君）　ページが91ページです。公私連携型保育運営費運営委託料１億3,700万円ですかね、これは第４保育所分と聞いたんですが、どういう金なのか教えてもらいたいと思います。

○議長（榮　正敏君）　こども未来課吉住課長。

○こども未来課長（吉住由美君）　おはようございます。こども未来課の吉住です。

６番下田議員の令和８年度益城町一般特別会計予算の91ページ、公私連携型保育所運営委託料の１億3,700万円について、こちらの内容なんですが、第４保育所から移行されたひびきのそら保育園さんに対する運営委託料で、ほかの私立の施設には委託料ではなくて、92ページにございます、私立保育所等運営給付費でお支払いしています。

公私連携型ということで、ひびきのそら保育園の運営業務については、委託料としてお支払いをしているという状況になります。以上となります。

○議長（榮　正敏君）　下田議員。

○６番（下田利久雄君）　そしたら92ページのほら、16億円ですたいね、その一番上に載っとる。これは名前が違うだけで、これはほかの園の委託料ということですか。委託料と交付金と分けて支給してやっとですかね。

○議長（榮　正敏君）　下田議員いいですか。

○６番（下田利久雄君）　言いますと、これはあれですたいね、１億3,700万円ですか、ここは土地はただ、建物はただなんでしょう。そしてこの１億3,000万円払うわけですか、また。委託料で。その辺ばちょっと。

○議長（榮　正敏君）　吉住課長。

○こども未来課長（吉住由美君）　こども未来課吉住です。

ひびきのそら保育園さんは、公私連携型といって、連携協定を結ばせていただいております。私立の認可保育所には、皆さん給付費という形で払っているので、名目が、給付費と委託料と違うんですが、委託料の内容としては、運営に関する事業費をお支払いしているということで、ほかの保育所の内容、すみません、項目は違うんですけれども、お支払いしていることは同じような内容になります。

新たに認可保育所として給付費を払っている、ただ、ひびきのそらさんは、公私連携で連携協定を結ばせていただいているので、町と一緒に連携をするためには、委託という形を取らせていただいて、運営に関する費用をお支払いしているということになります。以上になります。

○議長（榮　正敏君）　下田議員。

○６番（下田利久雄君）　この16億円は何園分なんですかね、何園というか、幾つ分の16億円か、その辺を教えてもらいたいんですがね。

○議長（榮　正敏君）　吉住課長。

○こども未来課長（吉住由美君）　92ページの私立保育所等運営給付費のほう、こちらは町内の認可保育所のひびきのそらさんを抜かした15施設プラス、小規模校の施設のほうに払っております。

総数については、ちょっと確認をさせていただいて、お答えさせていただければと思います。以上になります。

○６番（下田利久雄君）　ありがとうございました。

○議長（榮　正敏君）　ほかに質疑ありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君）　おはようございます、10番野田です。議案第15号、一般会計予算についてお尋ねさせていただきます。

ページ数から述べていきたいと思います。まず、ページ数は54ページです。２款１項４目の一

番下にある復興推進エリア宅地開発補助金について、説明をお願いします。

次が、ページで言いますと135ページ、135ページの８款４項１目都市計画総務費の中の委託料の12節委託料、都市計画基礎調査業務委託料1,320万円について、中身について教えてください。

次が、ページ144ページ、８款５項１目ですかね、12節の委託料、住宅明渡し訴訟業務委託料、今どのような感じになっているかを教えてください。

そして最後ですかね、ページ150ページ、10款１項２目の12節委託料の中の学校産業医委託料、これ新規ということだったんで、内容について説明をお願いいたします。以上４点です。よろしくお願いします。

○議長（榮　正敏君）　松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君）　おはようございます。企画財政課長の松本でございます。10番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第15号、令和８年度一般会計予算のページでいきますと54ページ、２款１項４目企画費の18節負担金補助及び交付金の中の復興推進エリア宅地開発補助金、これについての説明ということということです。

これにつきましては、まず、町のほうで町の復興推進エリア、こちらのほうで宅地開発をする事業者の方につきまして、地区計画を策定された場合には、それにつきまして、新設あるいは拡幅する道路の幅が６メーター以上、１区画当たりの面積が約60坪以上という要件あたりを満たしていれば、例えば新設道路につきましては、１メーター当たり５万円。あるいは、道路拡幅の場合は、その拡幅の面積に応じて、それぞれメーター当たりの補助を出すというところでの今補助金の制度をつくっているところでございます。

今回計上しておりますのは、今復興推進エリアの中で地区計画のほうが進んでいるというふうにお聞きしております。そちらの開発業者のほうにも、こういった補助金がありますよというお知らせがなされているというふうなところもございますので、今回こちらのほうの相談があった場合といったところで、予算のほうを計上させていただいているというところになります。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君）　おはようございます。都市計画課長の齊藤です。10番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算書中、ページ数で135ページでございます。８款土木費４項都市計画費１目都市計画総務費12節委託料の、すみません、都市計画基礎調査業務委託料1,320万円の内容についてでよかったでしょうか。

都市計画基礎調査は、都市計画法第６条に基づき、都道府県が主導して約５年ごとに実施する調査となっております。

調査の内容としましては、都市の人口の状況、それから都市利用の状況、交通量、建物利用状況などを調査するものでございます。これらのデータは、市街化区域の決定や立地適正化計画の

策定に当たり、変更する場合もそうですけれども、より客観的、定量的な都市計画の策定運用のために使われる重要な基礎調査資料となるものでございます。

事業費につきましては、県、町が２分の１ずつの負担となります。

続きまして、もう１点、ページ数で144ページ、８款土木費５項住宅費１目住宅管理費12節委託料の住宅明渡し訴訟業務委託料の今の現状ということでございますけれども、今の現状につきましては、２か月以上滞納がある世帯が約110世帯ほどございます。

滞納がある世帯につきましては、益城町の住宅条例に基づきまして、督促状の送付や、納付に関する相談等を受け付けております。各滞納者の個人的に各事情が異なっておりまして、その事情に応じた、例えば分納であったり、そういったもので対応させていただいているという状況でございます。

ただ、その中におきましても、約束を守っていただけなかったりとか、分納の約束を取り付けてもその納付期限までに納付がなかったりとか、そうした悪質的な滞納の方がいらっしゃる場合には、法的手段を取るということで弁護士のほうに相談しまして、訴訟を行っているところでございまして、その中で、来年度の予算の中につきましては、明渡し訴訟は２名分、そういった費用を今計上させていただいております。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　内村学校教育課長。

○学校教育課長（内村康成君）　学校教育課の内村でございます。10番野田議員からの御質問にお答えします。

議案第15号、令和８年度益城町一般会計補正予算、ページの150ページ、10款１項２目12節委託料の学校産業医委託料の内容についてということでよかったでしょうか。

こちらにつきましては、労働安全衛生法に基づいて、事業所の職員50名以上の配置があるところにおきまして、産業医の配置が義務づけられております。

これまでも例年、産業医の配置を行って、実施をしてきたところでございますけれども、町内の校医を務められる先生方に無理を言ってお願いをしていたところでございます。

日中、毎月学校に出向いていただいて、業務を行ってもらうということでございますけれども、町内の50名以上の事業所といいますと、広安小学校、広安西小学校、益城中学校の３件ということで、とても御無理を言っていた次第でございます。

こちらの部分につきましては、事業の継続性を鑑みまして、業務委託という形で切り替えさせていただいたということでございます。これまでは報酬という形で産業医のほうにお支払いをしていた部分でございます。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　野田議員。

○10番（野田祐士君）　１回目の御答弁ありがとうございました。

復興推進への宅地開発補助金については、メーター単位で補助金を出すとか、いろんな説明がございましたので、理解をいたしました。

また、住宅明渡し訴訟についても、これは町としてもしっかり取り組んでいただきたいという

ところでもございますので、よろしくお願いをしておきます。

それと、135ページの都市計画基礎調査業務委託料につきましての1,320万円ですけれども、５年ごとの調査ということで、今後益城町復興に向けて様々な取組を行っていく上で重要な調査だと思っております。できれば、都市計画課長に、どのようにつなげていこうと思っているかの意気込みぐらいは、ここで述べとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、学校産業医の委託料ですけれども、中身については理解しました。

これは、今度委託ということになれば、例えば医師会とかにという話になるんでしょうか。それとも個別で、どっかに委託契約を結ぶという話になるんでしょうか。そこの部分を教えていただきたいと思います。

○議長（榮　正敏君）　齊藤課長。

○都市計画課長（齊藤計介君）　野田議員の２回目の御質問、都市計画総務費の中で委託料の都市計画調査業務、この基礎調査資料に基づいて、今後の意気込みというところで御質問がありましたけれども、都市計画課としましては、今現在県のほうで、今年度区域線引きの見直しが行われることになっております。

そういったことに付随しまして、今後は、都市計画マスタープランの改定、それから立地適正化の見直しあたりも当然行っていくことになるんですけれども、復興という観点で言いますと、益城台地の土地区画整理事業あたりも今進展が進んでおりますので、そういった事業をより推進するということも考えているということと、あと、区域線引きの見直しで、市街化区域の決定に県のほうもこういったデータを基づいて決定されると思いますので、復興推進エリア辺りの都市計画が進展されるところにつきましては、市街化編入をさらに拡大するようなことで努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（榮　正敏君）　内村学校教育課長。

○学校教育課長（内村康成君）　10番野田議員の２回目の御質問につきまして、お答えいたします。

こちらにつきましては、常時産業医を配置できる事業所として、選定をさせていただきたいと思っております。

医師会その他に所属される産業医の先生は、兼業でございますので、日中なかなか学校に出向いていただくというのは困難であると考えております。県内の自治体等で実績のある委託業務で、事業を行っている業者を選定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　野田議員。

○10番（野田祐士君）　２回目の御答弁ありがとうございました。

学校産業医の委託については、必要な部分だと思いますので、ぜひ、今後推進していただければと思います。また、今の県内のお医者様というお話でしたけれども、まずは町内にも立派なお医者さんがありますので、町内を先行していただいて、県内にと幅を広げていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、都市計画基礎調査の業務委託料ですけれども、都市計画課長のほうから、益城町の復興について、つながるような御答弁が頂けたことはよかったと思っております。今後もぜひ、この基礎調査を基にしっかりとした復興を考えていっていただきたいと思います。以上です。

○議長（榮　正敏君）　ほかに質疑ありませんか。

７番吉村議員。

○７番（吉村建文君）　おはようございます。吉村でございます。

また、質問が多ございますので、ゆっくりしたいと思いますけれども、令和８年度益城町一般会計予算、議案第15号について御質問させていただきます。

ページ数で進めていきたいと思います。最初に11ページ、歳出のところで、２番目の総務費、これが前年度予算額と本年度の予算額の比較が書いてありますけれども、総務費が１億322万6,000円増加しております。令和５年にこの新庁舎ができて、毎年この予算が増えているんです。基本的には、菊陽町とか大津町と比較しても、向こうも250億円とか、それぐらいの予算を組んであるんですけれども、そことは益城町若干状況が違いますので、基本的にはやはり、年間の予算を抑えていくべきだと思うんです。

一番総務費というのが、経費を抑えられるんじゃないかというふうに思っておりますので、この点、どうして１億322万円ですか、増えている理由というのをお教えいただきたいと思います。後から個別のやつは質問いたしますので、トータルとして考えていただきたいと。

それから、10項目の教育費の前年度予算額と比較すると、教育費は13億3,911万9,000円の減になっているんです。これはどうしてその13億円も減ったのか、その理由をお示しください。

44ページ、総務管理費の中の委託料、そのうちの44ページの広報紙アドバイザー業務委託料で198万円が計上されております。これ月平均でいくと16万5,000円なんですけれども、広報紙、今回熊本県１位を受賞したということは非常に喜ばしいんですけれども、それに対するアドバイザーに委託した分が貢献しているんじゃないかというので、また、来年度も198万円ということで計上されていますけれども、この内訳というか、それを教えていただきたいというのと、その下のデザイン業務支援委託料で440万円計上されているんです。このデザイン業務支援というのは、何のデザインの業務なのか、この内訳も教えていただきたいと思います。

それから、54ページ、総務管理費の12節委託料、ふるさと納税業務委託料が３億8,239万5,000円っていうのは、これは仕方がないというか毎年やっているので仕方ないと思うんですけれども、その下の復興まちづくりアドバイザー業務委託料ということで、1,747万9,000円計上してあるんですけれども、この復興まちづくりアドバイザー業務委託料というのは、具体的にどういったことを委託されているのか、その内訳をお教えください。

それから54ページ、これも総務管理費の18節負担金補助のやつですけれども、ここで一番上に、東京圏移住支援金として200万円計上されているんです。この東京圏移住支援金とは、一体どういうものなのかを知りたいというふうに思っております。

56ページの10節の需用費で、災害備蓄用消耗品費で187万6,000円計上されております。これは

多分ローリングストックで毎年されるんじゃないかと思うんですけれども、この内訳を教えてください。

それから57ページ、負担金補助及び交付金で、防災教育旅行語り部育成支援補助金で150万円計上されています。これは何人に対して、育成の支援補助されているのか、その人数もお教えいただきたいと思います。

それから58ページ、総務管理費の18節の負担金補助交付金の中の一番下、危険家屋等除却事業補助金600万円計上されております。これは何件を対象にしているのか、１か所当たり幾らで計算されているのか、内訳を教えてください。

76ページ、民生費社会福祉費の報償費で災害ボランティア活動促進商品券ということで250万円計上されております。これは一体何のことなのか、詳しくお教えください。

79ページ、民生費社会福祉費の負担金補助及びですけれども、その中の温浴施設回数券等補助金300万円計上されております。これは、憩の家の施設が廃止になって、その代替要件というか、代替施設に代わった人に回数券の申請をされて出すというやつだと思うんですけれども、これはいつまでやり続けていくのか、昨年の実績はどうだったのか、それも教えてください。

あと、福祉常任委員会に関することは福祉常任委員会で質問いたしますので、それ以外の部分で質問いたしますけれども、137ページ、土木費都市計画費の負担金補助及び交付金ですけれども、137ページ、戸建木造住宅耐震改修等事業補助金で1,080万円計上されております。これは、何件分の申請に対して1,080万円も出されるのか、その件数をお教えください。

これは多分回答できないと思うんですけれども、一応、138ページの土木費都市計画費の工事請負費で、潮井自然公園整備工事費で２億6,680万円今回計上されておりますけれども、潮井自然公園にまつわる事業費というか、今までも相当使っているんですよね。ですから、潮井自然公園の整備、また、関連の道路とかに使った金額は、幾ら使っているのか。

これは今回は多分すぐには出せないと思うので、後で構わないんですけれども、それをちょっと計算していただいて、幾らこの事業に費やしたのかというのをお教えください。

142ページ、工事請負費の中の公園整備工事費で１億1,016万7,000円計上してあります。これはどこの場所なのか、お教えください。

それと最後に、181ページ、教育費、保健体育費の委託料で、学校給食調理等業務民間委託料で9,909万9,000円が計上されております。これの内訳が知りたいんですけれども、この内訳を教えてください。

非常に長くなりましたけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（榮　正敏君）　藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君）　企画財政課の藤田でございます。７番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算のページ数でいきますと、11ページのことでございました。

総括的なことでございましたので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、２款総務費の前年比較が１億322万6,000円増額しているということで、まず、この内容ということでございます。

主な理由といたしましては、退職手当組合の負担金が約１億1,000万円ほど増額をしているというところでございまして、こちらにつきましては、定年が65歳まで延長された関係で、隔年で４分の１、それから、基準額という形で、繰り返し上がったり下がったりというような形でございましたけれども、こちらにつきましては、令和８年度以降は基準額で集めるということになっております。

それから次に、10款の教育費でございます。こちらも、前年比較の13億3,911万9,000円の減額ということになっております。

昨年度から大きく減額した内容といたしましては、まず、益城中学校の整備事業、こちらが約６億3,000万円ほどございます。それから、教育ＩＣＴのタブレットの導入、こちらが約２億円ほどございます。

ほかにも様々な施設整備関係が、今年度は骨格予算ということでございますので入っておりませんので、大きく減額をしているというところでございます。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君）　企画財政課の松本です。７番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第15号、令和８年度一般会計予算のページで言いますと44ページ、まず、広報誌アドバイザー業務委託料、こちらの内容というお話ですけれども、こちらにつきましては、まず、広報紙の表紙だとか、あるいは特集記事、わがまち散歩を始めとした特集記事、これらについての企画とか、あるいは編集、そういったところを専門家の目で補助を頂いたりとかということで今やっているところでございます。

続きまして、その下のデザイン業務支援委託料、こちらの内容ということですけれども、こちらにつきましては、今町のほうでいろんな情報発信とか、そういったことをやっておりますけれども、やっぱりそれをつくるに当たっては、受け取り側、受け取る側に見ていただく、あるいは手に取っていただく、読んでいただくというのが非常に重要となりますので、そういった視点で、いろんなアドバイスを頂いているというところでございます。

具体的には、いろんな町が今作って配布しておりますチラシとかパンフレット、あるいは具体的には健康ポイントカードのレイアウトだとか、あるいは特産品、こういったコミュニケーションマークとか、そういったものですけれども、そういったところを作成するに当たって、専門家の目で、受け取り側の目線でいろんな支援、アドバイスを頂いているといういうことになります。

場合によって直接いろんなものを、ノベルティーとかをつくってもらったりというのをお願いしているところでございます。

続きまして、52ページ、こちらの委託料の復興まちづくりアドバイザー業務委託料、こちらの

内容というお話でございますけれども、こちらにつきましては、益城町の復興まちづくりとか、あるいは地方創生や地元の創生とか、そういった業務をやっておりますけれども、そういったものの業務全般について、いろんなアドバイスを頂いているというところでございます。

具体的には、毎年総合計画あたりの進捗、あるいは住民に対してのなんですかね、その後の調査、そういったところを一緒にやっていただいたりとか、あるいは総合戦略の進捗、そういったものの支援。また、国土強靭化計画あたりに関する検証とか、そういったところも一緒にやっていただいたりというのもございますし。

今後は、空家の利活用とかそういったのも必要になってくるかと思っておりますので、そういったところでの支援あたりも頂ければというふうに思っているところでございます。

続きまして、54ページ、一番上段に書いてあります東京圏移住支援金、こちらの内容ということでございますけれども、こちらにつきましては、東京圏、いわゆる東京、埼玉、千葉、神奈川、こちらの都市のいわゆる都市部、ですから、例えば東京都といいましても、小笠原とか奥多摩とか、そういったところは対象外にはなりますけれども、そういった東京圏の都市部から熊本県に移住して就職等を行う方に対する支援金ということになっております。

支援の額としては、世帯でこちらに来られたところについては、１世帯当たり100万円。そして、単身の場合は60万円ということになっております。これにつきましては、いろんな該当要件がありますけれども、それを満たせば、こちらの補助が受けられるということになっております。

今回益城町のほうでは、２世帯を想定して200万円、100万円掛ける２世帯で計上させていただいているところです。

こちらにつきましては、歳入のほうで、26ページの18款２項１目総務費県補助金の中の総務費補助金、こちらの中に移住支援事業補助金150万円計上しております。

この東京圏からにつきましては、国・県補助がございます。国が２分の１、あと県が４分の１と町が４分の１を負担するとなっておりますので、200万円の４分の３を150万円を歳入として計上させていただいているというところになります。私のほうからは以上です。

○議長（榮　正敏君）　森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川　博君）　おはようございます、危機管理課長の森川でございます。７番吉村議員の御質問にお答えいたします。

３点ほど御質問をいただいたかと思います。順に御回答を申し上げます。

まず、１点目ですが、議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算中56ページ、２款１項６目10節の需用費、この中で災害備蓄用消耗品費187万6,000円を計上しております。この内訳についてという御質問でございました。

現在町では、学校などの公共施設、それから各地区の避難広場に、備蓄倉庫46か所を設置しております。それぞれの倉庫に分散備蓄をしておりまして、令和８年度に、議員もおっしゃいましたが、備蓄品の保存年限が経過するものについて、更新購入を行う予定にしておるものです。

購入を予定している物品につきましては、今回７品目ございます。まず、アルファ化米、こち

らが５年保存で600食、それからレトルト御飯、こちらは７年保存で2,100食。それからウエットティッシュ、こちらが７年保存で400個、それから混合ガソリン、こちらは８缶です。乾電池、こちらは10年保存で200本、それから粉ミルクにつきましては、18か月の保存年限で700本と液体ミルク、こちらも18か月の保存年限で100本の購入を予定しております。

次に、57ページ、２款１項６目18節負担金補助及び交付金の中で、防災教育旅行語り部育成支援補助金150万円を計上しております。

こちらにつきましては、熊本地震の記憶の継承や地域の振興、にぎわい活性化を図るため、全国からの教育旅行や視察の受入れ事業などを行う団体の活動に対しまして、令和３年度に定めました、益城町教育旅行受入活動団体支援補助金交付要綱に基づきまして、活動実績によりまして、予算内での補助金の交付を行っております。

要綱の中で、補助対象となります事業につきましては、教育旅行受入れ体制の強化、それから、ガイド力の向上、事業運営能力の強化、それから教育旅行の学校誘致でございまして、交付対象の団体としましては、熊本県教育旅行受入促進協議会に加盟して、町内で教育旅行の受入れや語り部などの活動を行っております、ＮＰＯ法人益城だいすきプロジェクト・きままにさんでございます。

なお、財源は、復興基金の創意工夫分を活用しております。

続きまして、58ページ、２款１項７目18節負担金補助及び交付金の中で、危険家屋等除却事業補助金600万円を計上しております。

これにつきましては、熊本地震により被災しました家屋の管理が不適切で、危険な空家等の除却費用の一部を補助することによりまして、危険家屋の除去を促進することで、町民の安心・安全な住環境の保全を図ることを目的としており、これは令和４年度に益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱を定めております。

この補助金の額につきましては、除却に係る補助対象経費の90％、上限300万円でございます。

現在のところ具体的な事前相談等はやっておりませんが、これまでの申請状況等を踏まえまして、２件分の600万円を計上させていただいております。こちらも財源は、復興基金の創意工夫の活用でございます。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　吉村議員。

76ページ、79ページの７節の災害ボランティア、それと18節の温浴施設、これは福祉の範疇ですけど、よろしいですか、省いて。

常任委員会のほうでよろしくお願いします。

齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君）　都市計画課長の齊藤でございます。７番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算書中、ページ数で137ページになります。

８款都市土木費４項都市計画費１目都市計画総務費の18節負担金補助及び交付金の中で、戸建

て木造住宅耐震改修等の事業補助金、何件分を見込んでいるのかということでございますけれども、こちらの補助金につきましては、戸建て木造住宅の耐震化に対する安全性の向上と耐震化の促進を図るため、以前は、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた木造家屋を対象にされておりましたけれども、近年は熊本地震後の特別措置としまして、平成12年５月31日以前に着工した木造住宅を対象に、耐震診断や耐震、改修工事などに要する費用の補助を行うものでございます。

前年度の実績としましては、耐震診断のみが３件、耐震診断を行いまして、現在の基準に達しなく判断され、改修を行われたものが５件でございます。

令和８年度につきましては、耐震診断を10件、耐震診断後の改修を伴うものが６件を予定しております。

次に、138ページ、５項公園費14節の工事請負費の中で、潮井自然公園の整備工事費２億6,680万円、これまで多くの整備費を使用してきた今までの内容と、これからどういうふうな整備を行うのかということだと思います。

潮井自然公園につきましては、議員も御承知のとおり、熊本地震からの復興、そして震災ミュージアム構想の一環として、国指定重要文化財である布田川断層帯に位置づけられ、熊本地震からの復興的なシンボルとして、本町の重要な拠点として位置づけられております。現在、町民の皆様に愛される公園として、多くの方に利用をされている状況でございます。

まず、公園の整備につきましては、これまで、多目的広場、そして大型複合遊具の設置とキャンプ場、それから親水エリア、順次整備を行いまして、一部開放を行うなど、これまで多くの方の利用を促してきたところでございます。

今年度、令和７年度、親水広場に新たにトイレを今建設しておりまして、ほぼ完成をしております。それとまた、キャンプ場と親水広場、中に布田川が流れております関係で、その両広場をつなぐ連絡歩道橋の今基礎工事を進めております。

令和７年度までの整備費としましては、約８億円を使用しております。

また、令和８年度の予定としましては、現在進めております、歩道連絡橋の下部工の上に上部工、橋を架ける整備の費用と、あと震災遺構で位置づけられております潮井神社を見学できる見学歩道橋の整備を予定としておりまして、令和８年度完了時点で、約10.5億円の総事業費となっております。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君）　おはようございます。建設課長の鶴野でございます。

私のほうからは、７番吉村議員の御質問、議案第15号、令和８年度益城町一般会補正予算中の潮井公園の道路の現在の整備の費用についてということでお答えしたいと思っております。

現在、令和７年度の補正予算まで一応交付を受けておりまして、総事業費８億円でございます。そのうち令和７年度末で４億7,600万円交付を受けております。進捗率につきましては、59.5％となっております。

それともう１点目ですけれども、ページ数が142ページ、８款土木費２項都市計画費12目都市

再生整備計画事業費14節工事請負費の中の公園整備工事の場所、金額にしまして、１億1,016万7,000円ということでよろしかったでしょうか。

まず、工事の場所ですけれども、益城復興被災市街地土地区画整理事業地内にある、公園４か所の整備工事となっております。

まず、場所が１号公園、２号公園、５号公園、９号公園とありまして、まず１号公園につきましては、ちょっと場所が分かりづらいところなんですけれども、この区画整理地内の北東側の公園になります。

それと２号公園につきましては、今現在スーパーキッドがあるかと思いますけれども、その東側の公園。それと５号公園につきましては、宮園公民館の東側に当たります。それと最後の９号公園につきましては、今現在整備を行っております中央公園、その南側の箇所となっております。以上となります。

○議長（榮　正敏君）　内村学校教育課長。

○学校教育課長（内村康成君）　学校教育課内村です。７番吉村議員の質問、議案第15号、令和８年度一般会計補正予算中、歳出の、ページにして181ページ、10款７項３目12節委託料の給食調理等業務委託料の内容について御説明いたします。

この民間委託料といいますのは、給食センターが新築しましてから継続して行っております株式会社東洋食品に業務を委託し、こちらの選定につきましては、５年間の契約としてプロポーザル方式で業務事業者の選定を行っているところです。

今回は２回目の選定ということで、令和６年度から10年までの契約を５年度末に行っております。その際の業務の内容につきましては、給食の調理業務、それと学校までの運搬回収業務、それと食器の洗浄・保管業務合わせてということになっております。一括してこの金額でございます。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　ありがとうございました。

特に、東京圏の移住の金額に対しては、どういうもんなんだろうかという疑問がありましたけれども、向こうからこちらに来られる方に、世帯として200万円を計上されているということで、非常にいいことだと思っております。

基本的に、やはり委託料というのが大変この中にたくさん出ております。職員の方の仕事量を増やすというわけではない、増やすことになるかもしれませんけれども、極力、自前でできるように努力をしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（榮　正敏君）　ここで暫時休憩します。

11時15分から再開します。

休憩　午前11時06分

再開　午前11時16分

○議長（榮　正敏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

１番坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　こんにちは、１番の坂井でございます。私は、議案第20号、益城町下水道事業会計予算書についてお聞きいたします。

まず、２点お聞きしますが、まず、１点目が、26ページの３目のポンプ場建設改良費の18節委託料、下の４分の１ぐらいですかね、になります雨水管理総合計画更新業務委託についてお聞きします。

このことについては、前の一般質問でもいたしましたし、町長のほうも雨の降り方を見てまた改定を考えるとおっしゃっておりましたので、そのことについての業務委託と思いまして、お聞きいたします。

これが、まず、委託の内容がどういうものかが一つです。

それと、度々益城台地の開発の話が出ておりますけれども、総合管理計画の中に、これからの開発をどのように考えて反映するのかが一つ。

それともう一つが、排水先が秋津川なんですけれども、国の前回の一般質問をしましたときに引き合いに出しました、国のマニュアルというか指針の中には、ほかの川の河川管理者とかとの協議を要してくださいって一応書いてあったんですよ。排出先の秋津川、これとの関連を、今回の雨水管理総合計画業務委託の中でどう考えるかをお聞きします。

次が、次ページの27ページです。27ページの目が処理場建設改良費の18節委託料、処理場ストックマネジメント更新計画でございます。この内容は、何回かお聞きしているんですけれども、まだよく分かりませんので、もう一度お願いいたします。

それと、ストックマネジメント計画の中には、処理場の機械の更新等も入っているということで思っておったんですが、その下の27節工事請負費の中に、水処理等の水中機械式曝気装置の更新工事、また、次亜塩素酸ソーダ注入ポンプの更新工事が入っております。これが上のストックマネジメント改築更新業務委託料とどう関わり、どう違うのかをお聞きします。以上２点です。よろしくお願いします。

○議長（榮　正敏君）　相良下水道課長。

○下水道課長（相良憲二君）　下水道課の相良です。１番坂井議員の質問にお答えします。

議案第20号、令和８年度益城町下水道事業会計予算について、初めに、26ページの41款１項３目18節の雨水管理総合計画更新業務委託の内容についてお答えします。

雨水管理総合計画につきましては、気候変動の影響を踏まえ、計画降雨を見直すことを推奨されており、国の定めたガイドラインに合わせて、熊本県では、熊本県の九州北西部においては、降雨量変化倍率として1.1倍を乗じた計画降雨を設定することとなっております。

本町では、計画降雨として１時間57ミリの雨量を設定していますので、１時間62.7ミリの雨量を設定して、雨水管理総合計画の更新を行う予定です。

また、雨水管理総合計画の対象範囲は、公共下水道の雨水に関する事業認可区域である510ヘクタールで、前回から変更はありませんが、益城台地の土地区画整理事業区域につきましては、今後、公共下水道の雨水排水区に追加し、計画的に浸水対策の検討を進めていく予定です。

なお、雨水管理総合計画の更新に当たり、必要に応じて、河川管理者等の関係部局と調整を行いながら策定作業を進める予定となっております。

続きまして、予算書の27ページの41款１項４目処理場建設改良費について、委託料と工事請負費に関する質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、18節委託料と27節工事請負費の両方に工事に関する費用を計上しております。この二つは、工事契約の相手と契約形態の違いにより、予算科目を分けて整理しているものでございます。

具体的には、18節委託料に含まれる工事費についてですが、こちらは高度な専門知識を技術を要する工事について、益城町が日本下水道事業団と協定を結び、設計から工事の実施までを一括してお願いしているものでございます。

御質問の処理場ストックマネジメント改築更新業務委託料は、汚泥脱水機の更新工事に関するものですが、第２期ストックマネジメント計画に基づき、補助事業で、下水道事業団に業務委託を委託しているため、会計上委託料として計上しております。

一方、27節工事請負費ですが、こちらは益城町で設計を行い、一般の施工業者と直接工事の請負契約を結んで実施するものでございます。

内容は、単独事業になりますけど、ストックマネジメントには計画のものとはまた違いますが、町のほうで実施するものです。

以上のように、契約の形態が、事業団への業務一括委託か、町による直接工事請負契約かという違いにより、予算科目を区別しているところでございます。以上です。

○議長（榮　正敏君）　坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　ありがとうございます。

２回目の質問をする予定はなかったんですが、ちょっともう少し伺わせてください。

まず、雨水管理総合計画、これについてはまだどうなるものかはっきり分からないということでそれはいいんですけれども、どれくらいで最終的な成果が出てくるものか、今年度中ですかね、令和８年度中に決められて出てくるものかが一つです。

それと、これは二つ目のストックマネジメントのほうについては確認になりますが、今のお話を伺いましても、処理場の機械装置において、うちのほうで益城町の職員で手が出ないような高度なものは、ストックマネジメントのほうでやり、うちの職員といいますか町の職員でできるものは町でやりますというふうに聞こえましたけれども、それで間違いないでしょうか。２回目ですがよろしくお願います。

○議長（榮　正敏君）　相良下水道課長。

○下水道課長（相良憲二君）　下水道課の相良です。１番坂井議員の２回目の御質問にお答えします。

まず、雨水管理総合計画が８年度中に完了かというお話ですけど、こちらは８年度中に完了する予定となっております。

あともう一つ、処理場ストックマネジメント工事についてですけど、専門性のあるものを事業団に、それ以外のもので町でというのでよろしいかというとこですけど、それ以外に、事業団にお願いするものは、ストックマネジメント計画に基づく補助をもらう補助事業として認定されたもの、そして27節工事費に計上しているものには、単独事業、補助がないものという違いもございます。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　ありがとうございました。

まだ聞き足りないこともあるのですけれども、それはまたの機会にしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（榮　正敏君）　ほかに質疑ありませんか。

11番宮﨑議員。

○11番（宮﨑金次君）　こんにちは、11番宮﨑です。私は議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算について、２点お伺いをします。

まず、１点目は、昨日の議案説明で、町長から今回提案された令和８年度一般会計予算は、４月の町長選挙を控えて、骨格予算であると申されました。物の本によりますと、骨格予算とは、新年度当初に選挙等で、首長の交代が予想される場合、新しい首長が就任した後に、行政上の混乱を生じさせないように、人件費、扶助費、公債費、継続的な事業の経費等、毎年持続して固定的に支出される経常的な経費を中心に編成された予算を言うと、こういうふうに物の本には書いてございました。

今回の令和８年度の予算を見ますと、確かに、復興のための継続事業が多く含まれておりますけれども、金額的には225億円で、昨年よりも1.5億円多い、そういう状況になっております。

これで骨格予算と言えるのか、まず、お伺いをしたいと思います。これが１点目。

２点目は、益城町文化会館の駐車場のことでお伺いをします。これはページ25ページ、18款県支出金１項県の負担金３目の土木費の県負担金の中の文化会館駐車場整備県負担金２億3,000万円を県から頂いて、ページ142ページ、土木費12目の都市再生整備計画事業中、町が１億3,000万円を追加して、合計３億6,000万円で文化会館駐車場を整備するとのことでありますけれども、どこを整備されるのか、これについてお伺いしたいと思います。以上２点質問をいたします。

○議長（榮　正敏君）　藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君）　企画財政課藤田でございます。11番宮﨑議員の御質問にお答えいたします。

内容につきましては、骨格予算の考え方についての御質問でございました。

本町の令和８年度の当初予算につきましては、町長の改選期を挟んだ予算となりますため、骨格予算として編成をしておりまして、新規性が強い事業、あるいは政策的判断を要するような事業は計上しないこととすると。ただし、復興事業等の継続事業や、政策的な効果が低い事業については計上するものとするというルールで行っております。

具体的に申し上げますと、今、議員のほうからおっしゃられた人件費、扶助費、公債費等の義務的な経費、それから復興事業等で前年度中に国の補助の本要望を行っているような、いわゆる街路事業であったり都市再生であったり、潮井公園であったり公園線であったりといった継続事業。

それから、昨年度から継続的に行っているような継続事業、それから施設管理費等の経常的な経費、それから、いわゆる政策的な影響が低いと言われている事務費であったり、通例で行っているような補助金等。

それから、前年度までに債務負担行為として計上しているような事業。それから年度当初、いわゆる４月から任期中に実施する必要があるような事業、このような事業を今回は計上しているところでございます。

一般会計予算書の11ページを御覧いただきたいと思います。

こちらが、歳出の款別の本年度と前年度のそれぞれの増減額になります。

左側の列が本年度の予算額、真ん中が前年度の予算、そして比較という形になっております。

本年度増えているところの主な内容を御説明させていただきたいと思います。

まず、第２款の総務費、こちらが約１億円ほど増えておりますが、先ほども御質問ございましたけれども、こちらは退職手当組合の負担金あたりで増えているというところでございます。

それから、次の３款の民生費です。こちらが５億6,500万円ほど増えているというところでございまして、こちらは、その中身でいきますと、具体的には、介護訓練給付費であったり、障がい児の通所の給付費であったり、私立保育所の運営給付であったりという、既存の制度の中の利用料であったりとか、その利用者数であったりとか、そのようなことから増減をしていると、増えているということでございます。

それから、次に、７款商工費でございます。こちらが一番増えておりまして、９億5,000万円ほど増えております。こちらは産業団地特別会計、こちらは産業団地の造成を行っておりますので、そのための繰出金が大きく増えているというところでございます。

また、12款の公債費が、熊本地震からの復旧復興事業によりまして、年々支払いが本格化しているというところから、４億4,000万円ほど増えているというところでございまして、増加の要因としては、ただいま申し上げたような内容になっております。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君）　生涯学習課長の中村です。11番宮﨑議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、歳入の部分ですけど、議案第15号の令和８年度益城町一般会計予算書の歳入25ページになります。18款県支出金１項県負担金３目の土木費県負担金の１節土木費県負担金の２億3,000万円、それに関する歳出に関しまして、８款土木費４項都市計画費12目都市再生整備計画事業費の14節工事請負費３億6,000万円、こちらは文化会館の駐車場整備に関連する工事の予算となります。

議員の御質問でいきますと、どこの駐車場整備をするのか、その内容をというようなことでよろしかったでしょうか。

こちらは、文化会館のメイン駐車場であります、現在は、仮として砂利で提供しております４車線沿いの駐車場に関する工事費となります。

事業費の３億6,000万円の内訳につきましては、敷地造成、駐車場の部分に関する費用が２億3,000万円、こちらは県の負担金となります。残り１億3,000万円が公園整備等に関する高質化に関する部分が１億3,000万円となります。こちら内容については、高森線の南側の駐車場の整備となります。以上となります。

○議長（榮　正敏君）　宮﨑議員。

○11番（宮﨑金次君）　１回目の答弁ありがとうございました。

まず、骨格予算の話なんですけれども、骨格予算というと、やっぱり皆さん、本当に必要最小限の予算を組んで、次の首長が決まったら、その首長が自由に、自由といいますか、制限を受けないで次の政策がやれると、こういう体制づくりをするのが骨格予算だろうと思うんですよ。

本町では、確かに復興絡みで、ずっと継続をしてやっている事業、これが多々多い、これは承知しております。しかしながら、次の首長は、どれくらい本当に予算が使えるのか、これは甚だ疑問で、当然それも考えられて、執行部はこの予算を組まれたと思うんです。

そこで２回目の質問は、二つ聞きますが、今回の予算の中に入らなかった政策的な経費は、どのようなものがあったのか。

かなり大きな予算を組まれておりますけれども、この中に入らないで、今回政策ちょっと我慢せいと、骨格予算だからと、こういうふうなやつが何があったのかということと、もう一つは、もし万が一、首長が交代になったとき、首長が政策こういう政策をやりたいと、こういうふうに言われたとき、どれぐらいの経費が捻出できるのか。

なかなか難しい問題とも思いますけれども、それはどういうふうに考えたらいいのか、これについて２回目の質問とします。

それからもう１点は、文化会館の話なんですが、文化会館の整備する箇所が分かりました。熊日の配送場があったところ、今砂利で仮の駐車場になっています。あの付近一帯を整備をされると、こういう話です。

文化会館の駐車場は、正直言って、今非常に使いづらい状況になっています。今あの仮の駐車場を使っても約120台が精いっぱいで、それ以外は、町役場の駐車場とか、それから学校給食センター跡地辺りを使わないと、それ以上は収容できないと。

文化会館の収容人員は500名を超すと思います。２駐車場が120台、今度は120台のうちの大きなところを今度は整備に入ります。そしたらそこは使えなくなると、こういう状況になります。ですから、文化会館は非常に使い勝手が悪いところの施設になってしまいます。

これについては、今後どのようにされるのか、これが文化会館の駐車場に関する質問です。以上２点、よろしくお願いします。

○議長（榮　正敏君）　藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君）　企画財政課藤田です。11番宮﨑議員の御質問にお答えいたします。

議案第15号の令和８年度益城町一般会計予算の中に関連いたしまして、今回骨格予算となりますので、入らなかった経費というのは、具体的にどのようなものがあるのかということでございます。

今回、当然その政策的な影響が高い事業、いわゆる自由度が高い事業というものについては、計上しないというルールにしておりますので、一例で申し上げますと、例えば施設等の大規模な改修であるとか、修繕であるとか、また、委託関係であってもいわゆる実証実験的な委託であったり、または大規模な備品購入あたりは、それから補助金の新規補助金、このようなものについては、個別に判断をいたしまして、計上しないというようなことを行っております。

それから、改選後、どれぐらい予算が使えるのかというような御質問でございました。

こちらにつきましては、国からの補助金であったり、または起債であったり、そのような事業なのか、もしくは、一般財源を取り崩すような、いわゆる基金を取り崩して行うような事業なのか、事業の内容によって、幾らどれだけ使えるのかというのは、それは様々異なってくるのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君）　宮﨑議員の２回目の質問、現在文化会館の駐車場台数に関して文化会館の席数に対して、台数が少ないのではないか、今後どのような考えを持っているのかというような御質問かと思います。

まず、従前の駐車場台数についてですけど、以前は127台の確保をしておりました。

現在整備を進めております高森線沿いの今回整備します駐車場が完成した後にですけど、高森線沿いの駐車台数が50台、南側に第１から第３まで駐車場も運用開始しております。第１駐車場が29台、南側の第３が５台と、南側の第２は28台というような台数等を、県道の向かい側に１か所、北側で10台確保できる部分がございます。

それと、給食センターの跡地が50台確保できますので、総台数として約、おおむね184台の確保ができるかと思い、それに向けて現在整備を進めているところでございます。

確かに、500席を有する文化会館、これが満席のイベント等になれば、184台では非常に厳しいのかなというような考えもございますが、イベントを主催する事業者、そして、指定管理で文化会館を運用している事業者については、来館者に公共交通機関の利用を促すような手だてを行っ

ていただき、184台で足らない場合は、週末であれば役場の駐車場を利用する、そういった形でイベントの運用を行っていくというような考えでございます。以上となります。

○議長（榮　正敏君）　宮﨑議員。

○11番（宮﨑金次君）　２回目の答弁ありがとうございました。

まず、駐車場の話から、文化会館の駐車場の話から先にさせていただきますが、今非常に心強い台数を増やす整備を考えておられるんでありがたいんですが、ただ昔に比べると、非常に坂の下の駐車場は、お年寄りとか体の悪い人には非常に苦痛になっています。ですから、できたらなるべく台の上のほうに整備を優先してやっていただければ本当にありがたいかなと、こういうふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

そこの問題はそれで終わりまして、続いて、骨格予算の話なんですけれども、やっぱり骨格予算という以上は、次の首長が代わられて困らないような状態にするのが、私はやっぱり骨格予算だろうと思うんです。

今の政権といいますか、これがいろんなことをやりたいというのは分かりますけれども、次の首長が代わられて後大混乱になると、予算を組み替えなきゃいかんと、こういうことになると非常に問題がある。ですから、そういう気持ちが、ちょっとあんまり感じなかったなって感じがします。

ですから、予算についても、国との関連、県との関連がありますから、確かに今ここで、暫定予算といいますか、骨格予算だから外すというのはできないかもしれません。だけど、調整をして、上半期だけでも、後半については補正予算で組むとか、また、どうしても組まざるを得ないときには、事前に議会にやっぱり通知をするとか、そういう方法は取られてもいいんじゃないかと。これがやっぱり骨格予算の本来の姿だろうと思うんですよね。

これは骨格予算じゃないと言われるんだったら、別に私は何も言いません。だけど、骨格予算という名前をつけるんだったら、やっぱり次の人が困らないような予算書、これをぜひよろしくお願いをしたいとこういうふうに思います。私の質問は以上です。

○議長（榮　正敏君）　ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮　正敏君）　ないようですので、これで、議案第15号「令和８年度益城町一般会計予算」から、議案第21号「令和８年度益城町水道事業会計予算」までの７議案に対する質疑を終わります。

次に、議案第22号「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第29号「工事請負契約の締結について」までの８議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

１番坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　議員番号１番坂井でございます。

私は、議案第23号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案

第27号、公益的法人等への益城町職員の派遣等に関する条例の制定についての二つについて質問いたします。

まず、議案第23号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、全般的な質問でございます。

この中を見ますと、国民保険の基礎課税額、これは国保の医療分ということだと思いますが、これにおいては、個別割、被保険者均等割、世帯ベースでも減っています。一方、後期高齢者支援金等課税額においては、これは所得割、被保険者は増加、世帯割は減っております。介護納付金においては、所得割、被保険者均等割が減っています。

私は福祉委員会でございますので、国民保険の出るほうはいつも見とるんですけれども、この所得割との変更がどういうふうに決まって、当事者の事情を満たしておるかということを、よく分からないと思うので。

ただ、これで多分足りんとは思うんですけれども、この所得割等の当てはめ、決め方、これはどういうふうにされておるのか。また、この見直しは何年まで行われるのかも含めて、この決め方についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

それともう一つ、議案第27号、公益的法人等への益城町職員の派遣等に関する条例の制定について。これについて他自治体も調べました。これは標準的な内容であることは、理解しております。ただ、標準的な内容なんですけど、少し疑問に思うところがありますので、そこについて質問いたします。

まず、前後しますが、第４条に、給与は町から支給するという項目がございます。これは当然できるものなんですけれども、ただ、いつどのような市町村でも、この支給が100分の100それ以内ってついているんですよ。この以内とつけた意味がよく分からなくて、実際その支給として、これ以内となって、減額して支給するのがあるのかどうか。

職員さんを派遣しますので、その身分というのは保障しなければなりません。その保障に対して、この以内というものが、どういう意味を持つかも、もしお知りでしたらお伺いしたいと思います。

それと、この条例の第２条第３項の２番目ですか、当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項を取り決めるということで出されていると思うんですけれども、この条例の基になった公益的法人等の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、この第２条の第３項を見ますと、第１項これは派遣先の取決めです。

第１項の取決めにおいては、当該職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける公益的法人等（以下「派遣先団体」という）における報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項、その他職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。

非常に分かりにくい書き方なんですけど、一般的に言って、派遣するんだから、どういう仕事をするのかということを前もって決めておかにゃいかんのかと思うんです、仕事と勤務条件、そ

れを考えましたときに、こちらのなんですか、うちの町の条例の案の業務の状況の連絡に関することというのが、これは含んでいるものかというのが、はっきりしないんですよ。

普通に考えますと、これは成績評定になるのかなと思って見ておったんですが、この当該職員の派遣先団体における業務の状況の連絡に関することの中には、従事的業務及びその他の勤務条件ですか、これが入っているのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上煩雑ですが、よろしくお願いします。分かる範囲で結構です。

○議長（榮　正敏君）　山口税務課長。

○税務課長（山口拓郎君）　税務課の山口でございます。１番坂井議員の御質問にお答えします。

議案第23号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関連しまして、国民健康保険税の税率等はどのように決まるかというお尋ねでございました。

平成30年度の国民健康保険制度の改革によりまして、熊本県も町とともに、国民健康保険の保険者となり、県が財政運営の責任主体となり、制度の安定化を図っております。

具体的には、県内で保険料負担を公平に支え合うため、県が市町村ごとの医療費水準や、所得水準に応じた国保事業費納付分、いわゆる保険料負担の額を決定することとなりました。

町は、県に納付金を納めるため、町の国民保険事業の運営に関する協議会で、県が示します標準保険料率を参考に、保険税算定方式や予定収納率に基づき保険税率を定め、町長に答申を行い、この答申を受け、今回、国民健康保険税条例の一部改正の議案を提出いたしました。

なお、令和11年度までは、診療報酬の改定に合わせて、基本的には２年ごとに保険税率の見直しを行います。ただし、子ども・子育て支援金につきましては、令和10年度まで段階的に引き上げられるため、毎年度改定になる予定となっております。以上となります。

○議長（榮　正敏君）　荒木総務課長。

○総務課長（荒木　薫君）　こんにちは、総務課の荒木です。１番坂井議員の議案第27号、公益的法人等への益城町職員の派遣等に関する条例の制定についての御質問にお答えいたします。

まず、１点目。100分の100以内、第４条の100分の100以内の意味についてということですけれども、これは現在、益城町の給与レベルを維持するため、100分の100は維持する、以内は維持するという意味で使われております。

２点目、法律のほうで、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づいてこの条例を制定しておりまして、今議員が言われました第２条第３項の条例で定める事項につきましては、取決めとして福利厚生の分を取り決めること、条例で定めておくことの項目になると把握しております。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　まず、国民健康保険税条例の説明ありがとうございました。非常に分かりにくい説明の条文です。よければまた、分かりやすいものを町民の方に出していただきたいと思います。

次に、今の公益的法人等への町職員の派遣等に関する条例についてなんですが、まず、以内と

いう言葉なんですが、これ普通に考えると減額の恐れがあるんじゃないかと思って聞いてしまうんですが、確認でございます。減額ということは考えておられないということですね、ありがとうございます。

もう一つが、福利厚生の中に今言いました、法の第２条第３項の部分は含まれておるということであったんですが、福利厚生といいますと、多分勤務条件に当たるんだろうと思うんですけれども、従事すべき業務は前もって決めておかなければならないし、向こうに行って、これは法を見ますと派遣される職員の方に合意を取るということでなっておりますので、当然その時点で、どういう業務に就くかというのは合意は取られていると思うんですよ。

そのことについて、この福利厚生という言葉の中に、業務のことも入っているのかどうかっていうのはちょっと疑問に思うんですけれども、業務についても福利厚生の中に入っているという考えでよろしいんでしょうか。

２回目は、福利厚生の中に業務の取り決めというのが入っているかどうかということをお聞きします。以上です。

○議長（榮　正敏君）　荒木総務課長。

○総務課長（荒木　薫君）　坂井議員の２回目の御質問にお答えいたします。

福利厚生の中に業務内容が入っているかということですけれども、もちろん派遣を予定している職員には、派遣先と業務内容について内諾は取っております。

業務の内容についてまで条例で定めるということは考えておりません。以上でございます。

条例の下に規則のほうは定めていきますので、そちらのほうで考えてまいります。

○議長（榮　正敏君）　坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　ありがとうございました。

派遣される職員の身分についてということでございますので、よろしくお願いいたします。私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（榮　正敏君）　ほかに質疑ございませんか。

（なし）

○議長（榮　正敏君）　ないようですので、これで、議案第22号「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第29号「工事請負契約の締結について」までの８議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第11号「令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号）」から、議案第29号「工事請負契約の締結について」までの19議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮　正敏君）　異議なしと認めます。

よって、議案第11号「令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号）」から、議案第29号「工事請負契約の締結について」までの19議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案の詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の日程を終了しました。

これにて散会します。

散会　午後０時05分

令和８年第１回益城町議会定例会会議録

１．令和８年３月９日午前10時00分招集

２．令和８年３月11日午前10時00分開議

３．令和８年３月11日午後３時50分散会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　益城町議会本会議場

６．議事日程

日程第１　一般質問

７番　吉村建文議員

１番　坂井金次郎議員

２番　木村正史議員

11番　宮﨑金次議員

８番　甲斐康之議員

７．出席議員（18名）

１番　坂　井　金次郎　君	２番　木　村　正　史　君	３番　西　山　洋　一　君
４番　上　村　幸　輝　君	５番　冨　田　徳　弘　君	６番　下　田　利久雄　君
７番　吉　村　建　文　君	８番　甲　斐　康　之　君	９番　中　川　公　則　君
10番　野　田　祐　士　君	11番　宮　﨑　金　次　君	12番　坂　田　みはる　君
13番　中　村　健　二　君	14番　稲　田　忠　則　君	15番　渡　辺　誠　男　君
16番　荒　牧　昭　博　君	17番　松　本　昭　一　君	18番　榮　　正　敏　君

８．欠席議員（０名）

９．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　中　山　貴　文

10．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町　　長	西　村　博　則　君	副　町　長	濱　田　義　之　君
教　育　長	信　國　満　徳　君	政策審議監	納　美　由　紀　君
土木審議監	持　田　　浩　君	会計管理者	坂　井　浩　章　君
総務課長	荒　木　　薫　君	総務課審議員	寺　本　和　寛　君
危機管理課長	森　川　　博　君	企画財政課長	松　本　浩　治　君
企画財政課審議員	藤　田　智　久　君	税務課長	山　口　拓　郎　君
住民課長	田　上　恵　美　君	福祉課長	菊　川　和　幸　君

こども未来課長	吉住由美君	こども未来課審議員	川原さおり君
健康保険課長	田上雅史君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	鶴野雅臣君
復興整備課長	吉本秀一君	下水道課長	相良憲二君
水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君	生涯学習課審議員	内田博也君

開議　午前10時00分

○議長（榮　正敏君）　皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

ここで、吉住こども未来課長より、昨日の下田議員の質問に関して、補足説明の申出がありましたので、発言を許します。

吉住こども未来課長。

○こども未来課長（吉住由美君）　おはようございます。こども未来課の吉住です。

昨日、下田議員から質問がございました、議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算の３款民生費２項児童福祉費１目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金、92ページにございました、私立保育所等運営給付費支払いの施設数につきまして、お答えさせていただきます。

町内の15、町外29施設となります。補足説明は以上となります。

○議長（榮　正敏君）　吉住こども未来課長の説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は５名ですので、本日一日で行います。

質問の順番を申し上げます。本日は、１番目に吉村建文議員。２番目に坂井金次郎議員。３番目に木村正史議員。４番目に宮﨑金次議員。５番目に甲斐康之議員、以上の順番で進めてまいります。

また、本日は、東日本大震災から15年となりますので、午後２時46分から黙禱を行います。

日程第１　一般質問

○議長（榮　正敏君）　それでは、日程第１、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

７番吉村建文議員。

○７番（吉村建文君）　皆様、おはようございます。７番公明党の吉村建文でございます。

２万2,000人を超える人々が犠牲となった東日本大震災の発生から今日で15年を迎えました。亡くなられた方々と御遺族の方々に心から哀悼の誠をささげるとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

また、熊本地震より来月で10年を迎えることになります。熊本高森線の４車線化も、今月20日

に広崎から寺迫まで全面開通し、熊本地震からの復旧・復興に大きなめどが立った気がいたします。

国際情勢を見てみますと、アメリカ合衆国のイランへの軍事衝突もあり、世の中が不安になりつつあると思いますし、国政に目を転じますと、高市早苗総理の下、自民党が316議席を獲得し、絶対安定多数を形成し、今後の国政に関心が集まっています。

町民の皆様と手を携えて、政治に向き合っていきたいと決意をしております。傍聴者の方々、また、モニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持ってくださり、ありがとうございます。今日も町政に関する質問をさせていただきます。

本日は、４点にわたって質問をさせていただきます。

１点目、教育環境について。

２点目、アンダーボックス整備事業について。

３点目、給食無償化について。

４点目、役場のＤＸ化の推進状況について、以上４点にわたって質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らさせていただきます。

初めに、教育環境についてお伺いいたします。

熊本地震発生から10年がたとうとしています。指定避難所に指定されている小学校の体育館に空調設備の設置について、国から整備の後押しを進めていく方針が打ち出されていますが、本町での取組は進んでいるのでしょうか。

国は、空調設備整備臨時特例交付金という制度が、2024年度の補正予算で創設されました。体育館の空調設備を新設する際に、費用の約２分の１を国が補助し、この支援は2033年度まで実施される予定です。支援を受ける要件として、断熱性を確保することが含まれております。

また、設置費用だけでなく、光熱費や機器の維持管理費の支援枠が地方交付税措置で検討・対応されているという方針もあり、これは自治体に負担をかけないようにする狙いでもあります。

また、文科省は、体育館の空調設置率が全国でまだ２割程度と低い状況であることを背景に、設置ベースを大幅に加速する方針を打ち出しております。

国がこのような政策を進める背景には、防災拠点としての機能強化、熱中症対策、教育環境の改善などが挙げられます。この機会を逃すことなく対応に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、町内小中学校の屋内トイレは、令和９年度までに100％の洋式化を予定していると、令和６年の３月定例会での回答を得ていましたが、その後の進展はどうなっていますでしょうか。

また、その際、順次屋外及びプールトイレの洋式化改修に取り組んでいくとの発言がありましたが、その後の進捗状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（榮　正敏君）　信國教育長。

○教育長（信國満徳君）　７番吉村議員の一つ目の御質問の１点目、指定避難所に指定されている小学校体育館の空調機器設置についてお答えいたします。

吉村議員からは、令和７年３月定例会におきまして、避難所となる小中学校の体育館への空調

設備設置について御質問いただいたところでございます。

その際、学校施設への空調設備の導入は、熱中症対策において、健康管理上の環境改善につながるものと考えると、また、補助金等を活用した学校体育館における空調施設設備について、町内小中学校の体育館に空調設備を導入する際には、壁、床、窓及び天井など、建物全体への大がかりな断熱補強工事が必要となるため、施設の長寿命化に伴う大規模改修工事と同時に施工するのが効率的であり、今後、空調設備を整備する際には、各施設の状況に応じた対策を検討するというふうに答弁をいたしたところでございます。

学校体育館は、児童生徒の学習生活の場であるとともに、災害時には避難所として使用される場合もございます。そのような状況の中、特に、昨年の夏は日中の気温上昇が非常に著しかったこともありまして、児童生徒の熱中症対策は喫緊の課題というふうに捉えているところでございます。

また、避難所機能の強化の面からも、空調設備の設置は重要性を増していると認識しております。このようなことから町では、学校体育館へ空調設備を設置する方向で検討を進めているところでございます。

現在の検討状況を申しますと、既に空調設備を設置している学校体育館の現状を視察し、状況把握に努めるとともに、各空調機メーカーと、空調機の特徴、電力消費量などの性能及び仕様の確認を行いながら、学校体育館への空調設備の設置の可能性を整理しているところであります。

今後、検討結果を踏まえながら、早期実現に努めてまいります。

次に、御質問の２点目でございます。小中学校の屋内トイレの令和９年度までの100％の洋式化についてお答えをいたします。

議員からは、令和６年３月定例会におきまして、小中学校のトイレ洋式化につきまして御質問いただき、町内小中学校の屋内トイレについて、令和９年度までに100％の洋式化を予定していると答弁をしたところでございます。

その後の進捗状況につきましては、令和６年度及び令和７年度に広安西小学校の教室棟トイレの洋式化を実施しました。

今後は、益城中央小学校教室棟の一部和式トイレがございますので、和式トイレ、広安小学校の北側、普通教室棟の改修を予定しております。

なお、益城中央小学校のトイレ洋式化工事につきましては、令和８年３月の春休み期間に実施する予定をしているところでございます。

広安小学校の北側、普通教室棟につきましては、現在棟全体の改修を検討しているところでございまして、その改修に併せてトイレ洋式化を実施する予定です。今後も引き続き、小中学校の教室棟におけるトイレ洋式化を進めてまいります。

次に、御質問の３点目、屋外及びプールトイレの洋式化についてお答えいたします。

小中学校の屋外トイレ及びプールトイレの洋式化につきましては、令和７年３月に、飯野小学校の体育館にバリアフリートイレを１基増設しております。今後は、小中学校の屋外トイレ７か所及びプールトイレ６か所につきましても、計画的にトイレの洋式化を進めてまいりたいと考え

ております。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　指定避難所に指定されている小学校の体育館に空調設備の設置についての本町の取組については、ただいま回答があったことについて、設置済みの学校体育館の現状を視察されていること。また、各空調機メーカーと空調機の特徴や電力消費量などの性能及び仕様の確認をされていることなど、前向きに検討されていることに安心をいたしました。

そして、各学校への設置の可能性を整理されているとのことが確認ができました。特に避難所の強化の面からも、空調設備の設置は重要性を増し、小中学校の体育館への空調設備の設置を実施する方向で検討しているとの回答に、一歩踏み込んだ前向きの姿勢が感じられて、ぜひ推進の計画をお願いいたします。

次に、町内の小中学校の屋内トイレですが、あと残すは益城中央小学校教室棟の一部の和式トイレと、広安小学校の北側普通教室棟でありますが、益城中学校のトイレ洋式化工事は、今年の春休み中に完了予定であること。

また、広安小学校の北側普通教室棟は、現在棟自体の改修を検討中であり、その改修に合わせて洋式化を実施する予定であるとのこと。これで全ての小中学校のトイレの洋式化が完了し、学校への教育環境が整うことになり、関係者の皆様に感謝申し上げます。

そして、町内小中学校の屋外トイレ及びプールトイレの洋式化改修に取り組む現状については、令和７年３月に飯野小学校の体育館にバリアフリートイレを増設されたこと、今後も町内小中学校の屋外トイレ及びプールトイレについても、計画的にトイレの洋式化を進めていくとのこと、よろしくお願いいたします。

次に、アンダーボックス整備事業についてお伺いいたします。

２月の臨時議会で、町道広崎古閑線歩行者用アンダーボックス整備事業が承認をされました。期間は令和８年度から令和11年度の４年間で、債務負担行為補正で22億3,200万円です。

ようやく建設に取りかかることができたわけですが、その使い道を年度ごとに分かる範囲でお知らせください。

これに関連して、歩行者用アンダーボックスを設置するに至った経緯と、完成後の既存アンダーボックスの利用方法はどうなるのか、お聞かせください。

今回のアンダーボックス整備事業は、広安西小学校の児童生徒の通学路としての利用が期待されますが、現状のアンダーボックス２か所の通学路の交通安全対策はどうなっているのかお知らせください。

本年９月１日から生活道路（学校周辺の通学路、住宅街なども含まれた区分）の法定速度引下げ、時速30キロが基本となる全国一律の新ルールが施行されます。

町と警察で通学路安全対策プログラムを作成し、危険箇所について対策を実施、検討することになると思います。交通規制、例えば朝夕だけの通行禁止なども検討することが必要になるかもしれません。

今後の町の方針をお聞かせいただければ幸いです。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　皆さん、おはようございます。今回は５名の議員の皆様から一般質問をいただいております。どうぞよろしくお願いします。

また、傍聴席には早朝からたくさんおいでいただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

申し遅れましたが、松本企画財政課長は恐らく今回が最後の議会となります。大変名残惜しく感慨深い思いをしていると思いますが、最後までしっかりと対応してください。

それでは、７番吉村議員のアンダーボックス整備事業についてお答えをします。

７番吉村議員の二つ目の御質問の１点目、町道広崎古閑線歩行者用アンダーボックス整備事業の４年間で、約22億円の年度ごとの使い道につきましてお答えをします。

町道広崎古閑線の高速道路下のボックスは、住民の方々の通勤などに利用されことに加えまして、周辺では、土地区画整理事業による開発が進んでいることもあり、朝夕には大変な混雑が見られます。幅員は６メートルで歩道もなく、登下校する児童生徒にとりましては、大変危険な道路となっており、抜本的な対策が必要であると、私が町長に就任する前から、大きな課題となっておりました。

このため、町では現在のボックスとは別に、その南側約10メートルの位置に、歩行者及び自転車の専用道路となる新たなボックスを設置することとしました。

この新しいボックスは高速道路の下を通過するため、高速道路管理者であるＮＥＸＣＯ西日本に委託しまして、施工する必要があります。

また、大変高度な技術を要する工事でありますことから、委託期間として令和８年度から令和11年度までの４年間を必要となる事業費としましては、22億3,200万円を予定しております。

その内訳は、工事に係る経費が18億9,700万円、施工管理費、事務費などのＮＥＸＣＯ西日本への委託に必要な経費が２億4,300万円、工事に必要な迂回路用地の借地料が9,200万円となります。

議員御質問の年度ごとの事業費の内訳につきましては、令和８年度は発注のみを行いますことから工事費の計上はなく、委託に必要な経費が4,500万円、借地料が2,300万円の合計6,800万円。令和９年度は工事費が２億3,000万円、委託に必要な経費が6,600万円、借地料が2,300万円の合計３億1,900万円。令和10年度は工事費が６億7,100万円、委託に必要な経費が6,600万円、借地料が2,300万円の合計７億6,000万円。令和11年度は工事費が９億9,600万円、委託に必要な経費が6,600万円、借地料が2,300万円の合計10億8,500万円となっております。

今後も関係機関との協議を重ね、なるべく早い工事完了に向けて事業を推進してまいります。

次に、御質問の２点目、歩行者用アンダーボックス設置の経緯と完成後の既存アンダーボックスの利用方法につきまして、お答えをします。

１点目で答弁いたしましたとおり、既存のアンダーボックスは、周辺の土地区画整理事業による開発が進んでおり、大変混雑状況ですが、幅員が６メートルで歩道もなく、登下校する児童生徒などにとりまして危険な道路であり、抜本的な対策が必要です。

その対策としまして、まずは既存のアンダーボックスを拡幅し、２車線の道路幅員を確保し、

自動車と歩行者双方の安全を確保することが考えられます。

しかし、高速道路下のアンダーボックスの幅員は、拡幅は高速道路面から２メートル以上の余裕を確保する必要があるという技術的な制約があり、この制約を満たすアンダーボックスを整備すれば、その分既存アンダーボックスより低い位置に設置することとなり、降雨時の道路冠水リスクが生じるということが判明しました。

また、高速道路上空に橋梁により道路を新設することも検討しましたが、九州電力の高圧電線が上空にあり、安全性の観点から電線との距離を確保する必要があるため、橋梁による整備もできないとの結論に至りました。

このため、これらの整備に関する課題を克服し、自動車と歩行者や自転車の交通を分離して、安全性を確保するためには、既存ボックスに隣接して、歩行者・自転車専用の幅３メートル、高さ2.5メートルのアンダーボックスを整備する必要があるとの結論となったものです。

この新たなボックスの整備により、既存アンダーボックスは、幅員６メートルの車両専用の道路として供用することとなります。このことで、交通利便性の向上が図られますとともに、新設ボックスにつきましては、完成後に指定通学路を集約統一化することで、児童生徒の登下校時の安全性を確保したいと考えております。

今後も地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

３点目につきましては、教育長のほうからお答えをします。

○議長（榮　正敏君）　信國教育長。

○教育長（信國満徳君）　３点目については、教育長からお答えさせていただきます。御質問の３点目、現状の２か所のアンダーボックス通学路の交通安全対策についてお答えをいたします。

広安西小学校の通学路における２か所のアンダーボックスの交通安全対策につきましては、現状歩道部分にはカラー舗装を施し、認識できるように区分をしているところです。併せて、広安西小学校では日頃から下校時にアンダーボックスを通行する児童に対し、交通安全指導を行うとともに、ＰＴＡや地域の皆様による見守りなどの協力を得ながら安全対策を図っております。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　アンダーボックスの４年間にわたる概算の予定金額をお示しいただきありがとうございました。あくまで概算ですので、事業費の増減はあるかもしれませんが、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次に、歩行者用アンダーボックスを設置するに至った経緯については、説明していただきありがとうございました。

また、既存のアンダーボックスは自動車専用のボックスになり、新設されるアンダーボックスは、歩行者と自転車専用のボックスとして使用されるとのことよく分かりました。

そして、新たなアンダーボックスが完成されるまでには、登下校時にアンダーボックスを通行する児童に対し交通安全指導を行い、ＰＴＡにおける見守りの実施などの協力を得ながら安全対

策を図っていかれるということ。これに加えて、地域住民の方々へも協力をしていただけるよう、協力体制を組んでいただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

次に、給食費無償化についてお伺いいたします。

令和８年度当初予算が今回の選挙によって成立が不透明になっていますが、本町としてどのように対処されるのかお伺いいたします。

○議長（榮　正敏君）　信國教育長。

○教育長（信國満徳君）　７番吉村議員の三つ目の御質問、給食費無償化の本町の対応についてお答えをいたします。

国は、令和８年度から小学校における学校給食費の無償化を実施することとしており、給食費の月額基準額5,200円を国及び県が負担し、市町村を支援する方針を示しております。

国の令和８年度当初予算成立がずれ込むのではないかとの懸念があることは承知しておりますが、国としても暫定予算等で年度当初からの実施を、県としてもそれを見越して当初予算に組入れられているところでございます。

本町におきましても、国の方針に基づきまして、本年４月から小学校の学校給食費の無償化を実施し、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいります。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　ただいまの回答で、国として暫定予算で年度当初からの実施を、県としてもそれを見越して当初予算に組み込んでいるところとしていると。よって、本年４月から小学校の学校給食費の無償化を実施することが決定したということ。

そこで１点確認ですが、不登校児童生徒への支援はどうなるのでしょうか。自治体の判断で現金支給も可能とすることが言われていますが、お伺いいたします。

○議長（榮　正敏君）　信國教育長。

○教育長（信國満徳君）　御質問の２回目、小学校の不登校児童の給食についても無償化の対象となるのかということについて、お答えをいたします。

町内の小学校に在籍する不登校児童の給食費につきましては、国の給食費無償化の対象となります。

これは、児童が在籍する小学校におきまして、給食を喫食する費用について、保護者の負担を無償化するというものでございます。例えば、不登校または不登校傾向の児童が登校し、給食を喫食した場合、１食分の給食費を請求するものではありません。また、一月の喫食数に満たない場合の未喫食分について、保護者に支給するものでもございません。

御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　回答ありがとうございました。

不登校児童の給食費についても、負担をさせないということで町の方針としてやるということでございます。

最後に、役場のＤＸ化の推進状況についてお伺いいたします。

令和５年３月定例会において同様の質問をさせていただきましたが、現在の各種状況をお聞かせください。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　４番吉村議員の四つ目の御質問、役場のＤＸの推進状況につきましてお答えをします。

議員からは、令和５年３月定例会におきまして、国のデジタル田園都市国家構想や書かない窓口の導入に関する御質問をいただいております。本日はその後の取組状況等についてお答えをいたします。

まず、デジタル田園都市国家構想につきましては、令和５年度国補正予算デジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして、次の五つの事業を実施しております。

一つ目は、町民参加型合意形成プラットフォームの導入です。本システムの導入により、オンラインで町の情報をより分かりやすく提供しますとともに、時間や場所などの制約なく、町民が行政に対し、意見を届けやすくすることで、対面ワークショップやアンケートだけでは徴収することができなかった若者、子育て世代をはじめとする声なき声との双方向の意見交換の活性化につながっております。

二つ目は、入札参加資格審査申請システムの導入です。本システム導入によりまして、町の事業へ参加を希望する企業は、オンライン上で入札参加資格申請を行うことが可能となり、提出書類の縮小化、ペーパーレス化を図るとともに、インターネット上で審査を実施し、審査結果をメールで事業者へ通知するなど、業務効率化を実現しております。

実際に利用された事業者へのアンケート結果を見ましても、手続が大変簡単になった、郵送や持参の手間が省けたといった、好意的な意見が多数寄せられております。数値としても約９割の事業者が、郵送費や交通費などの申請コストが安くなったと回答しており、行政側の効率化だけではなくて、申請者である事業者にとりましても時間と経費の両面で大きなメリットが生まれている状況です。

三つ目は、ビッグデータを活用しました道路対策検討支援システムの導入です。この事業では、民間車両の走行データと行政が持つ交通事故情報などを組み合わせ、交通危険箇所や道路の損傷状況を分析をしております。

分析結果は、ヒヤリハットマップとしてホームページ上で公開し、地域住民の皆様への周知を図りますとともに、データに基づいて修繕等の優先度を評価することで、交通安全の確保並びに効果的な道路環境整備を図っております。

四つ目は、道路台帳デジタル化事業により、道路台帳管理システム及びＧＩＳクラウドサービスの構築を行いました。

道路情報空間の三次元計測によりデータ化された道路台帳管理システムの構築により、データが一元化され、業務の手間や、紙データの紛失のおそれもなくなり、災害時も道路情報が確認できるようになりました。

また、デジタル化によって得られた道路情報をオンラインでいつでも、誰でも閲覧できるよう

になり、住民サービスの向上につなげることができております。

今後もより充実した住民サービスの向上に努めてまいります。

五つ目は、コンビニ交付利用促進に係るらくらく窓口交付サービスと透明ディスプレイモニタの導入です。これは役場窓口で証明書を受け取る際に、コンビニエンスストアで証明書を取得するのとほぼ同じ操作ができるシステムです。コンビニ交付は役場に出向くことなく、最寄りのコンビニエンスストア等で、土日祝日など役場閉庁時も簡単に証明書を取得することができる便利なサービスです。

また、窓口に多言語に翻訳する機能と音声を文字に変換する機能と兼ね備えた透明ディスプレイを導入し、外国人や耳が不自由な方にも円滑なコミュニケーション体制をとっておりますが、これは窓口だけではなく、保育園などの庁舎外の施設にも持ち運びできるため、特に外国人への説明の際に活用し、言葉の壁を越えた円滑なコミュニケーションに役立っております。

この窓口システムの構築の成果もあり、令和６年度のコンビニ交付件数は１万2,266件でしたが、令和７年度は約１万3,400件程度に増加することが見込まれます。

今後も、デジタルツールに不慣れな方にも便利なツールを体験していただくことで、便利で快適な行政サービスを享受できる、誰一人取り残さないデジタル化に努めてまいります。

また、新庁舎開庁に合わせ、総合窓口システムを活用しましたおくやみ窓口のワンストップなどを実施し、住民サービスの向上を図っております。

この総合行政システムのさらなる利便性向上を図るため、職員による窓口体験調査や他自治体への視察などを重ね、住民サービス向上に係る検討を進めてまいりました。その結果、多額の費用を伴う大規模なシステム導入を検討する前に、まずは既存の業務フローやアナログな規制を見直す業務改革を行うことが、費用対効果の面でも持続可能な運用の面でも現状としては最善であるとの判断に至りました。

現在は現状分析を詳細に行い、書かない窓口実現に向けて構築を進めますとともに、システム導入ありきではなく、まずはＬｏＧｏフォーム等の既存ツールの活用や、事務の見直しによる待たせない窓口、最終目標である行かない窓口の実現に向けた改善も進めております。

一方、内部事務の効率化や住民サービスの向上につきましては、幾つかの事業におきまして、生成ＡＩを活用した業務時間の削減や、業務自動化ロボットの導入による定型業務の自動化を図ることで、人為的ミスの防止と事務効率の向上を実現しております。

今後も、国のシステム標準化の動向なども注視しながら、本町に適したシステムとはどういうものかをしっかりと見極めますとともに、職員がデジタル技術を活用して事務を効率化し、町民の皆様にとって真に便利で温かみのあるサービスを提供できるよう、引き続きＤＸ化を推進してまいります。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　ありがとうございました。

役場のＤＸ化の推進状況について詳しくお話を聞かせていただきました。まず、最初の町民参加型合意形成プラットフォームの導入ですが、代表的なツールとして、本町ではＬｉｑｌｉｄを

使っていますね。導入のメリットとして、参加者の拡大、透明性の確保、まちづくりへの愛着、責任感の醸成などが挙げられています。

次に、入札参加資格申請システムの導入については、行政側の効率化だけでなく、申請者である事業者にとっても、時間と経費の両面で大きなメリットが生まれていることなど、ＤＸの効果が出ていると思います。

そのほか、ビッグデータを活用した道路対策検討支援システムの導入、また、道路台帳管理システム及びＧＩＳクラウドサービスの構築、コンビニ交付利用促進に関わるらくらく窓口交付サービスと、透明ディスプレイモニタの導入など、役場におけるＤＸ化の推進にもっと力を入れていってください。また、職員の皆さんの今後の活躍を期待して質問を終わります。以上です。

○議長（榮　正敏君）　吉村建文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

10時50分から再開します。

休憩　午前10時40分

再開　午前10時51分

○議長（榮　正敏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

宮﨑議員より午前中退席するとの旨の連絡がありました。

次に、坂井金次郎議員の質問を許します。

１番坂井金次郎議員。

○１番（坂井金次郎君）　おはようございます。議員番号１番坂井でございます。今、同僚議員から、お前ゆっくりしゃべろと言われましたので、なるべく皆様に分かっていただけるように、ゆっくりしゃべります。

１番目の吉村議員の発言がすばらしいと、私はもう何も言うことがございません。私も災害に遭われた方々、そのほかいろんなことがございます、その方々に謹んで哀悼の意を表します。

今回の私の一般質問ですが、三つ行います。

一つ目が、条件付一般競争入札についてです。

二つ目が福田処理場の廃止についてです。

三つ目が放課後児童クラブについてです。

では質問席に移らせていただきます。

まず、一つ目の質問は、地域要件を設定した条件付一般競争入札についてです。

本質問を行う目的は、競争性の確保、これはよいものを安くという経済性や適正な競争による産業育成につながるものです。これと地域要件、これは、地域経済振興のため地元企業を優先する政策です。この決定のあり方を明確にすることです。

前回の議会で、益城インター北産業団地造成工事２工区、３工区、４工区の三つの工事について質問をし、工事の必要性は認識しておりましたが、入札のあり方についての疑義から棄権いた

しました。工事への賛否討論においては、同僚議員による競争性への疑義からの反対、工事の必要性、また、県の電子入札を利用しており、透明性と公正性は保たれているとの賛成がありました。

まず、競争性の確保についてです。町民の皆さんから徴収した税金で行う工事ですので、工事品質を確保した上で行う競争性の確保、経済性の確保は重要なことです。

益城インター北産業団地造成工事は、２工区、３工区、４工区の三つの工事では、地元企業での工事を予定し、ＪＶ、合同企業体のことですが、ＪＶでの工事としたため、入札可能企業者は４者となりました。

また、１合同企業体が一つの工事を落札した場合、他の入札は無効となる一抜け方式を採用しています。このため、三つの工事を四つのＪＶで争い、３者がそれぞれ一つの工場を落札、１者が入札不参加という入札方式が行われました。

今回の入札では、１者が入札参加しなかったため、三つの工事を三つのＪＶで入札し、１者１工事の落札という形になっています。

１点目の質問は、電子入札においては、入札参加者が、入札前に入札参加者数を把握することはないのでしょうかです。

２点目の質問は、益城町財務規則第92条では、指名競争入札での指名業者数をなるべく５人以上としています。制限付一般競争入札は、一般競争入札ですので、指名競争入札以上の競争性を期待して行うものと考えますが、どのくらいの入札参加可能者数を想定しておられますかです。

次に、１者入札についてです。一般競争入札では、多数の入札参加可能者が見込まれることでの競争性が確保されるため、１者入札可能となっています。熊本県競争入札事務処理要領、これは熊本県のものですが、熊本県競争契約入札事務処理要領でも、令和７年度より１者入札が可能となっています。

これは、震災後熊本地震後、地震の復興に対応するため１者入札を完全に可能としました。その後このままじゃいかんだろうということで、平成の終わり頃に、一般競争入札においても、１者入札はやめようとなったんですけれども、昨今の事情により、一般競争入札においては１者入札が可能となっております。

今言いましたように、熊本県では、一般競争入札においては１者での入札が可能となっていますが、指名競争入札では、１者入札の場合は入札を取りやめて、その後の取扱いを定めています。指名ガイドの競争性確保の可能性があるためかと思います。

今回の工事では、三つの工事にＪＶ３者が入札参加、一抜け方式のため、最後に開催する工事は、実質的に１者入札となりました。

インターネット上で検索しますと、一般競争入札においても、地域要件の設定がある場合、１者入札を取りやめる自治体が複数あります。地域要件の設定範囲を広げれば、入札に参加する企業があるかもしれないからだと思います。

３点目の質問は、地域要件のある条件付一般競争入札において、１者入札となる場合、地域要件の設定の範囲を広げて、再入札すべきではないのですかです。

次に、地域要件についてです。私全部インターネット上で調べていますので、インターネットで調べた範囲になりますけれども、地域要件に係る判断として、最高裁平成17（受）2087号損害賠償請求事件の判決要旨、この事件自体は指名競争入札に対する地域要件でしたが、この中に「地域の福祉増進その他に資する企業は、地域の企業だけとは限らない」として引き合いに出される場合があるようです。

また、今回工事が分割され発注された根拠の一つは、国が出しております官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、閣議決定決定された、令和７年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針があるかと思いますが、この基本方針の分離・分割発注の推進のところには、公共工事の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から、一応ここはあるんですけど、ここはちょっと中は略します。かかる要請を前提として、分離・分割して発注、あとは点々々とあります。

12月議会で、益城インター北産業団地造成工事では、１工区から４工区を一つの工事で設計した場合と、それを三つに分けた場合の設計金額に8,600万円程度の差があると聞きました。

結局１工区から４工区まで分けて、１工区を先に、２、３、４工区を後に入札されたので、8,600万円と同程度の設計金額の差が生じたものと推測されます。また、地元以外の企業６者で入札された１工区の落札率は91.9％、直前に行われました地元企業５社による5,000万円程度の下水道の管渠築造工事の落札率は90.3％です。

今回の三つの工事、２工区、３工区、４工区の落札率はそれぞれ96％を超える結果となっています。様々な意見の中には、地域要件に積極的な意見、意見によっては10％ぐらいまで地域要件を認めるというものもあるそうです。地域要件に積極的な意見もありますが、分割によるコストの増加、落札率が上昇する可能性がある以上、費用対効果や妥当性の検証が求められます。

４点目の質問は、工事の分割と地域要件により無視できないコストの増加発生した場合、費用対効果や妥当性の検証をどのように行なわれるのかです。

また、地域経済振興策としての地域要件は、工事本来の目的とは別の政策です。

５点目の質問は、地域要件によるコストの増加額によっては、あらかじめ申しておきますが、私自身は地域要件をそれほど悪いこととは思っていません。ただ、それがあまりにもコスト増加になったときにどうするかということでこの質問をしており、コストの増加額によってはというふうに表現しています。

地域要件によるコストの増加額によっては、予算事前議決の原則からの事前の議会の承認や、予算公開の原則からの決算での報告は必要でありませんかです。

１回目の質問は以上です。よろしくお願いします。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　１番坂井議員の一つ目の御質問の１点目、電子入札においては、入札参加者が入札前に入札参加者数を把握することはないのかについてお答えをします。

電子入札における入札参加者情報の取扱いは、入札方式により異なります。

今回御質問の条件付一般競争入札におきましては、入札の公正性を確保し、談合等の不正行為

を防止する観点から、開札までは参加業者名やその数を他の参加者が把握することができない仕組みとなっております。これにより、事前の談合等を防止しております。

次に、御質問の２点目、益城町財務規則第92条では、指名競争入札の指名業者数をなるべく５人以上と規定しているが、条件付一般競争入札の想定入札参加可能者数は何人くらいかについてお答えをします。

御質問の入札につきましては、施工の確実性と地域経済への波及効果を考慮し、地元企業による特定建設工事共同企業体、いわゆるＪＶの結成を参加要件といたしました。

ＪＶ制度は、単体企業での受注に比べ、必然的に入札参加主体数は減少しますが、ＪＶ制度を導入することで、企業の技術力補完や施工余力の確保が担保できるものと判断をしております。

想定数につきましては、町内の有資格業者数や過去の実績等を勘案し、競争性が確保されるよう制度設計を行いました。

しかし、最終的な入札参加数は、各企業の経営判断やＪＶ結成の成否に委ねられるものであると考えております。

次に、御質問の３点目、地域要件のある条件付一般競争入札におきまして、１者入札となる場合、地域要件の設定範囲を広げて再入札すべきではないかにつきましてお答えをします。

実質的な場合を含む１者入札の取扱いにつきましては、地方自治法等の法令上、予定価格の範囲内であれば、契約締結は適法とされており、直ちに無効となるものではありません。

他自治体において、１者入札を中止再入札とする事例があることは承知していますが、再入札を行うことは、事業工期の遅延を招き、町民サービスや産業団地造成等の事業効果の発現が遅れるリスクも伴います。

本町におきましては、公告等の手続が適正に行われ、広く門戸が開かれていたのであれば、結果として１者入札になった場合でも、有効な競争入札として取り扱うこととしております。

次に、御質問の４点目、工事の分割と地域要件により無視できないコストの増加が発生した場合の費用対効果や妥当性の検証につきまして、お答えをします。

公共工事の目的は、単に適切な品質の工事をより安価に行うことだけではありません。そのほかにも、地域経済の活性化や災害時に、緊急対応の担い手となる地元建設業の育成といった社会的要請に応えることも目的に含まれます。

これは官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の趣旨に基づくもので、そのため、工事の分割や地域要件の設定などを行うことがあり得ます。

まず、分割発注は一括発注と比較して、スケールメリットが働きにくく、設計金額等のコストが上昇する可能性はあるものの、地域企業の受注機会確保や雇用の維持及び災害時における地域の守り手としての建設業者の育成に寄与するとともに、分割することで工期が短縮され、事業効果が早期に実現するというメリットもあります。

また、地域要件の設定によって予定価格が増加することはなく、無視できないコストの増も発生しません。

今回は、コストの増加よりも、産業団地の早期実現や地域企業の育成など、益城町の将来の発

展につながるメリットのほうが大きいと判断したものです。今後もケース・バイ・ケースで費用対効果や妥当性の検証を行ってまいります。

次に、御質問の５点目、地域要件によるコストの増加額によっては、事前決議の原則から事前の議会承認や予算公開の原則から決算報告が必要でないかにつきまして、お答えをします。

まず、公共工事における地域要件の設定や分割発注は、先ほども答弁しましたとおり、地域経済の活性化や、災害時に緊急対応の担い手となる地元建設業の育成といった公共工事の目的を達成するために行うものです。

また、公共工事の予算計上は、単価や分掛けが社会情勢により変化することや、正確に積算するための詳細設計が必ずしも予算編成時には行われていないことなどから、通常は予算編成時に可能な範囲で見積りを取り、また、その他の工事と比較しても、適正な範囲の概算金額で行うこととしております。

したがいまして、仮に分割発注による費用の増があったとしても、議会の議決をいただいた予算の範囲内で適正に執行することが原則であると認識をしております。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　一応これは毎度申しますとおり、一応担当課との話をしています。それについて私にも、町長からこういう答弁いただけるのかなと思って２回目を考えておりますが、正直言いまして、１回目はちょっと私の予想よりいい答弁でしたので、少し迷っておりますが、本当にちょっと迷っているんですけど、予定どおりですけど２回目の質問をいたします。

２回目の質問なんですが、１点目については、もうそれで結構だと思います。

２点目については、どのぐらい入札参加可能者を想定していたかと聞きましたのは、結局競争性の確保をやるということでお聞きしました。ＪＶジョイントベンチャー制度を取って、１抜け方式をとったとき、どういうふうになるのか。

例えばジョイントベンチャー制度をしたときに、参加者が減少するが、競争原理は働くことを予定したとおっしゃっていましたけれども、これは何社を想定していたかを聞いております。

２点目の２回目の質問は、各社判断による最終的な数でなく、事前に想定おられました参加可能者は何社かです。

３点目についてです、これ予定価格の範囲なんですけれども、結局予定価格はそのとおり、こちらのほうといいますか、予定の価格の積算において通常の妥当と思われることによって、予定価格を受けます。ですので、ある程度妥当と言えば妥当なんですが、それならそれ以外に、法令の条項をこれらの予定価格を支える原則というものがございます。

この原則が、地方自治法第２条第14項の最小経費最大効果の原則、公共契約の基本原則である経済性や競争性原則なのです。

また、さきに触れました最高裁判決の要約を見ますと、地方自治法、地方自治法施行令や、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等は、普通地方公共団体が締結する公共工事の契約に関する入札については、機会均等、公正性、透明性、経済性、価格の有利性のことです、経済性を確保するを意図しているとあります。

これらの原則を満たしの契約締結が必要なことは、専門家の意見としてだけではなく、私も含めた一般の方々も一致するものです。

中に工事の遅延等のお話が出ましたけれども、これについては、前回の議会で賛成・反対の決を採っていただいたときに、私もその事業効果については反対する気はございませんで、棄権させていただきました。

しかしながら、本来は遅延のリスクがなくなるような入札計画を立てるべきであり、遅延のリスクにより入札の不具合を無視することは、行政の信頼、行政の信頼とは、動きは遅いと言われますけど、動きが遅いが適正な手順を踏むという信頼を失わせると言わざるを得ません。

今回の質問は、どれくらいの入札参加者を考えておられるかについて、もう１回確認するものです。地域要件の設定範囲によっては、入札参加可能者数が限られてくる場合もありますが、実際どのくらいの数を具体に考えておられたのか、これを伺いたいと思います。

次４点目、いろいろあったんですけど、町長がおっしゃった地域活性化、地域建設業の育成については予定価格をおっしゃいました。これは適正なとおっしゃったんですが、地域要件の設定による予定額の増加はないということですが、分割は分かりましたけど、予定価格は確かに増加はございません。ただ、予定価格は上限額と適正な価格であるということです。このため、競争入札により、同じ品質のものをより安くとはまた別の話です。

先に言及しましたように、最低制限価格が92%の工事で落札率が96%を超えています。地域要件の設定により、入札参加可能者が限られていること、直近の類似工事の落札率が92%程度あることを考えれば、地域要件の設定が影響を与える可能性があるのではと思うのは当然すぎることです。

ここでまた、町長のほうが回答の中に、地元企業の育成のためというのがあったんですけれども、地域要件設定については、発注機関において地元事業者の受注の機会の確保に留まらず、結果の確保まで配慮された運用が行われる場合は、地元業者の競争的な体質を弱め、地元業者健全な育成を阻害する結果となってしまうと考える。

これは、令和６年の10月版の公正取引委員会、入札談合の防止に向けての質問と回答の中から持ってきたものです。これらの企業育成のために競争性の確保は必要であるというのは、恐らく一般的に私もそれは賛成しております。

４点目のほうについての２回目の質問の、これ前半・後半があるんですけれども、前半部分は。

○議長（榮　正敏君）　坂井議員、少しまとめてもらえんですか。

○１番（坂井金次郎君）　すみません。

４点目の質問、説明を見て質問だけします。４点目の２回目の質問は、地域経済の活性化、地元企業の育成が目的であれば、よりよい物をより安く調達することは前提とはならないんですか。

直近、類似工事との落札率に４%の差が生じても、入札のあり方はケース・バイ・ケースとおっしゃいましたけれども、今回は４%差が生じています。これについて、このような場合は入札のあり方の吟味は必要ないとお思いでしょうか。

三つ目が、地元企業の育成には競争が必要かと思われるかです。

あとまだあります。分割発注等に言われましたけど、これは行政実務、今回は入札における分割発注においては、目的、建設業者の育成などのため、コストをかけて施策、これは分割発注、その効果の検証をやっぱりやる必要が。

（「すみません、回答が少し違ったよね」と呼ぶ者あり）

もう一度言います。分割発注において、建設業者の発注のために分割されました、そのためにコストは今回は8,600万円以上発生しています。これで、この分割発注について、これについての効果の検証、果たしてそれが本当に役立っているのか、コストにかけた部分の成果があるのかどうか、どうお思いかをお伺いします。

５点目、すみません、これ町長お答えになってちょっと困る、ちょっと困ったね。そうですねちょっと３回目ですが、すみません、これで失礼いたします。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　御質問の２点目の２回目、各社判断による最終的な数ではなく、事前に想定した参加可能者数は何社かにつきまして、お答えをします。

まず、繰り返しになりますが、公共工事の目的には、単に適切な品質の工事を安価に行うというだけではなくて、地域経済の活性化や災害時に緊急対応の担い手となる地元建設業を育成することがあります。

このため、地元業者で施工可能な工事は、地元に発注するというのが基本原則です。その上で、地元業者で施工が困難な場合には、まずは町外の県内事業者などに範囲を広げ、それでも施工が困難な、より高度な技術を要する工事などにつきましては、そのような専門技術を持つゼネコンなどの県外業者に門戸を開くということになります。

このようなことから、益城インター北産業団地造成工事の基礎くいを施工する工事では、専門の技術を持つ町外業者が受注をしており、本町の入札が町外業者を排除しているというものではありません。

御質問の事前に想定した参加可能者数は何社かについては、まず、本工事の入札参加資格を有する町内のＡランク業者は12社です。その上で、今回の入札では、施工の確実性を確保するため、３者による特定建設工事共同企業体の結成を要件としておりますので、最大で四つの企業体が参加可能となります。

次に、御質問の３点目の２回目、地域要件の設定範囲によりましては、入札参加可能者数が限られてくる場合もありますが、広く門戸とはどれくらいの数を考えているのかにつきまして、お答えをします。

広く門戸を開くとは、特定の数値目標のことではなく、先ほど申し上げました地元業者で施工可能な工事は地元に発注するという基本原則に基づき、本工事の入札参加者資格を持つ町内Ａランク業者12社全てに対し、ＪＶ結成による参加の機会が公平に提供されていた状態を指しております。

なお、１回目の１者入札に関する質問における直ちに無効となるものではないとの答弁につきましては、無効とするには吟味する必要があるという意味ではなくて、１者入札イコール無効と

なるというような法令の規定は見当たらないという意味です。

次に、御質問の４点目の２回目、地域経済の活性化、地元企業の育成が目的であれば、よりよいものをより安く調達することは前提とはならないのか。直近類似工事との落札率に４％の差が生じても、入札のあり方の吟味は必要ないのか、地元企業の育成には競争が必要だと思われますか。入札における分割発注においては、建設業者の育成などのため、コストをかけて分割発注を行っても、その効果の検証は必要がないのですかにつきまして、お答えをします。

まず、よりよいものをより安くについてですが、通常、公共工事は設計で仕様を決めて、その仕様どおりの工事を施工するといういわゆる仕様発注ですが、その発注におきまして、随意契約すべき特殊な場合を除いて、競争原理により、より安くが前提となるというのは、議員がおっしゃるとおりです。

しかし、よりよいものという観点は仕様発注であるため、工事仕様書には含まれておりませんが、これとは別に、ＶＥバリューエンジニアリング提案制度という制度があります。これは、入札時や契約後に受注者が工事の性能や機能を維持・向上しつつ、コストを削減する観点から、発注者に対して提案する制度で、工事目的によりましては、このような制度の活用も必要と認識をしているところです。

なお、よりよいものということが、粗悪な工事の防止ということであればこれは論外で、そのような業者は是正を指示するとともに、指示を実施しない場合は、竣工認定を行わないことになります。

次に、直近類似工事等の落札率に４％の差が生じても、入札のあり方の吟味は必要ないのかについてですが、個別の工事における各業者の入札は、その時点での各業者の手持ち工事量や材料の調達見込み、協力会社の確保の見込みなどを勘案した上で、工事を施工するには、この価格であれば可能と判断されて行われていると認識をしております。

その結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で、適切に入札されたものについて、最低価格者と契約を結ぶことは、競争性の原理が確保されており、適切なものです。

このため、議員御質問の直近類似工事との落札率に４％の差が生じても、入札のあり方の吟味は必要ないのかにつきましては、その必要性はないと認識をしております。

なお、談合が疑われるような情報提供などがあり、その情報が相当の信憑性があると判断される場合は、必要な調査を行うなど適切に対処してまいります。

次に、地元企業の育成には競争が必要だと思われますかについてです。

そのように認識しており、条件付一般競争入札や指名競争入札を通じて、競争性の確保を図っているところです。

次に、コストをかけて分割発注を行っても、その効果の検証は必要がないのですかにつきましては、１回目の質問に対してお答えしたとおり、その必要はないと認識をしております。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　ありがとうございました。

いろいろと違ってしまいましたので、これから素でやりますので、申し上げございませんが通告外の質問をするかもしれません。

３回目でございます。まず、一つ目が。

○議長（榮　正敏君）　通告外は駄目です。

○１番（坂井金次郎君）　いや、同じ範囲内での、一応すみません、通告内の質問であります。ただ、事前の打合せとは違う質問でございます。

申し訳ないんですけど、まず、今町長おっしゃいました競争性の確保と予定価格、予定価格は適正価格とおっしゃいましたけれども、予定価格は上限価格です。何度も申しますけれども、予定価格と最低価格の間で締結をする場合、随意契約は当然それしかできないのであって、それで適正な価格と考えられます。

ただ、一般的にできる入札においては、予定価格、最低価格、最低制限価格を下回った場合、コストの競争で粗悪なものをつくり上げるわけにはいきませんから、当然、最低制限価格に向かっての競争性の確保は必要です。

今おっしゃいましたけど、各業者さんは自分のところの手持ちの材料に応じて入札します。しかし、それが正しいかどうか、それ逆に言うと、設定を広げて入札者を広げれば、違った手持ちのものがあってより安く、最低制限価格以上でありますけれども、より安くできる企業があるわけです。

競争性の確保と言いましたけれども、競争性の確保は、価格の競争を通して、今申しましたように、その業者のシステム、その業者はどういう気持ちを持っているかについての競争を促すものです。そういう意味において、競争性はいかなる場合もあります。随意契約は除きますが、いかなる場合においても、ある程度の数をそろえて、競争性を行わなければ、地元業者の育成には役に立たないと私は思っています。

３回目に一つ目の質問は、競争性の確保のためには、やっぱりある程度の数をそろえる必要があるんじゃないかということですけれども、これについて町長がどう思われるかです。

もう一つが分離分割発注、地元要請についてですが、これは町長は本来の目的とおっしゃいますが、それは、一般的な本来の目的でありません。附帯目的と申します。付け足しの目的なんですけれども、近年は重要性を鑑みて、それをする場合が多くなっています。それについては私は反対ではありません。ただ、それに対してある程度の規則を分ける必要がございます。

○議長（榮　正敏君）　坂井議員、個人的意見じゃなくて質問してください。

○１番（坂井金次郎君）　一応あの全部これ調べてからの質問です、そのための前提です。

言いますけれども、分離発注、地域要件は、本来の目的ですか。本来の目的とおっしゃるのであれば、それを前申しました財政原則は、前もって議会に諮る、またはそのことについて公告する必要がございます。今現在は行われておりません。私は確かに議会において、それについて賛否をしますけど、そのことは私自身は入れておりません。

確認ですが、執行部の方は、予算の決議を上程される場合に、その中に、地域要件として企業の育成、分離分割発注を入れて上程されているということでしょうか。そこの確認、２点よろし

くします。

○議長（榮　正敏君）　町長。

○町長（西村博則君）　１番坂井議員の込み入った質問にお答えさせていただきます。

なかなか飛び飛びで分かりにくいんですが、契約のほうについて、私も契約担当をやっていたんですが、やっぱり上限とか、いろいろ４％の差があるとか先ほど出ておりますが、ここあたりはやっぱり工事の施工条件とか道路状況であったりとか、そういったところも踏まえて入札をされるものと私のほうでは理解をしているところです。それで、パーセントが上がったり低くなったりというのはちょっとあるかなということで、そこでいろいろ現場の交通指導員を置いたりとか、非常にそこの工事の施工条件で私は変わると思っております。

また、あと分離発注、これについても、前提としてやっぱりここに書いてあるとおり、熊本地震のときに、皆さん方もう１回思い返してみてください。ここ益城町を一番頑張ってやってくれたのは建設業者の方であったり、地元の建設業者の方であったり、地元の水道業者の方であったり、そういった方たちです。

そこの方たちのやはり施工能力をもっともっと上げてもらって取り組んでいただくというのが、逆に益城を守ることにもなってくるということで、そういったことで、やっぱり地元企業をしっかり育成していくというのが、私の中では考えているところです。

しっかりまた、そこあたりも様々な入札要件がありますが、そういったところも、一番効率的で効果的な入札辺りをやっていきたいと。一方で、地元の業者をしっかり育成していって、地元を守っていただくというのが必要ということで考えております。以上です。

○議長（榮　正敏君）　町長。

○町長（西村博則君）　分離発注については、持田審議監のほうからお答えをさせています。

○議長（榮　正敏君）　持田審議監。

○土木審議監（持田　浩君）　土木審議監の持田でございます。１番の坂井議員の質問の、町長の回答の少し技術的な面からの補足の回答ということになりますが、私のほうから説明させていただきます。

まず、前提として２点、公共工事の目的が価格第一でそれ以外は附帯的なものだということと、それから分離発注、これについて少し補足の回答になりますが。

まず、公共工事の目的ですけれども、何て言いますか、議員は価格が第一で、地域活性化なんかは附帯的政策だと言われますけれども、よくよく考えてください。公共工事というのは、それによって整備された社会資本が機能する、ストック効果と言いますけれども、それと、建設投資をしますので、それで雇用や消費などが創出されるという経済効果、フロー効果と言われますが、これを求めるものです。

これは、これまでも国において、何度か補正予算で経済対策が行われていますが、その柱として公共工事が利活用されるということから明らかというふうに私は認識しています。ですので、その上で、当然公金による工事ですから、より安くというのは当然なことです。ですから、公共工事を分割して、価格の部分は目的で、それ以外の部分は附帯的政策であるという区分、これは

私としては、公共工事の趣旨に沿わないものというふうに認識をしております。

もう一つ、地域要件です。議員の質問を聞いていましたが、中で引用された最高裁判決、これは、議員がちょっと質問で言われた価格の優位性確保、これのみに焦点を当てたものではないと思っています。

この最高裁判例で言おうとしていることは、地方公共団体の指名競争入札において、まず、地元企業の機動性とか、地元経済の活性化を考慮すること、その合理性は認められるとしています。その上で、例えば地元企業以外にも、地元企業と同様の機動性なんかを有する業者が存在する場合には、そのような業者を含めずに指名の検討を行うこと、これは少し裁量権の範囲内ではないのではないかということですから、最高裁も地域要件の設定そのものを否定しているというものではございません。以上が補足の答弁になります。

○議長（榮　正敏君）　坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　すみません、３回目終わっておりましたので、私も補足に対する意見となりますが、持田審議監が言われていることは私も十分承知しております。ではなくて。

○議長（榮　正敏君）　もう３回。

○１番（坂井金次郎君）　意見だけ。

○議長（榮　正敏君）　意見は無理です。次に移ってください。

○１番（坂井金次郎君）　分かりました。これはまた、別の機会に質問させていただきます。

それでは、次が農業集落排水事業・福田処理場の廃止についてです。これは12月議会で廃止ということで、そのための幹線への接続工事について説明を受けました。ですが、この福田処理場の廃止についての説明が少し不足であったと思います。ですので、福田処理場を廃止することについての、経費削減見込額と計算根拠とした処理場廃止による維持管理経費の削減額及び接続工事に伴う経費増大の大まかな内容、例えば、接続に伴う工事の概要と費用、益城町浄化センター処理能力増設の要・不要、福田処理場解体に要する費用などを教えてください。

２点目が、処理場施設跡地の取扱い、財産や補助金の取扱いなども含めて教えてください。以上です。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　１番坂井議員の二つ目の御質問の１点目、経費節減見込額と処理場廃止による維持管理経費の削減額及び接続工事に伴う経費増加額につきまして、お答えをします。

まず、維持管理経費についてですが、現在、福田処理場にかかる経費は、光熱費や委託料等で年間約3,700万円となっております。

福田処理場で処理している汚水は、津森汚水幹線に接続することにより、益城町浄化センターで下水とともに一括して処理されます。このため、益城町浄化センターの運転経費などは、増加することが想定されますが、現在福田処理場に要している年間約3,700万円の維持管理経費は、多くの部分を縮減できるのではないかと考えております。

また、令和元年度の調査によれば、福田処理場を40年継続して運用した場合、施設の老朽化に伴う機械及び電気設備の更新に約11億円を要するとの検討結果が出ておりますので、福田処理場

の廃止により、これらの費用も不要になると考えております。

次に、接続工事等に伴う経費増加額ですが、現時点での工事関係費用としましては、地質調査を含む測量設計費に2,977万円、接続及びマンホールポンプ設置工事費に約１億8,900万円、一時貯留施設工事の基本設計費に605万円の合わせて約２億2,500万円となっております。

さらには、一時貯留施設の実施設計及び改良工事と電気機械設備の撤去費用も発生いたします。

これに対して、平成14年に建設した福田処理場を廃止せず、令和24年まで建設から40年間運用した場合に必要となる機器等の更新経費は、令和元年度の調査結果によれば、約11億円と見込まれますので、今回の接続工事等に伴う経費のほうが、かなり安価になると想定をしているところです。

また、広域化に伴う浄化センターの処理能力の増設につきましては、現在の浄化センターの処理能力に十分余裕がありますことから、必要ないと考えております。

次に、御質問の２点目、処理場施設跡地の取扱いにつきましてお答えをします。

先ほど申し上げましたとおり、福田処理場の建物は平成14年に建設されたもので、建物はまだ十分利用可能な状態です。このため、福田処理場は解体するのではなく、建物と建物以外のオープンスペースに関する利活用方法について検討を進めることとしております。

この方針につきましては、地域の区長の方々に対して説明を行っているところであり、地域の御意見や御要望を十分伺いながら、地域活性化につながるような利活用方法について、地域とともに検討をしてまいります。

なお、補助事業により取得した財産を他の用途に転用する場合、地域の活性化などの用途であれば転用が認められるケースがありますので、具体的な活用策の検討状況と並行して、関係機関との協議を行ってまいります。

また、電気機械設備の一部は撤去することとなりますが、その多くは償却期間を経過しておりますので、国庫補助金の返還は発生しない見込みでございます。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　ありがとうございました。

福田処理場跡地をどうするかはこれからの課題だと思いますが、公共下水道への接続が得であることは理解できたように思います。

それでは、三つ目の質問に移ります。三つ目の質問は、放課後児童クラブについてです。

国の放課後児童対策パッケージ2026では、学校施設等の既存施設の活用をより一層推進するため、低学年の普通教室のタイムシェアの検討まで言及しています。

質問は、既存の学校施設を活用した放課後児童クラブがありますか、ある場合、施設を活用する基準はなんですか。飯野小学校では、既存の学校施設の活用等はできませんかです。よろしくお願いします。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　１番坂井議員の三つ目の質問の１点目、既存の学校施設を利用しているクラブはないのか、また、学校施設を利用する基準は何かにつきまして、お答えをします。

現在、各小学校区には、放課後児童健全育成事業を活用しました、いわゆる放課後児童クラブが11クラブございます。その中で、既存の学校施設を活用している放課後児童クラブは、土曜日も含む通年で運営しているのが、広安小学校と広安西小学校で、それぞれ１クラブ。曜日や時間を限定して既存クラブの分室として運用しているのが、飯野小学校の１か所となります。

また、既存の学校施設を活用する基準としましては、国による明確な基準は示されておりませんが、これまで本町では、各小学校及び教育議員会と協議を行いながら、学校に活用できる余裕教室等があること、余裕教室等を放課後児童クラブとしての活用に供しても学校運営に支障がないこと、土曜日や夕方のお迎えの際など、学校施錠後の時間帯におけるセキュリティ等運用面での課題に対応できること、放課後児童クラブで使用する机や玩具等、備品の保管もしくは搬出入ができることを基本としながら、各小学校及び各放課後児童クラブの運営状況に応じた対応を行っているところです。

次に、御質問の２点目、飯野小学校では、既存の学校施設を活用できないのかにつきましてお答えをします。

現在、飯野小学校では、令和元年に建設しました既存のクラブ等と学校施設の音楽室を活用し、放課後児童クラブの運営を行っております。

具体的には、既存のクラブ等の受入れ上限を超える児童を学校施錠前の時間帯まで音楽室で受入れ、学校施錠後は既存のクラブ等に受け入れて活動を行っている状況です。

令和８年度以降は飯野小学校の児童数増加に伴い、放課後児童クラブの利用希望者数の増加が見込まれますことから、現状のままでの対応が困難となることが予想されるため、新たに学校敷地内に１クラブ増設する方向で準備を進めております。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　ありがとうございます。時間がありませんので、質問だけ申し上げます。

飯野小学校を例として、２回目の質問をします。

質問は、飯野小学校にはもう余裕教室はないという理解でよろしいんでしょうか。

仮に、飯野小学校の教室をタイムシェアリングする場合の問題点はなんですか。

その問題点は、財政措置を伴う事業で解決できないものかです。よろしくお願います。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　御質問の２回目の１点目、飯野小学校には余裕教室はないのかにつきまして、お答えします。

現在、飯野小学校には普通教室10室、特別支援教室３室、音楽室や理科室などの特別教室５室があり、合計で18室でございます。児童は267名在籍しており、特別教室以外の13教室の全てを使用しております。

また、先ほども御説明しましたとおり、令和８年度以降も５年以上は継続して260名程度の児童数で推移するため、余裕教室はない状況です。

次に、御質問の２点目、教室をタイムシェアリングする場合の問題点につきましてお答えをし

ます。

議員御指摘の放課後児童対策パッケージに2026で示されている低学年の普通教室のタイムシェアリングとは、具体的には、小学校の既存の教室を日中の学校の授業時間と放課後の放課後児童クラブの活動時間で時間を区切って、共同で利用する取組を指しております。

本町としましては、教室のタイムシェアリングの有効性は理解しておりますが、飯野小学校で導入する場合、次のような課題が想定されます。

まず、放課後の時間帯に学校施設を利用する際の安全性や防犯性の課題です。学校施錠等の調整や児童の動線分離、不審者の侵入防止などのセキュリティ面での対応が必要となりますが、現行の体制では、これらの十分な対策が難しい状況です。

また、日中の授業と放課後児童クラブの活動が同じ教室で行われる場合には、授業の準備や片づけ、放課後児童クラブの備品管理など、教育活動への影響と教職員の業務分担が増えることが考えられます。

次に、御質問の３点目、その問題点は財政措置を伴う事業で解決できないかにつきまして、お答えをします。

議員御指摘のとおり、課題の一部については、財政措置を行うことで解決できる可能性もあると考えております。児童の安全性や防犯性を確保するためには、学校施設への防犯カメラの設置や警備員の配置、放課後児童クラブの備品などを収納する専用スペースの設置などが必要です。

しかしながら、現状の飯野小学校では、先ほどもお答えしましたとおり、５年以上は継続して児童数増加に対応する必要があります。子どもたちの安全を確保するためには、既存のクラブ等に加えて、令和７年12月議会で承認いただきました新たなプレハブ棟を設置することが最善の策と考えております。

本町としましては、今後施設整備や運営体制を検討する際には、放課後児童対策パッケージ2026の理念を踏まえながら、既存施設の活用なども含め検討をしてまいります。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　ありがとうございました。今回の私の質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（榮　正敏君）　坂井金次郎議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。

午後は１時30分から再開します。

休憩　午前11時50分

再開　午後１時31分

○議長（榮　正敏君）　午前中に引き続き会議を開きます。

木村正史議員の質問を許します。

２番木村正史議員。

○２番（木村正史君）　２番木村です。改めてここに立ち、質問を行えることを大変うれしく思います。

今回私は、国道443号線の拡幅についてどのくらい話が進んでいるのかということと、スポーツのまち益城の実現についてお伺いしたいと思います。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

国道443号線の拡幅の話はどこまで進んでいるのかという点です。国道443号線の工事なんですけれども、こちらのほうは、今まで私のほうも何度もここに立ち質問をさせていただきました。

以前の町長のほうからの返答ということで、県のほうに要望のほうを出させていただくということで話がありました。

現在どこまで話が進んでいるのか、御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　２番木村議員の一つ目の御質問、国道443号の拡幅の進捗についてお答えをします。

国道443号の整備・拡幅が本町の発展に欠かせない道路であることは、これまでの議会でも答弁したとおりですが、その理由の一つは、隣接する菊陽町に台湾のＴＳＭＣが進出し、その関連企業の集積や、国内外の従業員の方の移住といった地域振興に寄与する波及効果を本庁にも十分取り組んでいく必要があるからです。そのためには、円滑な交通流動を確保する交通インフラの整備が必要不可欠であり、特に、ＴＳＭＣが進出するセミコンテクノパーク周辺と本町を結ぶ国道443号の整備が大変重要です。

また、路線沿いにおいて小池高山インターチェンジがあることから、今後の企業進出が期待される有望な地域であることも理由の一つと掲げられます。

これに加え、現在までの状況変化としまして、国道443号に寺迫交差点で交差する県道熊本高森線の熊本市から寺迫交差点までの区間の４車線化が、いよいよ３月20日に全線開通します。これに加え、寺迫交差点から県道熊本益城大津線、いわゆる第２空港線までの国道443号が４車線化されれば、本町内において４車線による幹線道路網が形成されることとなり、本町の発展に大きく寄与することが期待されます。

また、県道熊本高森線と第２空港線から、寺迫交差点下の国道443号の４車線化は、第２空港線のバイパス的な役割も期待され、熊本市内から阿蘇くまもと空港への定時性・速達性の確保とともに、広域的な交通分散による本町内の交通の円滑化が図られ、町民の生活環境の向上やさらなる企業の集積、従業員の方々の移住にもつながるものと期待をしているところです。

このようなことから、本町では、第２空港線から寺迫交差点間の国道443号の４車線化を最重要として位置づけており、道路管理者である県に対しまして、私自ら知事に要望し、また、本年２月10日には国道443号整備促進期成会としても要望を行ったところです。

県においては、４車線化の重要性は十分理解していただいていると認識しておりますが、今後もあらゆる機会を捉えて、国道443号の４車線化、特に第２空港線から寺迫交差点間の早期の整

備を強く要望してまいります。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　木村議員。

○２番（木村正史君）　第２空港線から、寺迫交差点までと言わず、飯野校区のほうもよろしくお願いしたいと思っておりますので、こちらの質問は終わらせていただきます。

続いて、スポーツのまち益城の実現について質問させていただきます。

県道熊本高森線の４車線化工事も、今年度で完成の予定で、３月20日の開通式とのことです。震災の復旧もまだ木山地区の区画整理が残っておりますが、終わりが見えてきました。

今後の益城町の行政は、まちのにぎわいづくりや企業誘致に力を入れていかれるものと考えます。

企業誘致については、益城町独自で産業団地を整備するという大きなプロジェクトを始動させ益城インター北産業団地を現在整備中です。以前のバブルと言われた時代には、積極的な財政が行われましたが、バブルがはじけ、整備用地が売れなくなったことを考えますと、大変な決断であったことと思います。

町長が以前より、攻めの積極財政と発言されていることですし、まだまだこれからも積極的な財政が行われるものであると思います。

では、にぎわいづくりについてはどうでしょうか。にぎわい活性化事業として補助金を出していますが、今ある体育施設を使ってにぎわいづくりと町長が掲げるスポーツのまち益城を実現する方法として提案したいことが幾つかございます。

まず、第１として、様々なスポーツを行えるようにして人を集める方法です。

先日エンフレンテ熊本フットサルクラブを伺い、コーチと話をさせていただきました。コーチがおっしゃるには、大会を行える場所がないとのことでした。また、フットサルは、サッカー経験者が気軽に参加でき、大学などのサークルも多いということでした。

また、そのほかにも、通常の体育館では禁止されている競技として、ハンドボールや車椅子バスケットボールがあります。その競技をできるようにするだけで、普段よりも利用者数は増えます。多くの人々を集める方法の一つとして考えてみてはいかがでしょうか。

二つ目といたしまして、大規模な大会を誘致して人を集める方法です。バレーボールやハンドボールの国際大会を誘致することです。また、大相撲やプロレス等の興行を益城町で行ってもらうことです。

これらの選手や関係者、観客などが集まり、ホテルや飲食業、販売店への利益にもつながりますし、住民の娯楽にもつながっていくと思います。

三つ目として、現在オリンピック競技にもなっているアーバンスポーツへの対応です。アーバンスポーツとは、都市型競技と言われ、公式な競技として採用されたＢＭＸ、スケートボード、クライミング、インラインスケート等をスケートボードやボルダリングなど、オリンピック競技に興味を持つ子どもたちにも対応した施設があると若い人が集まりやすいと思います。

ボルダリングを好んで行っている社会人の方にお伺いしましたが、競技者に若い独身が多く、性別に関係なく楽しまれているとのことでした。また、新しい施設があると聞くと、遠征して楽

しむとのことでした。

また、スケートボードなどは、競技を行う子どもが多くいることもあり、子どもが楽しむため、親が一緒についてきてにぎわいづくりにもなることではないでしょうか。

最後に、益城町総合体育館のネーミングライツ事業についてです。

１月に募集がかかっていたと思いますが、何か話はありましたでしょうか。進展があれば、概要を教えてください。

繰り返しお伺いします。一番最初に益城町総合体育館にて行えない競技、それがありますけれども、そちらの使用を可能にできないでしょうかという点と、２番目、大規模な大会の誘致に向けて、バレーボール、ハンドボール、プロレス、大相撲などを誘致できないかという点。

３番目に、アーバンスポーツへの対応について、スケートボード、ボルダリングなど、オリンピック競技に興味を持つ子どもたちへの対応をした施設が必要ではないでしょうか。

４番目ネーミングライツの進行状況について、１月に募集されましたが、進展はあるのか、進展があれば概要を教えてください。以上です。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　２番木村議員の二つ目の御質問の１点目、体育施設において利用が制限されている競技の今後の利活用につきまして、お答えをします。

現在、屋内体育施設におきましては、幾つかの競技で利用を御遠慮いただいております。これは普通に利用していても、施設の損傷のおそれがあるためです。

議員が例に挙げられた競技の、まず、フットサルやハンドボールは、物すごいスピードでシュートすることになりますが、現状では、壁面や照明器具、客席を守るための防球ネットなどの設備を備えておりません。このため、防球ネットや緩衝材などを設置した上で、コート外に選手の安全を確保するためのスペースを確保できるか、検討が必要と考えております。

車椅子バスケットボールはスポーツ用車椅子が進化し、衝撃を吸収するような構造になっておりますが、転倒の際に床が損傷する懸念が拭い切れません。

しかしながら、様々なスポーツが楽しめる場所が町内にあることは重要です。どのようにすれば屋内体育施設を利用できるか、各競技団体等とも協議しながら検討していきたいと考えております。

今後、利用ニーズ等を分析し、広域的な連携で対応できないかにつきましても、併せて検討したいと思います。

なお、屋外体育施設での利用につきましては、利用制限は設けておりません。例えば、陸上競技場におきましては、車椅子の競技者にも御利用いていただいておりますし、人工芝のサッカーコートではフットサルも可能です。

次に、御質問の２点目、大規模な大会の誘致についてお答えをします。

２月１日、総合体育館におきまして、バドミントン国内最高峰のリーグ戦、ＳＪリーグが開催されたことは記憶に新しいところです。大会には、町内外から2,000人を超える人が集まり、トップアスリートたちが繰り広げる熱戦に、観客の皆さんも元気をもらったのではないかと思いま

す。

このように、トップアスリートの技術やスポーツに取り組む姿勢などを間近で見ることは、町の未来を担う子どもたちにスポーツに楽しむ機会や夢を与え、町民の心の復興に大きく寄与すると考えておりますので、引き続き大規模大会の誘致に努めてまいります。

なお、ＳＪリーグにつきましては、来年も総合体育館で開催できるよう、県バドミントン協会や、再春館製薬所バドミントンチームと協議を重ねているところです。

議員が例に挙げられた競技の、まずハンドボールにつきましては、総合体育館のメインアリーナであっても、プレーする選手の安全性を担保できるコートサイズを確保できないため、誘致は難しいと考えております。

また、プロレスにつきましては、関係団体と誘致に関しての協議を始めたところです。

さらに、バレーボールや大相撲につきましては、過去には総合体育館で大規模大会を誘致した実績がございますので、各競技団体や指定管理者と連携し、私自身もトップセールスを行いながら、大規模な大会の誘致に努めてまいります。

次に、御質問の３点目、アーバンスポーツに対応した施設の整備についてお答えをします。

アーバンスポーツは、近年人気が上昇している分野であり、令和５年度に策定しました益城町文化スポーツ拠点基本構想では、総合運動公園に整備を計画するなど、施設整備について検討をしているところです。

アーバンスポーツには、議員が挙げられました種目のほかにも、３ｘ３バスケットボールやビーチサッカーなど、様々な種目がございます。近隣市町村でも整備が計画されておりますので、その動向も注視しながら、スポーツのまち益城の実現に向けて適切な整備となるよう、今後も精査を続けてまいります。

次に、御質問の４点目、総合運動公園のネーミングライツの進行状況についてお答えします。

まず、ネーミングライツにつきましては、公共施設などに企業名や商品名などを冠した愛称をつける権利及び附帯する諸権利のことですが、その対価として得られた資金を施設の維持管理費や運営費に充てることで、住民サービスの向上を図ることを目的としております。

本町では、令和２年に益城町総合体育館、益城町陸上競技場のネーミングライツパートナーを募集しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業活動の冷え込みもあり、一旦募集を中断し、企業の動きを注視しながら、改めて募集を行う機会を伺うこととしました。

その後、新型コロナウイルス感染が鎮静化し、経済活動も元の状態に戻ってきましたことから、今回改めて、益城町総合運動公園一体のネーミングライツパートナーを命名権料年額300万円以上、契約期間５年以上で募集いたしました。

この募集に対し１社から応募があり、ネーミングライツパートナー選定委員会の審査を経て、その応募者を優先交渉権者として選定し、現在、契約締結及び新年度からの愛称適用に向けて詰めの協議を重ねているところです。

今後は、ネーミングライツの命名権料を活用しましたスポーツ施設の充実と大規模大会の積極的な誘致により、町民の心の復興を後押ししますとともに、町の未来を担う子どもたちに、夢を

与えることのできるスポーツのまち益城の実現に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　木村議員。

○２番（木村正史君）　ありがとうございます。

体育館の使用のほうでいろいろと、町長のほうで動かれているのは大変ありがたく思います。

大規模大会についてもプロレス、大相撲とか私もよく行きますので、テレビでよく見ますので、競技を見たいと思います。

また、アーバンスポーツの菊陽町のほうで何か今度大きな施設が出来上がるというふうに新聞に載っておりましたけれども、やはりあそこまで子どもが行くのは遠いですし、親がやっぱり一緒に行かないといけないということもあります。今も体育館の駐車場でスケートボードされている方をたまに見かけます。やっぱり駐車場でやっているのは危ないと思いますので、どこか安全にできる場所があれば、提供をできればと思います。

あと、ネーミングライツについてですけれども、こちら応募があり、優先交渉者として選定してとおっしゃっていましたけれども、どちらの企業か、よければお名前のほうをお伺いできますでしょうか。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　御質問の４点目の２回目、優先交渉権者となった企業につきましてお答えをします。

今回、優先交渉権者となったのは、ユナイテッドトヨタ熊本株式会社です。ユナイテッドトヨタ熊本株式会社とは、地域防災力向上等活動等及び災害時における支援協力に関する協定を締結しており、町が開催しております総合防災訓練におきましても、特設ブースを設置していただいております。

また、年末に開催しております益城公認ロードレース大会では、審判長車、最後尾車などの車両を提供していただくなど、町の事業に対して日頃から御協力をいただいております。

ネーミングライツパートナーとして契約の締結がなされた後には、総合運動公園を拠点に、スポーツの振興はもとより、地域防災力のさらなる向上に向けた取組などを共同して進めているのではないかと期待をしているところです。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　木村議員。

○２番（木村正史君）　ありがとうございました。

ユナイテッドトヨタ株式会社、今後もできる限りお世話になっていきたいかと思いますので、こちらのほうも長く続けて、金額も300万円ですよね、長いことできれば続けていけたらと思います。以上で私の質問終わらせていただきます。

○議長（榮　正敏君）　木村正史議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

２時から始めます。

休憩　午後１時52分

再開　午後２時01分

○議長（榮　正敏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、木村議員より、欠席する旨の連絡がありました。

次に、宮﨑金次議員の質問を許します。

11番宮﨑金次議員。

○11番（宮﨑金次君）　皆さん、こんにちは。11番宮﨑でございます。午後のゆっくりしたい時間にもかかわりもせず、議会の傍聴に来ていただきまして、たくさんの人が来ていただきまして、本当にありがとうございます。

本日、議会では午前中に２名の同僚議員が一般質問を行い、午後の私は２番目でございまして、皆さん少しお疲れのところかと思いますけれども、一生懸命やらさせていただきます。

ところで最近中東のイランにおきまして、アメリカとイスラエルが突如航空機やミサイルで攻撃をしまして、イランの最高指導者を殺してしまうというような事件がありました。

他国の首脳を宣戦布告もなしに、その国の首都で抹殺したり、または誘拐したりする世の中になりましたが、これらに対して、我々が期待する国際連合、国連は何もできないといった状況で、本当に困ったものだと思います。やっぱり自分の国は自分で守ることの必要性、大切さをしみじみと痛感させられました。

さて、本日の質問は、既に通告してありますように、現在の町債残高約500億円の返済要領について、２番目に、広崎地区において現在使用中の町道の通行止めについて、３番目に同じく広崎地区から広安西小学校に通う生徒の抜本的な安全対策についての３点について質問をさせていただきます。

なお本日、東日本大震災発生に伴うちょうど途中で黙禱をささげる時間になるかと思いますが、どうぞお付き合いをください。

では質問席に移動します。

では本日も、元気よく質問をさせていただきます。まず、現在の町債、つまり、町の借金約500億円をどのように返済しようと考えられているかについてお聞きをしたいと思います。

私は、さきの12月議会においてもほぼ同様の内容の質問をさせていただき、その中で、現在本町では、益城町総合計画に基づく数年間を見越して、歳入や歳出を予定規制するこの実施計画を作成してはいないということを答弁をいただきました。

しかし、町として復興事業も終わりを迎え、これからのまちづくりを行う上で、中期的な財政運営はとても必要なことであり、当然、町民皆様にも知っておいてもらうべき事項であるとの思いから、今回もしつこく質問をさせていただくことにしました。

事前の通告で申し上げましたように、本町の町債残高は、令和６年度の決算時点で502億7,600万円になっております。当然この全額を町が返済するわけではありませんで、国から65％から70％の地方交付税措置がなされると思います。それでも町の返済は、地方債残高の30％、額にし

て約150億円は返済しなければなりません。

ちなみに、この150億円を単純に町の全世帯数１万5,000で割れば、１世帯当たり100万円となり、益城町の借金を１世帯当たり100万円を抱えていると、こういうふうに表されると思います。

そこで質問ですが、この町の債務約500億円を今後どのように返済していこうと考えておられるのか、具体的にお聞きしたいと思います。よろしくお願いをします。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　11番宮﨑議員の一つ目の御質問、現在の町債残高約500億円の返済要領につきましてお答えをします。

本町の令和６年度末の町債残高は、議員御指摘のとおり、約502億7,600万円となっております。この町債残高につきましては、平成28年熊本地震による損壊家屋などの公費解体や大規模盛土造成事業、災害公営住宅整備事業などの町民の方々の生活再建に資する事業や、学校など公共施設の災害復旧事業の財源に充てたものが主なものです。

これらの施策は、財政状況への影響があるとしても実施しなければならない事業ばかりであり、仮に事業を実施していなければ、町民の皆様の生活再建はもとより、現在の町の姿を取り戻すことはできなかったものと考えております。

この町債残高には、毎年度の元利償還に対しまして、地方交付税による財政支援がなされます。このため、町の実質負担は30％程度になると見込んでいるところです。

この町が実質的に負担する30％程度の財源につきましては、災害公営住宅を例に挙げますと、家賃低廉化補助金が20年間交付され、さらには、家賃低廉化補助金の上乗せとなる特別交付税が令和３年度から追加交付をされております。加えまして、災害公営住宅の家賃である住宅使用料も充当可能な財源となります。

令和６年度決算では、家賃低廉化補助金が約４億5,800万円、特別交付税が推計となりますが約１億2,600万円、家賃収入が約２億8,500万円となっており、合計すると約８億6,900万円の財源が確保できており、災害公営住宅整備から20年間は一定の財源確保ができております。

そのほか、引き続き企業誘致や定住促進による町税の確保、町税の収納率向上対策、ふるさと納税の充実などに取り組み、町債の返済に必要な財源をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

一方で、今回の震災における災害復旧事業により、国の手厚い支援をいただいたことで、老朽化した複数の施設を前倒しで建て替えることができています。そのため、施設の更新に必要だった財政負担はかなり将来へ繰延べされています。

なお、本町の財政状況につきましては、国の地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、毎年算定され、令和６年度の将来負担比率は38.7％で健全段階となっております。

また、今定例会に提案している令和８年度一般会計予算は、骨格予算ではありますが、新規に発行する町債が13億円、公債費の元金償還金が約34億円と、熊本地震以降初めて町債発行額が元金償還額を下回り、町債残高が約21億円減ることとなります。

今後とも、毎年度の予算編成に当たりましては、町民、住民の皆様にとって真に必要な事業は

積極的に進めつつ、節減できるところはしっかりと節減しながら、町の発展と財政健全化の両立を図り、持続可能な財政運営に努めてまいります。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　宮﨑議員。

○11番（宮﨑金次君）　町長から答弁をいただきました。確かに500億円の町債、これは、熊本地震で復旧復興を図るために、町民のために使われたと、これは十分承知をしております。

答弁の中で、町債残高500億円の町としての実質返済額は30％程度で、現在返済時の財源として考えられることは、災害公営住宅の家賃低廉化補助金約４億580万円、特別交付税が推計で約１億2,600万円、家賃収入が２億8,500万円、合計で８億6,900万円ぐらいは大体確保できるんじゃないかとこういうお話でございました。

そして、本町の財政状況は健全の段階で、将来負担比率も38.7％ということで、現在のところ問題がないとこういうお話でございました。

そこで２回目の質問に入りますが、確かに熊本地震の復旧復興により町債は増加しておりましたし、国からも手厚い支援をいただいておるというのは十分理解しておりますけれども、ただ、元に返って、私の質問は、具体的にどのように返済をしていくかということが質問であって、その背景的なやつを聞いているのではないと。

ですから、もう一度質問をしますが、そこで再度お聞きしますが、私が質問しているのは、町の借金500億円を、来年から歳入を幾らぐらいにして、歳出を幾らぐらいにして、町債を幾ら幾らずつ返済していくか。

さらに５年後には、幾ら町債を減らすためにはどうしていくか、10年後はどうするのか、これを具体的にお聞きしたいと思って質問をしております。よろしいでしょうか。

再度質問の答弁をよろしくお願いします。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　11番宮﨑議員の２回目の御質問にお答えをします。

まず、今日はちょうど東日本大震災の311ということで、ちょうど熊本地震のときに首長さんたちが益城町の役場に来られて、町長金は心配するなと、国が全部払うけんがということで、おっしゃられたことを今思い出しております。

そうかなと思っていたらやはり、町の借金はかなり残ったということです。ただ当初は、今150億円と出ましたが、当初は200億円、町の負担がということで、1,500億に対して200億円。

ただ、これには特別交付税であったり、補助金であったり、交付金であったりということで、いろんな方たちが、国・県それから国会議員の皆さん、県議会の議員の皆さん、それから町会議員の皆さん方が努力していただいて、150億円に減ったということで、こちらのほうについては非常にありがたいなと思っているところです。

ただそういったことで返済も出てきます。ただこちらについては、中期財政見通しあたりも立てておりまして、返済あたりも、今起債あたりも表でしておきますと、ここ一、二年がピークかな、だんだん先ほど申しましたように、償還が多くなってきたということで、減ってきております。

そういったことで起債のほうは、もう大分財政については、そもそもが今言いましたように低廉化とか、20年が担保されていると。それとふるさと納税はあの中には入れていませんでしたが、町長就任前100万円だったのが、今は10億円とか20億円とか、このうちの半分は積立てとかができますので、ちょっと基金のほうについても、今86億円に積み増したということで、何があるか分からないときにそちらのほうも活用できるということで、十分財政運営はできていくかなと。

それと１世帯当たりの借金100万円というのもありましたが、実は国のほうは、国民１人当たり1,000万円を借金が超えているということで、こちらのほうについても、個人の借金じゃなくて国の借金ということで、こちら町のほうも１世帯当たりの100万円も、これは個人世帯が払っていくんじゃなくて、町がしっかりとこれは払っていくということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

財政の計画については、そういったことで十分大丈夫な形で今やっているところです。

また、私が非常にいろんな事業をまたやりたいと思いますが、そちらについても、やはり厳しい職員がおりますので、何でもかんでもできるということじゃありません。事業を縮小したりとか見直したりとか、そこあたりも出てくるかなと思いますが、しっかり財政規律を見ながらやっていきたいということで思っています。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　宮﨑議員。

○11番（宮﨑金次君）　町長からるる答弁がございましたけれども、私の質問に対する答えには全くなってない。私は、来年以降、どういう歳入歳出を組立てながら町債を減らしていくのかと、ここらあたりについてお聞きしたかったんですが、今資料等もございませんでしょうから、今後、何か機会があったらぜひ答えていただきたい。

今確かに町は、いろんな支援、国から支援をもらい県から支援をもらって、今のところはまだやっていられると。だけど、これがあと二、三年過ぎたらどういう形になるのか、大体非常に厳しい状況にだんだん陥ってくると、これは想像される形だと思います。ですから、そういうのに耐えられるように、やっぱり中期的な見積りではなく、見積りに基づく計画をつくっていただきたい。これが、再三私が申し上げているところです。

そして、今500億円あるやつを、ほかの町村並みに大体200億円前後以下に早く落としてやらないと、次の世代の人たちは非常に大変になってしまうと、こういうふうに思いますので、ぜひよろしく御検討をお願いしたいと思います。

これ以上この質問をしても、また同じだろうと思いますのでやめますが、ぜひ、これからが非常に町は財政的には厳しくなります。ですから、中期的な計画で、何年先をよく見通した、見通しじゃなくて、それに基づく計画をつくって、中期財政運用をよろしくお願いします。

では、次の質問に入らせていただきます。では、２番目の質問なんですが、広崎地区の現町道の通行止めについて質問をさせていただきます。

この問題は、広崎の４町内、５町内の住民の皆様から、広崎西原地区から県道第２空港線へ通ずる現行の町道をなぜ通行止めにしたのかとの批判の声が上がっていました。

そこで３点お伺いします。

現行の町道を通行止めにした理由について。

二つ目は、通行止めについて、広崎の皆さんに十分に説明されたのか。

３番目に、通行止めにした後の広崎住民の皆さんへの交通の利便性について、どのように確保されているのかについて３点お伺いをします。よろしくお願いします。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　11番宮﨑議員の二つ目の御質問の１点目、広崎地区の町道を通行止めにした理由はにつきまして、お答えをします。

議員御質問の通行止めの箇所は、熊本市花立地内にあるショッピングセンターさくらの森の東側に位置する町道西原線の一部、約20メートルの区間だと思います。

○議長（榮　正敏君）　傍聴席の皆さん、携帯は切ってください。

○町長（西村博則君）　益城阿蘇くまもと空港インターチェンジの南西部では、県道熊本益城大津線、いわゆる第２空港線に面して、計画人口約1,300人の益城台地西土地区画整理事業が進められており、令和４年11月に一部区域で仮換地の使用収益が開始され、今月末には換地処分の公告が予定されるなど順調に事業が進捗しています。

この事業の進展により、第２空港線に面して約1,300人の人口が定住することとなるため、交通対策、とりわけ新たに発生する交通量をいかに円滑かつ安全に幹線道路である第２空港線に導くかが重要な課題となっております。

しかし、土地区画整理地内から第２空港線に接する新たな道路を整備することは、交差点数が増え、交通形態が複雑となるため、円滑で安全な道路交通確保の観点から得策ではありません。このため、今回通行止めとした町道西原線が接する益城熊本空港インターチェンジ出口からの道路に沿って並行している町道小峯広崎線と第２空港線の交差点を活用して、交通を円滑にする必要があります。

しかし、この町道小峯広崎線と第２空港線との交差点と、町道小峯広崎線と今回通行止めした町道西原線との交差点との間は、距離がほとんどないことに加え、通行止めとした区間は、車両の擦れ違いが困難な狭い道路であるため、そのまま供用を続けると、二つの交差点で深刻な渋滞や交通事故を引き起こす危険性があります。

この危険性につきましては、交通管理者である熊本県警なども同じ認識であり、関係機関と慎重に協議を重ねた結果、当該区間を通行止めとしたものです。

なお、今回の通行止めにより、これまで町道西原線を利用し、第２空港線を通行していた方は、益城台地西土地区画整理地内の新たな道路と町道小峯広崎線を利用していただくこととなりますが、交通安全などの観点からの対応であり、御理解をお願いいたします。

次に、御質問の２点目、通行止めに係る住民へ説明についてお答えをします。

本町においては、町道西原線を利用する方々等に周知を徹底するため、全面通行止めを行う１か月前から予告看板を設置するとともに、広崎４町内、５町内の全世帯及び隣接する熊本市の方に通行止めのお知らせを配布しました。

今後とも、こうした事案につきましては、きめ細かな周知に努めてまいりたいと考えておりま

す。

次に、御質問の３点目、広崎地区住民の交通の利便性の確保についてお答えをします。

１点目の御質問でお答えしましたとおり、今回の通行止めは、住民の皆様の交通安全の確保の観点からの対応です。住民の皆様の交通の利便性も重要ですが、まずは住民の皆様の生命、財産を守る交通安全の確保が最優先と考えます。

また、通行止めにしたことにより、町道小峯広崎線と第２空港線交差点部の通行が円滑になり、渋滞対策としての効果が発揮されています。

住民の皆様には、通行止めに対して御理解をいただくとともに、周辺道路の安全走行に御協力をお願いします。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　宮﨑議員。

○11番（宮﨑金次君）　ただいま町長から答弁をいただきました。

今回の町道の通行止めについては、交通安全のために町道を停止したこと、住民への通知についても、区長さんや各家庭へチラシを配布、交通止めの現場へは約１か月前より予告の掲示板を設置しておられましたが、残念ながら住民への直接の説明会は行われていませんでした。

住民の皆さんから見れば、チラシや現地への看板で自分たちの生活を制約されることになり、これは大昔のお上からのお達しの世界と同じであり、とても現代の住民ファーストの世界にはなじめないと不満を持っておられました。

ぜひ住民の皆様の声を聞き、住民の皆様にできるだけ直接説明すべきだと思いますが、これについてはいかがでしょうか。２回目の質問とします。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　11番宮﨑議員の２回目の質問にお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、第２空港線こちらのほうのタッチについては非常に厳しい、町がやろうとしてもなかなか、いろんな相談をやっていたところなんですが、難しいなということ。ここの信号についても、もうちょっと長くできんだろうかとか、右折をちょっと時間長くできないだろうかというのがありますが、これもなかなか実現できてないということで。

第２空港線タッチについては、この西地区だけではなくて、中地区、東地区、区画整理が今度なされますが、そちらのほうともしっかり協議しながらやっていかないと、定時性とかそういったことを非常に県警とかの協議が要るかなということがありますので、そこあたりも踏まえながらということで、感じているところです。

また、今回、通知ということでさせていただきましたが、担当のほうにはちょっと連絡はなかったということなんですが、個人的には非常に流れがよくなったということで意見をいただいたことはありますが、そういったことも踏まえてやっていきたいなということで思っています。

今後またいろいろ、ここあたりの交差点改良であったりとか、中地区も東地区も今から進んでいきますので、こちらについてもしっかり協議しながら、また、交通がうまく流れるようにということで思っています。

ただ私たちの町の使命としては、やっぱり町民の皆さん方の生命、安心・安全を守るというの

が一番大前提であると思いますので、そこの基本は外さないような形で、住民の皆さん方が快適にまた生活できるような方策あたりも、また考えていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　宮﨑議員。

○11番（宮﨑金次君）　町長から答弁いただきました。町長が申されたのはごもっともだと思います。

この問題は、先ほども言いましたように、住民の安全のためにこういう処置をせざるを得ないと、この処置をして非常に住民は安全だし、大半の人は順調にいっている。ただ、中にはやっぱりどうしても直接説明が欲しいという人もおられるということを皆さんのほうにお伝えしたかったんです。

ですから、この処置を通じて、全部が悪いとかそういう話じゃありません。役場の職員の皆さんも非常に頑張って、チラシを配ったり通行止めを早くしたり、いろんなことを徹底してやられているんですが、あともう一つ、住民の皆様に対して直接お話かけをしたり、いろいろ不平不満を聞いてやる、そういう場を今後つくっていただければありがたいかなと、こういうふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをします。

では、この問題は終わりまして、最後の質問に入らせていただきます。

最後の質問は、広崎地区から広安西小学校に通う生徒の抜本的な安全対策について質問をします。

さきの臨時議会において、また、本日の同僚議員の質問の中で、広安西小学校生徒の通学を安全にするため、町道広崎古閑線の九州縦貫道路下のアンダーパスの横に、歩行者専用のトンネルを約22億円の予算で４年かけて完成させ、広安西小学校児童の通学時の安全を図るとの説明がありましたが、果たして広崎の皆さんはその方法を望んでおられるのか、住民の皆さんと話して甚だ疑問に感じましたので、今回質問させていただきます。

聞くところによると、歩行者専用道路は安全であってもそこへ至る経路、つまり、高速道路の側道や側溝を通過すること。さらに、歩行者専用道路内での痴漢対処、ほかの高速道路下を通る通学路、つまりこれは、安永府内古閑線、町道の安全等を心配しておられました。

そこで、これから益城台地区画整理事業、これは西地区、中地区、東地区の進捗も予想されることから、住宅人口の増加に伴い、生徒数も当然増えます。何よりも広崎地区の子どもたちの安全を抜本的に改善するために、広崎地区、つまり高速道路の西側に、新たな小学校をつくる考えはないのかについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮　正敏君）　信國教育長。

○教育長（信國満徳君）　11番宮﨑議員の三つ目の御質問、広崎地区の子どもたちの安全を抜本的に改善するために、広崎地区に新たに学校をつくる考えはないかについてお答えをいたします。

広崎地区におきましては、議員御承知のとおり、益城台地の西土地区画整理事業が完了することから住宅建築が進んでおりまして、既に新しい住居から通学を開始している児童も増加していると認識をしているところです。

議員御質問の高速道路西側への小学校の新設につきましては、町では、平成23年に検討を行っ

ているところです。

その当時は、今後益城台地土地区画整理事業の全地区が順調に進捗することになれば、広崎地区の児童数が急激に増加し、広安西小学校の教室数が大幅に不足するということになるため、その対策として、高速道路西側の広崎地区に分離校を建設できないかということで、分離校検討委員会を立ち上げて、その可能性について検討をしているものです。

当時の試算では、分離校の建設費が膨大になること、また、広安西小学校内への教室棟の増築により対応できるということから、分離校の建設につきましては見送ったところであります。

その後、平成24年、25年の２か年で、広安西小学校の教室不足解消のために、普通教室棟２棟を建設いたしまして、12教室の増設を終えております。

今後10年間の広安西小学校における児童数の推移を見ますと、令和11年度、ピーク時において776名となりまして、その後は減少に転じると予測をしております。

安全対策につきましては、新たな歩行者用アンダーボックスの増設によって、今までできなかった歩車分離、歩車道の分離が可能となりまして、登下校する児童の安全が格段に向上するというふうに考えております。併せて、そこに至るまでの道路の安全対策も重要と認識しておりまして、既にカラー舗装でありますとか、防犯灯及び防犯カメラの設置を行っているところです。

また、道路交通法の改正により、本年９月からは、生活道路を含む定められた地域において、最高速度が時速30キロに規制されますゾーン30の制度が導入をされます。この制度が適用されることで、児童がより安心して通行できる環境が整うものと考えております。

以上のことから、現在の状況において、広崎地区への小学校の新設につきましては、必要のないものと考えております。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　宮﨑議員。

○11番（宮﨑金次君）　ただいま教育長から答弁をいただきました。

広崎地区に小学校をつくることについては、平成23年に検討し見送られました。さらに生徒の増加に対応して12教室を増設、現状からの今後の生徒増加予想では、令和11年をピークにその後は減少と、歩行者専用のアンダーボックスが完成すれば、生徒の通学路の安全は確保できるので広崎地区に小学校の新設は必要ないと、こういうことでございました。

そこで２回目の質問をさせていただきます。

確かに平成23年の検討では、広崎に小学校をつくらないとされましたが、私もそのとき１年生議員でその議論に参加をいたしました。当時西地区の区画整理は、ほとんど停止状態または休止状態で、組合に大きな負債があって、全く地区開発は進んでいない状況だったのを覚えております。

この状況が、熊本地震により、町から災害公営住宅用地の買上げにより、西地区の区画整理が一挙に進み、人口も増加、生徒の通学路の安全が再度クローズアップされる、こういう状況になりました。

ですから、平成23年の頃と大きく状況が違うし、今後、広崎地区の発展を図る上からも、住宅の近くに安全に通える学校があることが必ず必須になると思います。何よりも住民の皆様がそれ

を望むのであれば、行政としては住民の意見を聞いて、できるだけ、できるできないはともかくとして、検討すべきであると思います。

そこで２回目の質問として、もし広崎地区に小学校をつくるとした場合に、町として何が問題になると思われるのか、例えば、学校用地なのか、建設資金なのか、その他のことなのかをお伺いをしたいと思います。

町は今の状態で、もう全く問題ないから新しい学校をつくらないと、こういうふうな考えというのは十分承知をしています。だけど、将来を見渡すと、必ずしもそれでいいんでしょうかと。ちょっと検討はすべきではないのかと、こういうふうに思いますので、もう一度２問目の質問、もし広崎地区に小学校をつくるとした場合に、町として何が一番問題なのか、これについてだけ教えてください。よろしくお願いをします。

○議長（榮　正敏君）　信國教育長。

○教育長（信國満徳君）　２回目の質問、もしもつくる場合、何が問題・課題となるのかということについてお答えいたします。

まず、用地の取得に関しましては、校舎を建てる用地として１万平方メートルほど、さらに、学校をつくる際には運動場の確保が必要になりますので、運動場の用地の確保として１万平方メートルほど、この用地の確保。それから、それに伴います用地の確保のための資金、そして校舎を立ち上げるための資金、これが非常に昨今の学校等によりまして、膨大なものになっていくということが一つの課題であります。

もう１点は、平成23年24年で、新たに増築をいたしております校舎につきまして、返還の可能性も生じるといったようなところで、現時点では、建設が非常に難しいというところで分離校の必要はないとというふうに考えたところでございます。

○議長（榮　正敏君）　宮﨑議員。

○11番（宮﨑金次君）　いよいよ最後になりますが、今から町は、先ほど言いましたように益城台地の区画整理、これが徐々に進んでまいりますと思います。西地区もまだ住宅が建ってないところもかなりあります。条件さえそろえば、まだ西地区も住宅がまた発展をします。中地区もだいぶん建ちましたけれども、まだまだ建ちます。

そしていよいよ東地区、惣領地区に、ここが区画整理が進みますと、ここにも住宅、そして子どもさんも増えます。そうしますと町はどういう状況になるかといいますと、皆さん先ほどからお話しになりますように、広安西小学校では若干足りないぐらいで済めばいいんですが、また生徒が少なくなるから校舎を、教室を建てる。広安小学校が、校舎も古いけれど、教室が足りなくなる。ですから、そこに手当てが必要になってくる。

ですから、どうせ必要になるんであれば、その金を新しい校舎に持っていく。それから、先ほどから出ました通学路の高速道路のアンダーパス、アンダーボックスも２か所必要なのに、取りあえず１か所が今回22億円かけてつくるだけです。あと１か所は、多分また最近出てくると思うんです、１か所出たら。ですから、そこにもまた22億円の金がつぎ込まれる。

ですから、金の運用面からすると、必ずしも広崎に小学校をつくることが物すごく金がかかる

と言うだけじゃなくて、広安小学校とか広安西小学校にかける金を広安西小学校のほうに持っていくと、こういう考え方も一部ではできると、こういうふうに思います。

ただ、土地がないとか、こういう話はやっぱり慎重に検討しなきゃいかん。本当に探して、構想でビルをつくっても駄目だとか、何かそういうのであれば完全に駄目なんでしょうね。

ただ、もう一つは、資金の面で言わせていただくと、現在、総務省のホームページ等を見ますと、全国では数多くＰＦＩによる学校づくり、つまり、民間の資金とノウハウを活用した学校づくりというのが非常に今はつくられております。つまり、文部科学省から金を借りて地元の金をつくってやる学校づくりではない、従来のつくり方ではない、民間の資金、民間のノウハウを活用して学校づくりをする、こういうのもございます。

ですから、こういうのも含めて、やっぱりもう一度広崎に対して、広崎地区に対して、広崎地区の発展のために、あそこに学校をつくるというのは、もう町として全く検討しないという寂しいことを言わないで検討をしていただくことはできないのか、これを３回目の最後の質問として、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　11番宮﨑議員３回目の質問に答えさせていただきます。

さっきはちょっと説明し損ねていますが、自立持続可能性自治体、全国1,741自治体があるんですが、その中の65の中に益城町が入っています。ここあたりもあって、やっぱり広崎地区であったりとか、中、東あたりも人口が増えているのかなということで思っております。

また、先ほど話がありましたが、ＰＦＩとかそこあたりが出ました。実は、やはり場所が少ないというのが、もうなかなか厳しいなということで、ただ学校ＰＦＩとかＢＰＯとかかなり民間手法もありますが、なかなか全国で数十件程度ということで、これは何だろうかなということでやはり、民間は利益を出さんといかんと。

学校給食センターとか総合体育館とか、そちらのほうには、学校の施設管理あたりは出てくると思いますが、こちらになると学校になると15年から30年契約を民間と契約をすると。ただ、広崎地区についても30年後あたりがまた増えるかというと、なかなかそういったことも問題が出てくるなということで、やはりリスクもあるかなということで、提案としては非常にいい提案だと思いますが。

○議長（榮　正敏君）　時計は止めておりますので、黙禱をお願いします。

黙禱。

（黙禱）

○町長（西村博則君）　まず、先ほどのＰＦＩとかＢＰＯ、ここあたりについては、例えば東京とか大阪とか、商業施設だったり交流施設だったりとか一緒になってやっているところは確かにあります。ただ、３万人、４万人規模にはなかなか難しいかなということで、民間のほうは利益優先とかコスト優先になってきますので、最終的にはコストが高くなったりとか、そういったところもあるケースがあるみたいです。

ただ、実は人口推移も今綿密にやったところなんですが、実は令和11年度に一番広安西小のピ

ークが776人ということで、こちらについては、そのあと763人、740人という具合に減っていくということで、十分ピークになっても対応できると。

それと、仮に今のでつくった場合、土地と建設で54億円の費用の負担が要るということで、文科省の予算でやったときは、実質負担が44億円ということになって非常に厳しい状況にもなります。

ただ、一番心配するのは、今広安西小に750人いらっしゃいますが、それを広崎が全部抜けたとなると500人が全て新しい学校に行ってしまうと。残るは250人ということで、飯野小学校程度の生徒数が今の広安西小に残るということで、こちらについては、到底文科省あたりが認可がなかなか難しいんじゃないかということで考えているところです。

そういったことで、あとは通学距離につきましても、一番長い距離で2.1キロということは広崎のほうもということで、ほかの校区と比べても一般的な距離かなということでありますので、そういったこともありまして、なかなか難しいということで考えているところでございます。以上でございます。

○11番（宮﨑金次君）　ありがとうございました。

○議長（榮　正敏君）　宮﨑金次議員の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

３時から再開します。

休憩　午後２時51分

再開　午後３時01分

○議長（榮　正敏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

８番甲斐康之議員。

○８番（甲斐康之君）　場内の皆さん、傍聴にお越しの皆さん、こんにちは。８番日本共産党の甲斐康之です。若干声がおかしいですけれども、よろしくお願いします。

今議会最後の質問となります。大変お疲れのことと存じますが、一生懸命質問を行いますので、御答弁よろしくお願いいたします。

さて、国政に目を向けてみます。自民党は、投票した有権者の36.7％の得票で、３分の２の議席を占めましたが、これは小選挙区制度によるもので、虚構の多数と言えるものであります。改憲派が多数を占めたことで、憲法９条改悪、スパイ防止法をはじめ、戦争国家づくりなど危険な状況が生まれていますが、それは、多くの国民との関係で深い矛盾を幾重にも抱えています。

高市首相の予算委員会での答弁性が問われています。首相への質問に、他の閣僚が肩代わりして答弁をし、首相が事実上答弁を拒否するケースが頻発する異例の状態となっています。坂本哲志予算委員長も、総理に聞いているとの質問者の訴えを無視し、他の閣僚を指名し、首相を守る壁を築くような対応をしています。今、高市政権が進めているのは、数の力におごる強権政治そ

のものと言えます。自分の口で質問者にしっかり対応すべきではないでしょうか。

ところで、３月８日は国際女性デーであります。世界的に記念行事が行われています。先日、熊本でも各地域で取り組まれました。

今、日本版女性の休日が全国で取り組まれています。女性の休日は1975年、50年前、10月24日にアイスランドで女性の９割が、職場と家庭の労働を一斉に放棄した歴史的ストライキ運動です。当時のアイスランドは、保守的かつ男性が圧倒的優位に立ち、賃金格差など不当な雇用条件が一般的でありました。女性たちが一切の有償・無償労働を放棄したことで、学校、保育所、企業、銀行、小売店、マスメディアなど社会全体が機能停止になり、この日を境に女性の社会的地位が大きく変わり始めました。

女性の地位向上、ジェンダー平等社会の実現を目指して、私たちが取り組んでいくことが大切と考えています。

それでは、今議会の質問は、第１点、子ども・子育て支援納付金の国保税への上積み及び18歳未満の子どもの均等割を10割削減しゼロにする、上積み額と削減額の負担について。

第２点、井戸水を飲料水として使用している家庭への水質検査費用の補助を再度求める。

３点、益城町が自衛官の募集に住民基本台帳の一部の写しを提供している。写しの提供を希望しない住民の方は、除外申請するよう周知は求めています。令和８年度の除外申請の受付を２月２日から開始したとしています。町はいつ、どのような媒体を使って住民に周知しているのか伺います。この３点について質問を行います。

それでは、質問席に移動します。

それでは、１問目の子ども・子育て支援納付金の国民健康保険税への上積み及び18歳未満の子ども均等割の10割削減、ゼロにするとしています。上積み額と削減分の負担について伺いたいと思います。

国民健康保険税は2018年度に都道府県化が実施され、県と市町村との共同運営になって以降、政府は県を通じて値上げの圧力を強め、賃上げ自治体数の多い年度が続いていました。国保財政の都道府県化から６年が経過し、新しい計画期間に入った24年度は、全国の自治体数の税率を給与年収400万円の４人世帯に当てはめて、年間保険料を計算した結果、過去最多の676自治体が値上げをしました。

25年度の全国の自治体数の国保税の改定状況は、自治体数の３分の１に当たる577自治体で値上げとなったことが判明しています。

国保税は、国保加入者とその家族の医療費の財源に充てるための医療分、75歳以上の後期高齢者支援分、介護保険財政の介護分から構成されています。それぞれに所得割、均等割、平等割など、利率が決められています。

国保の保険料負担は、給与年収400万円の４人世帯では、年間50万円を超える自治体が多くあります。労働者が加入する健康保険なら、本人分の保険料は20万円程度であります。いわゆる国保加入者は２倍以上の負担をしていることになります。

来年度には、物価高騰が続く中医療費のコストも上がり、国保料に跳ね返ってくることや、今

後数年のうちにも統一保険料を目指す県があると言われています。このことは、県内で低い自治体を高い自治体に合わせ引上げ統一する動きであります。

これにより、国保料の値上げを据え置いてきた自治体も率の改定が行われることになり、便乗して、全自治体で医療保険料の値上げが改定される可能性もあると言われています。

政府は、２年前の23年12月に閣議決定をしたこども未来戦略に、児童手当の拡充や育児休業給付の引き上げ、こども誰でも通園制度などを盛り込みましたが、これらの施策の財源の一部とするために、子ども・子育て支援法の改定が24年の通常国会で成立しました。医療保険料に上乗せして、子ども・子育て支援給付金を徴収することを決めています。

これにより、来年度の医療保険料に上積みして、子ども・子育て支援納付金が徴収されることになりました。これによって、納付金の徴収は、26年度来年度から始まることになります。

政府は、医療保険各制度からの納付金の総額は、制度が完成する３年後の28年度に約1.3兆円を見込んでいます。来年度の26年度はその６割程度、27年度には８割程度と、段階的に増やしていく方針であります。

国保と後期高齢者医療制度には、現行の保険料に準じた公費負担がされ、公務員共済組合の事業主負担も公費からの拠出となるために、被保険者個人や民間事業主が負担するのは、全体で１兆円と言われております。

1.3兆円のうち、子ども・子育て支援納付金の国保財政が負担するのは、28年度で3,000億円と見込まれています。初年度の26年度はその６割の1,800億円、子ども・子育て支援納付金が各医療保険に対し徴収されるため、現行の国保料を基にした１人当たりの上乗せ負担額は、平均額月額どの程度になるのか伺います。

次に、２点目。国保の子ども・子育て支援納付金分は、公費負担の仕組みなどは現行の後期高齢者支援分とほぼ同じですが、大きな違いもあります。それは、18歳未満の均等割を10割削減する、つまり、ゼロにするとしています。

なぜゼロにするのか。従来軽減のうち、公費負担があるのは、現行の低所得世帯の子どもの７割、５割、２割の軽減分、未就学児の半減分だけで、残りは公費ではなく、他の加入者の保険料で補填することになっています。このため、現行の均等割とは別に、18歳以上均等割が創設されることになっています。つまり、18歳未満の均等割をゼロとする、ゼロの分を18歳以上の加入者の負担となるために、負担がどの程度増すのでしょうか、伺います。

３点目。国保加入者は年金生活者や非正規などの収入の少ない世帯が多く、年間所得200万円以下の世帯が８割を占めています。収入が少ないのに中小企業の労働者が加入している協会けんぽより２倍程度の保険料になっています。そのため、全国知事会や市長会は、国に対して、財政支援を増加して、協会けんぽ並みにすべきと要望をしています。

子育て世代に対する支援は重要です。しかし、そのための財源を医療サービスの削減、医療保険料に上乗せすべきではありません。政府が実施すべきことは、子育て支援の財源は、大企業や富裕層に応分の負担を求めること、１億円の壁の見直しなど、税制の改革や大軍拡計画を見直すなどで確保することであると考えています。

子育て支援の財源を低所得者の多く加入する国民健康保険税にさらに上乗せして、少ない収入で暮らす年金生活者などに求めるものではなく、もっと公費負担を増す政策をすべきであると考えます。町の考えをお聞きします。

以上３点、よろしくお願いします。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　８番甲斐議員の一つ目の御質問の１点目、来年度から子ども・子育て支援納付金が各医療保険に上乗せして調整されるが、月額どの程度かにつきまして、お答えをします。

その前に甲斐議員、ちょっとお尋ねなんですが、女性の休日は10月24日ですか。

○８番（甲斐康之君）　女性の休日は、３月の……。

○町長（西村博則君）　３月ですね、分かりました。

○８番（甲斐康之君）　３月８日が女性デーです。

○町長（西村博則君）　分かりました。しっかり女性の地位向上のために取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、子ども・子育て支援納付金は、少子化対策の安定財源を確保するため、国の制度として新たに創設されるものです。医療保険制度を通じて、全世代や企業の皆様から医療保険の保険料と併せて子ども・子育て支援金をいただき、そのお金を使って子育て世帯への支援を行う仕組みとなっております。

その納付額は、国民健康保険や健康保険組合など、各医療保険者の財政状況や被保険者の所得に応じて算定されることになります。

本町の国民健康保険における令和８年度の子ども・子育て支援納付金につきましては、熊本県が示した標準保険料率を参考に、所得割0.27％、均等割1,400円とするところで、今定例会に条例改正の議案を提出しております。

さて、議員御質問の上乗せ分が月額どの程度になるのかについてですが、世帯や個人の所得等に応じて決定され、個々に納付額は異なってきますので、一律に何円と申し上げるのは困難でございます。

参考までに、国の試算に基づきますと、保険制度全体で１人当たりの平均月額は、令和８年度は250円、令和９年度は350円、令和10年度は450円と計算をされております。国民健康保険の方を見てみますと、平均月額は、それぞれの年度ごとに１人当たり200円、300円、400円、さらに１世帯当たりの月額も示されており、年度ごとに300円、450円、550円と試算がなされております。

また、後期高齢者医療制度も同様に、１人当たり200円、250円、350円と試算をされています。これはあくまで国が示した全国平均の試算であり、個々の状況によって変動することを御理解ください。

次に、御質問の２点目、子ども・子育て支援納付金分の中で、18歳未満の均等割をなぜゼロにするのか。また、削減分の一部は公費負担で残りは18歳以上均等割を創設し補填するとしている

が、それにより国保税の負担がどの程度増すのかにつきまして、お答えをします。

まず、18歳未満の均等割をゼロにする理由についてですが、子ども・子育て支援納付金の中で、均等割は18歳未満を含めた全被保険者に対し賦課されますが、18歳未満被保険者の均等割額については、全額減免されます。

これは、人数に応じて応益の負担を求めた場合、子育て世帯を支援するための事業費に充てるという趣旨にもかかわらず、子どもがいる世帯の負担が大きくなることから、全額を減額することになっております。

次に、18歳以上均等割の負担はどの程度増すのかについてですが、本町の18歳以上の均等割額は100円とするところで、今定例会に提出した条例改正の議案に盛り込んでおります。

続いて御質問の３点目、財源を医療保険に上乗せして徴収すべきではなく、もっと公費の負担を増やすべきについてお答えします。

今般、国の制度として導入される子ども・子育て支援金制度は、少子化や人口減少の深刻な状況や、それらが社会全体に与える影響などを踏まえ、将来社会を支える若い世代を支援するため、児童手当の拡充、こども誰でも通園制度などに使い道を限定した上で、全ての世代や企業の皆様を含めた社会全体で支え合うこととし、社会保険料として拠出いただくことになっております。

子ども・子育て支援の独立した新たな徴収の仕組みを創設することも考えられますが、既存の公的医療保険制度の徴収ルートを活用することで、制度構築のコストを抑えることができるとの考えから、国保税などの保険料と併せて徴収をされます。

子ども・子育て支援金は、国保税などに上乗せされるような形で集められますが、医療給付のための保険料とは別個のものと位置づけられています。この仕組み自体は、本町としても理解できるものです。

一方、医療サービスは住民の皆様の生命と健康を守る上で不可欠であり、その質を低下させることはあってはならないと考えます。

また、現在の国民健康保険税の負担状況を考慮しますと、これ以上の被保険者の皆様への負担増は避けるべきであるとの考えでございます。

これらの状況を踏まえ、国に対し、国民健康保険財政の安定化に向けたさらなる公費投入を強く要望していく所存です。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　甲斐議員。

○８番（甲斐康之君）　ただいま町長から答弁をお受けしました。

質問の１点目の子ども・子育て支援法の成立によって、子育て世帯を支えるため、医療保険料に上積みして徴収することになる。町の子ども・子育て支援納付金は、県が示す標準保険料率を参考に、所得割は0.27％、均等割は1,400円とすることで、国保税条例改正の議案を上程していると、このようなことでした。

納付額の目安は所得等に応じて異なるが、国の試算では、全制度でいえば、１人当たり平均月額は令和８年度は250円、令和９年度は350円、令和10年度は450円とのことです。国保は年度ごとに月額200円、300円、400円で１世帯当たりは月額約300円、450円、550円の上積みとなる。後

期高齢保険は、１人当たり200円、250円、350円とそれぞれ上積みされること。

２点目の、18歳以下の均等割を10割削減しゼロとすることについては、子育て世帯の負担増を避けるために、18歳未満の均等割を全額軽減するんだと。18歳以上の均等割の負担は100円とすることで、条例改正に盛り込んでいる、このような答弁でした。

これは、子どもへの支援を子どもに負担させるのはおかしいからというのが本当のことだと思います。10割軽減といっても、公費の追加投入があるわけではないことが問題であると考えます。

３点目の子育て世帯への支援については、医療保険料に上積みすることではなく、公費の負担を増やすべきとの質問に対し、国の制度として導入されることからやむを得ないものとのようですが、国保財政の安定化に向けた公費負担の投入を国に強く要望していく、このような答弁でした。

子育て支援は重要です。しかし、少ない収入で暮らす年金者に負担を強いるのではなく、先ほども言いましたが、大企業や富裕層への税制の改革や軍拡計画を見直すなど、全国知事会や市長会が求めている公費による財政支援を増す政策をすべきであると思います。

公費負担を国に強く要望していくとの答弁でした。ぜひお願いしておきたいと思います。これでこの質問を終わります。

次に、２点目の質問に移ります。

井戸水を飲料水として使用している家庭への水質検査費用の補助を再度求めることについて質問を行います。

有機フッ素化合物の検査で、東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス内の専用水道の水源井戸から、国の目標値50ナノグラムを上回る82ナノグラムが検出されています。この報道を受けて、地下水に依存している益城住民は、飲用水は大丈夫なのかと驚き、特に、地下水の浅井戸水を引用している世帯からは、心配の声が上がっています。

その後の再調査で、目標値を下回っているとの結果が出たことで、町の井戸水は問題なしと結論づけております。

昨年12月の議会で、井戸水を飲用としている世帯が水質検査を希望する場合、その費用の補助を求めましたが、考えていないとの答弁でありました。これで井戸水を飲用している家庭は納得するものでしょうか。

令和７年12月の県環境保全課資料によれば、令和７年７月から10月にかけて、県内の熊本市区域を除く、飲用井戸141地点、地下水38地点及び河川35地点を対象に、ＰＦＯＡ、ＰＦＯＳの調査を行っています。

令和７年10月、県地下水保全推進本部会議資料によると、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの調査について、飲用井戸等の水質検査補助を令和７年５月から開始をしている、飲用水の水質検査促進に取り組んでいるとありました。

これを活用することで、町において検査希望者への費用の補助は活用できないのかについて質問を行います。

令和７年７月から10月にかけ、県が行った町内の飲用井戸水の調査では、安永の１地点で、Ｐ

ＦＯＡ、ＰＦＯＳが国の基準を上回る82ナノグラムが検出されている。この数字は、東海大学の水源井戸と同じ数値が検出されています。その後、500メートル範囲の飲用井戸水の再調査を行い、安永地域の周辺の飲用井戸水は、全て基準以下であったとの公表がなされています。

このときの町内の調査で、飲用井戸水では、安永で82ナノグラム、福富で４ナノグラム以下、惣領で４ナノグラム以下、平田では４ナノグラムが検出されています。地下水調査では、寺迫で10ナノグラム、ＰＦＯＳと同様の性質を持ち代用品として使用されているＰＦＨｘＳは、５ナノグラムが計上されています。

そのほか、前年の令和６年９月の調査では、益城町の小谷の事業場で30ナノグラム、農地で49ナノグラム、杉堂の農地で８ナノグラムが検出されています。

これら町内の各地域で有機フッ素化合物、ＰＦＡＳが検出された実績があるが、再調査で目標値以下であれば安心できるのか、そう断定できるものではないと考えています。

地下水は水脈があり、常に流れています、移動しています。超過した地域で再調査した結果、目標値以下であっても、他の場所に移動している可能性もあるのではないか。ＰＦＯＳは、有害性のほか、利分解性、高蓄積性、長距離移動性という特性があります。仮に環境への排出が継続した場合、環境中に蓄積されています。

地下水を利用した農産物は、全く影響なしとは言えないのではないか。環境や食物連鎖を通じて、人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性があることから、予防的な取組方法の考えに立って、予防原則の立場に立ち、行政運営に取り組むべきと考えています。

以上の観点から、飲用井戸水の定期的な調査が求められていると考えます。

町では、安心・安全な上水道がほぼ町内に普及していることから、上水道の飲用を進めることで問題なしと考えているようですが、まだ浅井戸水を飲用にして利用している家庭も多くあります。

今回の質問の主な考えは、県は、水道が普及している自治体でも、飲用井戸水の検査が必要と考える飲用井戸水の所有者への水質検査費用の補助ができること。県地下水保全推進本部会議資料によれば、水質検査促進に取り組むため、水質検査補助を開始しているとあります。

和水町では、町が供給する水道水を除く家庭用飲料水の水質検査費用に対し、水質検査に要した費用の２分の１以内として2,000円を上限とする補助に取り組んでいます。

県の補助制度を活用するか、町独自で飲用井戸水の検査費用の補助を行ってはどうか、これが質問です。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　８番甲斐議員の二つ目の御質問、井戸水を飲料用として使用している方への水質検査費用の補助につきまして、お答えをします。

現在、県が実施している水質検査支援事業費補助金の補助対象者は、水道未普及地域において、市町村が管理していない飲用井戸等の設置者または管理者及びそれ以外の水道普及地区などで、市町村が特に検査が必要と認める飲用井戸等の設置者となっております。

議員の御質問は、この後者を活用した補助ができないかという趣旨と認識をしています。

令和７年第４回定例会でも答弁しましたとおり、本町におきましては、上水道が広く普及しており、毎年度水質検査基準をクリアした安全で安心な水を町民の皆さんにお届けしております。また、新たに開発が進むエリアにおきましても、上下水道が利用できるよう計画的に整備を進めていくこととしております。

こうした状況を踏まえ、井戸を飲料用とされている個人に対しては、上水道の利用をお願いしており、町では今のところ検査費用の補助につきましては考えておりませんが、いずれにせよ、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ問題への対応は、町としても大変重要であると認識しておりますので、引き続き国・県などと連携を図りながら、地下水の保全に努めてまいります。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　甲斐議員。

○８番（甲斐康之君）　今の答弁では、町は毎年水質検査をクリアした上水道が普及しているので、安全な水を届けている。井戸水を飲用している世帯には、上水道を利用してもらいたい。有機フッ素化合物の問題は、重要と認識している。県と連携を図り、地下水保全に適切に対応する、このような答弁と認識をしました。

12月議会でＰＦＯＳ関連の質問を行った際に、町の地下水の流れ、すなわち水流の調査は行っていないこと。町内の広範囲で地下水にＰＦＯＳが多少にかかわらず混入していることが判明をしています。

混入の原因究明は県で行っているように答弁されていますが、まだ公表されていません。

ＰＦＡＳは、人工的につくられた化学物質です。有害性、長距離移動性があります。生物への蓄積性が大きな問題となっています。一旦検出された以上、町内のどこかの水脈に依然として混入していることは疑う余地はありません。

町は地下水を利用して、多くの特産品である農産物を生産しています。井戸水の飲用は控え、上水道を飲用すれば問題を起きないと判断しているようですが、地下水が目標値を超過していなければ問題なしとするのではなくて、予防的な取組方法の考えに立って、予防原則の立場に立ち、定期的な調査を行うことが重要であると考えています。

自家の井戸水の水質検査の補助を再度求めて、この質問は終わります。

それでは、質問３について行います。

益城町が自衛隊からの自衛官の募集に応じて、住民基本台帳の一部の写しを提供しています。加えて、提供を希望しない住民は、除外申請をすることができるとの周知も行っています。

今年度は、令和８年度の除外申請の受付開始を２月２日から開始していると、ネットで判明することができました。町からの除外申請の周知を例年、２月の広報ましきでなされていますが、今年は見当たりませんでした。

いつどのような媒体を使って住民に周知したのか、これについて質問を行います。

この質問に関連する私の質問は、令和５年９月議会で行いました。内容は、自衛隊が隊員募集のため、自治体に対して、該当年代、高校・大学の卒業を控える若者を対象に、住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、住所、性別の４情報を提出するよう依頼をしています。

このような名簿提供は、憲法13条個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉に反し、法的根拠がな

いとの指摘がなされています。

本人の同意のない個人情報提供は、重大なプライバシーの侵害に当たるものと考えています。このことは、名簿提供の除外申請を対象年代に徹底して周知していくことが重要であると考えています。

なぜ自衛隊が自治体に住民基本台帳の４情報の提供を求めているのか。背景には、自衛隊員の人手不足が進み、定員割れが続いていると言われています。定員に対する充足率は９割を切っているようです。充足率は、幹部や曹では９割程度になっているものの、低いのは、最も下の階級である士で、24年度末では67.8％になっている。

この数字が意味するところは、若い隊員を採用できなくなっていること。23年度の採用実績では、過去最低となる51％にとどまり、任期制の自衛官候補生に至っては、30％にとどまっているとの報道がされています。

自衛官の募集難を背景に、政府は自治体への協力要請を強めています。2020年12月に策定した自衛官募集に向けた基本方針は、全ての市町村からの提供を目指すと明記されています。これを受けて、総務省、防衛省は、25年の３月、県知事や市区町村に通知を出して、募集対象者の情報提供は現行でも可能だとして協力を促しています。

しかし、今後ますますの自衛隊への若い世代の募集が低下するのではないかという背景がつけられています。それは、高市早苗首相の台湾有事は存立危機事態になり得る、この発言で、自衛隊が米軍とともに軍事介入し、日本が中国に対する参戦国になる可能性を認めた重大発言を不用意に行っています。日本を取り巻く安全保障環境が悪化していることがあります。日本が攻撃を受けていなくても米軍の戦争に参戦できる安全法制、戦争法の期限を様々と示しており、自衛隊は集団的自衛権を行使する部隊に変わったと言われています。

閣議決定した安保３文書で、自衛隊は敵基地攻撃能力を保有し、他国の領域で武力行使ができる部隊として、政府は、戦死傷者を想定した戦争体制づくりを進めていると言わざるを得ません。

自衛隊への自治体の隊員募集協力は、有事において戦死した自衛官を補充する仕組みになるおそれがあるのではないかと考えています。自衛隊が戦争する部隊であることが国民の目にも明らかになったことなどの要因を受け、自衛官の応募者は減少し、定員割れの状態が続いているのではないか。住民の個人情報を管理する自治体が、自衛官募集の片棒を担ぐことで、戦争の徴兵事務を担った同様の事態につながり、戦前の徴兵事務を担った同様の事態につながりかねないと指摘されています。

それでは、質問の具体的な事項について。

１番、令和５年９月議会で、住基情報の提出を希望しない住民に対し、除外申請ができることを周知するよう求めています。これにより、令和６年２月及び令和７年２月の広報ましきで周知を行っていますが、今年は２月号を見ましたが、掲載されていません。

今年、いつどのような媒体を使って周知を行っているのか。令和８年度の除外申請は受付期間を２月２日から開始し、３月31日まで行うとのネットで探すことができました。これについて今後、この後周知したとしても遅いのではないか。

自衛隊からの住基４情報の提出要請は、例年何月頃に行われているのかを伺います。町のホームページに常時掲載できるようにしてはどうか、以上伺います。以上質問です。

○議長（榮　正敏君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　８番甲斐議員の三つ目の御質問、自衛官募集に係る住民基本台帳情報提供からの除外申請の周知につきまして、お答えをします。

令和５年９月定例会におきまして、甲斐議員から御質問がありました、自衛官間募集に係る対象者の住民基本台帳情報提供を希望されない住民を対象とする除外申請につきましては、令和６年度募集分より、周知及び受付を行ってきたところです。受付期間は２か月間としており、令和８年度募集分につきましては、本年２月２日から３月31日までとしております。

この２か月間という期間につきましては、除外申請を実施している近隣市町村におきましても、ほぼ同じ期間であり、適正な期間が確保できていると考えており、自衛隊からは、例年４月に提出要請を受けております。

次に、周知方法としましては、本年１月30日に町ホームページ及び広報ましき３月号に掲載をしております。なお、除外申請者数につきましては、令和６年度分は１名、令和７年度分はなし、令和８年度分は２月末現在で２名となっております。

今後も除外申請及び受付方法について周知しますとともに、周知開始時期の前倒しを検討してまいります。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　甲斐議員。

○８番（甲斐康之君）　今答弁をお聞きしました。除外申請については、６年度募集から、４月に依頼があると、周知受付をしていると。受付期間は２か月、期間は適正と考えていると。除外申請者については、６年度は１名、７年度はなし、８年度は今のところ２名であると、こういう答弁でございました。今後も除外申請及び受付方法について、継続して周知をしていくとこのような答弁でありました。

私が令和５年９月議会で質問したのを再度今議会で質問しようと考えたのは、高市政権になって、安保３文書に基づく大軍拡を進めています。敵基地攻撃能力に関係する予算は総額7.3兆円に達し、長射程ミサイルの大量導入を計画をしています。

専守防衛を基本としてきた自衛隊の姿は大きく変貌しています。例えば、この３月までに、健軍駐屯地に射程が1,000キロに及ぶ12式地対艦誘導能力向上型を配備する計画をしています。残念ながら、３月９日未明にかけて、住民の激しい抗議の中、発射装置や射撃統制装置を積んだ車両が、夜陰に紛れるように健軍駐屯地の敷地に入りました。３月末には長射程ミサイルを搬入する計画であります。

このことは新聞紙上で大きく報道されています。敵基地攻撃能力のミサイルなど、専守防衛を逸脱する攻撃的兵器の導入が続いています。

さらに、空母が実用段階に入っています。ヘリコプターを搭載する護衛艦いずも、かがを、本来は空母ではなかったんでしょうけれども、これを力の象徴である空母に改修を今しております。搭載可能な１基252億円の垂直離発着できるＦ－35Ｂステルス戦闘機、これを宮崎の新田原基地

に40機以上も導入する計画があります。

このように着々と戦争ができる部隊へと変貌しつつあります。自衛官には、自らの命をかけて相手をせん滅するという武力構成の服従義務があります。自衛隊法52条では、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努めよと定め、自衛官に対しては自己の命を国家のために犠牲にしても戦うことを命じることができるようになっています。

このように、自治体が国の指示に基づいて、自衛隊に名簿を提供しただけで、その先のことは知りませんでは済みません。町がそのように考えているとは思いませんが、個人情報を管理する責任は自治体にあります。提供名簿が自衛隊で適法に管理され使用されているか、きちんとチェックする必要があります。

名簿により、自衛隊は募集はがきなどを送付しているようですが、高校卒業予定者の名簿を自衛隊に提出することは、憲法13条に違反すると指摘をされています。よって、自衛隊への個人情報の提供は慎重に行うべきであると考えています。以上で質問を終わります。

○議長（榮　正敏君）　甲斐康之議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会します。

散会　午後３時50分

令和８年第１回益城町議会定例会会議録

１．令和８年３月９日午前10時00分招集

２．令和８年３月17日午前10時00分開議

３．令和８年３月17日午前11時34分閉会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　益城町議会本会議場

６．議事日程

日程第１　各常任委員会委員長報告　質疑　討論　採決

日程第２　議員派遣の件

日程第３　閉会中の継続調査の件

７．出席議員（18名）

１番　坂　井　金次郎　君	２番　木　村　正　史　君	３番　西　山　洋　一　君
４番　上　村　幸　輝　君	５番　冨　田　徳　弘　君	６番　下　田　利久雄　君
７番　吉　村　建　文　君	８番　甲　斐　康　之　君	９番　中　川　公　則　君
10番　野　田　祐　士　君	11番　宮　﨑　金　次　君	12番　坂　田　みはる　君
13番　中　村　健　二　君	14番　稲　田　忠　則　君	15番　渡　辺　誠　男　君
16番　荒　牧　昭　博　君	17番　松　本　昭　一　君	18番　榮　　正　敏　君

８．欠席議員（０名）

９．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　中　山　貴　文

10．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町　　長	西　村　博　則　君	副　町　長	濱　田　義　之　君
教　育　長	信　國　満　徳　君	政策審議監	納　美　由　紀　君
土木審議監	持　田　　浩　君	会計管理者	坂　井　浩　章　君
総務課長	荒　木　　薫　君	総務課審議員	寺　本　和　寛　君
危機管理課長	森　川　　博　君	企画財政課長	松　本　浩　治　君
企画財政課審議員	藤　田　智　久　君	税務課長	山　口　拓　郎　君
住民課長	田　上　恵　美　君	福祉課長	菊　川　和　幸　君
こども未来課長	吉　住　由　美　君	こども未来課審議員	川　原　さおり　君
健康保険課長	田　上　雅　史　君	産業振興課長	岩　本　武　継　君

都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	鶴野雅臣君
復興整備課長	吉本秀一君	下水道課長	相良憲二君
水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君	生涯学習課審議員	内田博也君
代表監査委員	戸塚誠司君		

開議　午前10時00分

○議長（榮　正敏君）　皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他となっております。

日程第１　各常任委員会委員長報告　質疑　討論　採決

○議長（榮　正敏君）　それでは、日程第１、常任委員会報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告。

西山洋一委員長。

○総務常任委員会委員長（西山洋一君）　皆さん、おはようございます。総務常任委員会の報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。

令和８年第１回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

１、事件名。議案第11号、令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号）中、歳入、歳出、（総務常任委員会関係）、第２表債務負担行為補正、第３表地方債補正。議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第２表債務負担行為、第３表地方債。議案第22号、益城町税条例の一部を改正する条例の制定について。議案第23号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。議案第27号、公益的法人等への益城町職員の派遣等に関する条例の制定について。議案第28号、公の施設の他の団体の利用に関する協定について。議案第29号、工事請負契約の締結について。

２、審査経過。

①付託年月日。令和８年３月10日。

②審査状況。

令和８年３月12日午前９時53分から、益城町議会総務常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、３月16日午前10時から、全委員出席の下、学びと支え合いの複合施設（惣領地内・旧第二幼稚園跡地）を視察した。

３、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第11号ほか６件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第11号、議案第22号、議案第23号、議案第27号、議案第28号及び議案第29号については、原案のとおり全会一致で可決した。

また、議案第15号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。

議案第11号については、第１表歳入歳出予算補正の町債の年度末残高について質疑があり、担当課審議員より、歳入の町債の額が町債残高として増加し、歳出の公債費については、元金と利子の合算額のため元金分が減額するとの説明を受けた。

歳入では、17款国庫支出金２項国庫補助金１目総務費国庫補助金の民間資金等活用事業調査費補助金について、木山仮設団地跡地の開発事業の進捗状況に関する質疑があり、担当課審議員より、現在基本計画の策定に向けた作業を行っており、今月中に素案を公表予定との説明を受けた。

次に、21款繰入金２項基金繰入金１目基金繰入金について、現在の財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金の状況について質疑があり、担当課審議員より、今年度末の基金残高の見込額は、３基金の総額で約45億円となる予定であるとの説明を受けた。

歳出では、10款教育費１項教育総務費２目事務局費12節委託料の教育ＩＣＴタブレット端末運用業務委託料に関する質疑があり、担当課長より、今回の減額は主にタブレット更新に伴う新規購入分の入札残及び納入時期が早まったことによる再リース費用の不用額との説明を受けた。

議案第15号については、歳出全般について、骨格予算であるにもかかわらず、当年度当初予算より規模が大きくなっており、骨格予算として懸念が示され、可能な事業の一部を上半期として計上することを含めて検討してもらえないかとの質疑があり、これに対し、担当課審議員より、今回の予算は骨格予算として一定のルールに基づき計上しており、上半期等の暫定予算とした場合、契約期間の分断により業務遂行上の非効率が生じるため、１年を通した骨格予算として計上しているとの説明を受けた。また、各継続事業等の計上の必要性について質疑があり、各担当課長より骨格予算への計上の理由や必要性の説明を受けた。

歳入では、20款寄附金１項寄附金１目一般寄附金のふるさと納税の寄附金見込額について質疑があり、担当課審議員より、予算編成の原則に基づき、歳入は厳しめに見込んでいるとの説明を受けた。

歳出では、２款総務費１項総務管理費４目企画費12節委託料中、ふるさと納税業務委託料の質疑において、どういった返礼品が多く出ているのかとの質疑があり、担当課審議員より、馬刺し、化粧品、ゴマ油等が返礼品として多く選ばれているとの説明を受けた。

次に、同じく委託料中、広報紙アドバイザー業務委託料等の随意契約の妥当性について質疑があり、担当課長より、専門性や継続性の観点から随意契約としているとの説明を受けたが、委員から、業務マニュアルの整備等により競争性を確保すべきという意見が出された。

次に、同じく委託料中、のるーとＵＭＥらいん運行業務委託料について、どこの乗車場所の利用が多いか等の質疑があり、担当課長より、役場、総合体育館、スーパーよかもんね！ましきといった場所の利用が多いとの説明を受けた。

次に、10款教育費２項小学校費２目教育振興費及び10款教育費３項中学校費２目教育振興費の減額理由について質疑があり、担当課長より、就学援助対象者数の減や給食費無償化の影響によるものであるとの説明を受けた。

次に、10款教育費７項保健体育費１目保健体育総務費18節負担金補助及び交付金中、郡スポーツ協会負担金の負担金が昨年度より増額している理由について質疑があり、担当課審議員より、県民体育祭の開催場所による選手の宿泊費の増加と熊本県と郡内５町でスポーツイベントの開催が予定されていることが増加の要因との説明を受けた。

次に、同じく負担金補助及び交付金中、全国・九州大会出場者助成金の今年度の実績について質疑があり、今現在、申請数72件、助成額170万円であると説明を受けた。

次に、10款教育費７項保健体育費２目体育施設費12節委託料中、運動広場等管理業務委託料が令和７年度より増額している理由について質疑があり、担当審議員より、令和７年度まで役務費の除草樹木伐採手数料として計上していたものを令和８年度は委託料として計上したものであると説明を受けた。

議案第22号については、固定資産税の課税免除の対象となる文化財とはどんなものかとの質疑があり、担当課長より、県や町から指定を受けた文化財との説明を受けた。

議案第27号については、職員を派遣するたびに条例の制定が必要になるかとの質疑があり、担当課長より、派遣先については規則で定めることとするため、派遣するたびに条例の制定等は必要ないとの説明を受けた。

議案第28号については、熊本連携中枢都市圏の熊本市以外の図書館の利用もできるのかとの質疑があり、担当課審議員より、今回は熊本市との図書館相互利用に関する協定であり、熊本市以外の図書館まで総合利用できるものではないとの説明を受けた。

議案第23号、議案第29号については特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した学びと支え合いの複合施設については、現地において担当課長及び担当係長より施設の概要の説明を受けた。施設の各エリアで施錠ができるのかとの質疑があり、担当課長より、施錠可能であるとの説明を受けた。

次に、不登校支援施設について、利用見込人数と対象学校区の質疑があり、担当課長より、常時五、六名の見込みがあること、益城中学校区を対象としているとの説明を受けた。

また、支援員の人数と各エリアの役割について質疑があり、３名の支援員が常駐し、各エリアの役割として、ホールは児童生徒の居場所、学習ルームは個人学習、相談室は保護者対応等のため利用するとの説明を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

令和８年３月17日、総務常任委員会委員長、西山洋一。益城町議会議長、榮正敏殿。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（榮　正敏君）　総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会委員長報告。

吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君）　皆さん、おはようございます。福祉常任委員会の報告をさせていただきます。

福祉常任委員会報告書。

令和８年第１回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

１、事件名。議案第11号、令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号）中、歳出（福祉常任委員会関係）、議案第14号、令和７年度益城町水道事業会計補正予算（第３号）、議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算中、歳出（福祉常任委員会関係）、議案第16号、令和８年度益城町国民健康保険特別会計予算、議案第17号、令和８年度益城町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号、令和８年度益城町介護保険特別会計予算、議案第21号、令和８年度益城町水道事業会計予算、議案第24号、益城町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第25号、益城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

２、審査経過。

①付託年月日。令和８年３月10日。

②審査状況。

令和８年３月12日午前９時53分から、役場福祉業務委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、３月16日午前10時から、全委員出席の下、学びと支え合いの複合施設（惣領地内・旧第二幼稚園跡地）の視察及び益城町保健福祉センター健康づくりルームの視察を行った。

３、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第11号ほか９件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第11号、議案第14号、議案第18号、議案第21号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号については、原案のとおり全会一致で可決した。

また、議案第15号、議案第16号及び議案第17号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。

議案第11号については、３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費19節扶助費に関し、障害児通所給付費等の増額理由について質疑があり、担当課長より、新規申請及び利用日数の増加のためとの説明を受けた。

４款衛生費１項保健衛生費２目予防費22節償還金利子及び割引料に関し、過年度新型コロナ定期接種ワクチン接種確保事業返還金について、接種者の計画人数及び実績人数の質疑があり、担当課長より、計画人数は6,120人、実績人数は816人との説明を受けた。

議案第14号については、31款水道事業資本的収入４項工事負担金１目工事負担金１節工事負担

金に関し、木山区画整理等に伴う収入について質疑があり、担当課長より、益城中央線事業は今年度に完了するが、木山区画整理事業は令和９年度まで続くので、今後も工事進捗に合わせて計上されるとの説明を受けた。

議案第15号については、３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費12節委託料に関し、地域サロン活性化支援事業委託料の事業内容について質疑があり、担当課長より、町社会福祉協議会へ委託し、地域の実情に応じたサロン運営の支援を行うとの説明を受けた。

３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費18節負担金及び交付金に関し、温浴施設回数券等補助金の予算額及び申請回数について質疑があり、担当課長より、予算額は今年度の実績見込みを踏まえた計上であり、申請回数は年度１回であるとの説明を受けた。

３款民生費１項社会福祉費４目老人福祉費12節委託料に関し、高齢者タクシー券交付業務委託料について質疑があり、担当課長より、タクシー券は１人当たり4,000円分であり、今年度の申請者数は昨年と同程度であるとの説明を受けた。

３款民生費２項児童福祉費１目児童福祉総務費12節委託料に関し、公私連携型保育所運営委託料について質疑があり、担当課長より、連携協定に基づき運営費を委託料として支払うものであるとの説明を受けた。また、同節地域子育て支援拠点事業委託料に関し、西部圏域の設置場所について質疑があり、担当課長より、広安愛児園内に設置する予定であるとの説明を受けた。

４款衛生費１項保健衛生費２目予防費12節委託料に関し、ＲＳウイルスワクチン接種業務委託料について質問があり、担当課長より、ＲＳウイルスは乳幼児が感染しやすく、重症化することもある呼吸器感染症で、妊婦への接種により胎児への抗体移行を期待する新規事業であるとの説明を受けた。

４款衛生費１項保健衛生費３目環境衛生費18節負担金補助及び交付金に関し、くまもと熊本地下水財団負担金について質疑があり、担当課長より、本予算は人口割分であり、取水割分は水道事業会計で予算化しているとの説明を受けた。

議案第16号については、３款国民健康保険事業費納付金４項子ども子育て支援納付金分１目子ども子育て支援納付金分18節負担金補助及び交付金に関し、子ども子育て支援納付金の歳入歳出の差額について質疑があり、担当課長より、納付金には公費負担分が含まれるため差額が出るとの説明を受けた。

議案第18号については、２款保険給付費１項介護サービス等諸費５目施設介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金に関し、福祉用具購入費等の増加について質疑があり、担当課長より、転倒防止のための手すりや入浴補助用具の利用が増えているとの説明を受けた。

議案第21号については、21款水道事業費用１項営業費用１目原水及び浄水費16節委託料に関し、水質検査委託料について質疑があり、担当課長より、基準改正等に伴う検査回数等の変更を加味したものであるとの説明を受けた。

41款水道事業資本的支出１項建設改良費３目改良事業費14節工事請負費に関し、川内田林道橋架け替えに伴う配水管移設工事について質疑があり、担当課長より、令和７年度は仮設工事を実施しており、令和８年度は林道橋の完成に伴う本設工事となる旨の説明を受けた。

議案第25号については、議案第24号と議案第25号における特定乳児等と乳児等の表現の違いについて質疑があり、担当課長より、特定乳児等通園支援事業は子ども子育て支援法に基づき、乳児等通園支援事業は児童福祉法に基づき実施されるもので、法の違いによるものとの説明を受けた。

議案第26号については、改正の趣旨について質疑があり、担当課長より、税制改正に伴い非課税層が拡大することによる保険料収入の減少を防ぐため、収入が変わらない場合は保険料額を据え置く特例措置であるとの説明を受けた。

議案第17号、議案第24号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した学びと支え合いの複合施設（惣領地内・旧第二幼稚園跡地）については、本施設は永寶株式会社からの寄附により整備され、不登校児童生徒のための教室フレンドネットと町社会福祉協議会事務所を併設した複合施設として活用される旨の説明を受けた。

益城町保健福祉センターの健康づくりルームについては、施設内の視察を行い、担当課長より、新規導入されたウォーキングマシン等の説明や、高齢者、女性の利用が多い現状について説明を受けた。また、フレイル予防への効果について質疑があり、担当課長より、予防に役立つ機具がそろっている旨の説明を受けた。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。令和８年３月17日、福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、榮正敏殿。

以上、福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（榮　正敏君）　福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。

冨田德弘委員長。

○建設経済常任委員会委員長（冨田德弘君）　建設経済委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。

令和８年第１回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告いたします。

１、事件名。議案第11号、令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）、議案第12号、令和７年度益城町産業団地特別会計補正予算（第３号）、議案第13号、令和７年度益城町下水道事業会計補正予算（第４号）、議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算中、歳出（建設経済常任委員会関係）、議案第19号、令和８年度益城町産業団地特別会計予算、議案第20号、令和８年度益城町下水道事業会計予算。

２、審査経過。

①付託年月日。令和８年３月10日。

②審査状況。

令和８年３月12日午前10時から、益城町議会建設経済常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、３月16日午前10時から、全委員出席の下、中

央公園整備工事現場（宮園地内）、妙見雨水ポンプ場（福富地内）を視察した。

３、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第11号ほか５件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。

議案第15号については、予算計上の趣旨について質問があり、以前は６月までの暫定予算で審議していたが、現在は１年間必要な経費に関する予算を当初予算から計上するため、骨格予算を提案しているとの説明を受けた。

また、６款農林水産業費１項農業費３目農業振興費18節負担金補助及び交付金の新規就農者経営発展支援事業補助金に係る就農形態及び作付作物について質問があり、担当課長から、申請者は親元就農の方が多く、申請者の作付作物は親の作付作物と変わらないことが多いとの説明を受けた。

また、８款土木費２項道路橋梁費３目橋梁維持費12節委託料の橋梁調査業務委託料について、町内の橋梁数、調査件数及び調査方法について質問があり、担当課長から、町内の橋梁は122橋あり、今回は42橋の調査及び３橋の設計を実施すること、また、調査方法は、国の点検項目に沿って実施しているとの説明を受けた。

また、８款土木費４項都市計画費５目公園費14節工事請負費の潮井自然公園整備工事費の新規橋梁の概要について質問があり、担当課長から、新規橋梁は２橋であり、布田川に架かる連絡歩道橋が幅員２メートル、橋長26メートルで、震災遺構の指定を受けた潮井神社の見学歩道橋が幅員２メートル、橋長約20メートルとスロープを整備予定との説明を受けた。

さらに８款土木費４項都市計画費８目街路事業費14節工事請負費及び16節公有財産購入費21節補償補塡及び賠償金について、単独費内訳の質問があり、担当課長から、都市計画決定した区域で事業認可されない取付道路は補助対象外であること、また、都市計画道路を整備する際、下水道の移設が発生するため、下水道課と協定を締結し、建設課にて施工する下水道の移設工事費であるとの説明を受けた。

また、用地購入費及び補償費については、補償対象外の用地費、立木、工作物の補償であることの説明を受けた。

議案第19号については、１款事業費１項事業費１目産業団地整備事業費12節委託料の産業団地造成工事監督支援業務等委託料について、業務内容及び人員について質問があり、担当課長から、造成に関する監督支援業務に係る１名分の委託料及び分筆・確定測量業務に係る委託料との説明を受けた。

議案第20号については、41款資本的支出１項建設改良費４目処理場建設改良費27節工事請負費の浄化センター駐車場及び改修工事の概要について質問があり、担当課長から、令和５年及び令和７年の豪雨災害で浸水被害を受けたことによる駐車場のかさ上げ工事であることの説明を受けた。

議案第11号、議案第12号及び議案第13号については特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した中央公園整備工事現場については、現地において担当課から工事の概要について説明があり、委員から、貯留施設の容量とその必要性について質問があり、担当課からは、容量は130トン、冠水対策であるとの説明を受けた。また、委員から、中央公園駐車場についての質問があり、担当課から、街区公園ということもあって駐車場を設けていないが、近隣に町有地があり、活用を検討したいとの回答を受けた。

次に、妙見雨水ポンプ場については、現地において担当課からポンプ場の概要について説明があり、委員から、建屋の浸水対策について説明があり、担当課から、浸水対策については止水板と止水ドアなどの対策を講じているとの回答を受けた。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

令和８年３月17日、建設経済委員長、冨田徳弘。益城町議会議長、榮正敏殿。

これで報告を終わります。

○議長（榮　正敏君）　建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員会補委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員会報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

６番下田議員。

○６番（下田利久雄君）　おはようございます。６番下田です。建設経済常任委員長にお伺いいたします。

先ほどの報告の中に新規就農者補助金というのが出てきましたが、対象者の話が出ましたか。また、専業農家に嫁に来た嫁さんあたりにも出るんでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（榮　正敏君）　建設経済委員長。

○建設経済常任委員会委員長（冨田徳弘君）　６番下田議員の質問にお答えいたします。

新規就農者支援事業について、どういう人が新規就農に該当するかという質問だったかと思います。

この質問に対しまして、本事業補助金の対象者は農業を専業として新規就農する場合、対象となります。親元就農の場合であっても、専業農家として移住する場合は補助事業の対象となります。

なお、その他詳細は、専業として認められるためには、農業の従事日数等が関係してきますので、産業振興課の窓口に御相談に来ていただければという執行部の説明でした。以上でございます。

○議長（榮　正敏君）　下田議員。

○６番（下田利久雄君）　ありがとうございました。

産業振興課に聞きに行きます。

○議長（榮　正敏君）　ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（榮　正敏君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、議案第11号「令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号)」から議案第14号「令和７年度益城町水道事業会計補正予算（第３号)」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮　正敏君）　ないようですので、これより議案第11号から議案第14号までに対する討論を終わります。

次に、議案第15号「令和８年度益城町一般会計予算」から議案第21号「令和８年度益城町水道事業会計予算」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

１番坂井議員。

○１番（坂井金次郎君）　議員番号１番坂井でございます。

私は、議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算、３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費18節負担金補助及び交付金中の温浴施設回数券等補助金について反対をいたします。なお、本予算中の反対はこれ１点です。

この温浴施設回数券等補助金は、憩の家廃止による緩和措置であり、福祉目的の給付ではありません。このため、使用は１人年度１回まで、対象は中学生以上であり、真に必要とされる方々、高齢者や社会参加の機会を持ってない人々への十分な給付とはなっておりません。

利用者は、本年の１月までで420人程度であり、一定の需要はありますが、中学生以上も対象、今は子どもが少ないため、恐らく80％以上が対象と考えられ、益城町人口から考えて２万5,000人以上の対象者であります。

これに対して、年度末までに行ったとしても5,600人程度、この場合であれば、利用率は３％以下であります。

福祉的効果を持つとは思えない施策であり、当面の利用者が３％以下である施策を存続させる意味はないと考えております。

また、保養のみを目的とした施策は税金の使用としては適当ではありません。速やかに廃止し、300万円の予算を別の福祉政策に回すべきであると考えます。

以上により、温浴施設回数券等補助金を含む令和８年度一般会計予算に反対します。議員の皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（榮　正敏君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番荒牧議員。

○16番（荒牧昭博君）　16番荒牧です。

議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算について、賛成討論を行います。

令和８年度の一般会計予算は骨格予算として編成されており、人件費、扶助費、公債費などの

義務的経費、施設管理運営費といった経常的な経費と、そして例年計上されている事務費や補助金などが中心に計上されています。

また、復興事業費についても継続的な予算が計上されており、木山地区の土地区画整理事業、街路事業、都市再生整備事業など、完全復興に向けた事業は着実に進められていることは町民の皆様の日々の暮らしに直結するものです。

さらに障がい者福祉、児童福祉関連事業など、町民の生活基盤を支える上で欠かせない事業費、また、小学校施設の改修事業費や消防団の小型ポンプ更新費など、子どもたちの安心安全な学校環境の整備や災害時の対応力を維持していくために必要な事業も計上されています。これらは町民の生命と安全、そして次世代を育むため速やかに実施されるべき事業です。

これらの点から、議案15号、令和８年度益城町一般会計予算につきましては適切な予算であると評価し、賛成いたします。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、以上で討論を終わります。

○議長（榮　正敏君）　ほかに反対討論はありませんか。

11番宮﨑議員。

○11番（宮﨑金次君）　おはようございます。11番宮﨑です。

私は、議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算に次の２点で反対する立場から意見を述べます。

まず１点目は、今回の令和８年度当初予算は、来月行われる予定の益城町長選挙のため、骨格予算として編成したと町長より説明がありました。

皆様も御承知のように、骨格予算とは、例えば新年度当初に首長選挙が行われ、首長の交代が予測される場合に首長が交代しても町の行政に混乱を生じさせないように、予算の中身を、中身としては、人件費、扶助費、公債費、継続的な事業の経費等の毎年持続的に支出される経費で編成される予算のことをいうと思います。

しかし、今回の令和８年度益城町当初予算を見ると、昨年度の当初予算より約１億7,000万円も多く、2,250億2,265万6,000円が計上されており、とても、すいません、間違えました、訂正します。225億2,265万6,000円が計上されており、とても首長の交代に配慮した予算とは思えないと言えます。特に街路事業等は昨年度よりも多く計上されています。

２点目は、皆様も御承知のように、我が町は500億円以上の町債残高、つまり借金を抱えています。これらを少しでも減らして次の世代へバトンタッチするのは我々の責務だと思います。そのような観点から本予算を見た場合、まだまだ人件費や各課が行う委託事業等は十分に精選、統合により歳出予算を圧縮できます。そして、その結果、町の借金を減らすのに貢献できると思います。

以上の二つの点から、私は令和８年度益城町一般会計予算に反対をいたします。議員皆様の御賛同をよろしくお願いをします。以上です。

○議長（榮　正敏君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

９番中川議員。

○９番（中川公則君）　おはようございます。９番中川です。

議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算について、賛成の立場から発言をさせていただきます。

令和８年度一般会計予算は、４月に町長選挙が行われるため、骨格予算となっております。人件費、義務的経費、復興事業費等の継続事業、そのほか政策的な色合いが薄い事業が計上されております。

令和８年度の予算総額が前年度の予算総額より増額していますが、その理由は、継続事業である産業団地整備に係る費用が主なもので、ほかにも障がい者福祉に関する事業費や児童福祉に関する事業費など、誰が町長であっても計上しなければならない事業が増加したことによるものです。

また、令和８年度予算には、学校などの公共施設の管理運営費や保育所などの町内団体への扶助費や補助金も例年同様に確保されており、新年度からの安定した施設運営がなされるものと思われます。

このようなことから、議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算につきましては賛成するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（榮　正敏君）　ほかに反対討論はありませんか。

８番甲斐議員。

○８番（甲斐康之君）　皆さん、おはようございます。８番日本共産党の甲斐康之です。

今年は東日本大震災から15年を経過しました。まだまだたくさんの方々が避難生活をされています。熊本地震から10年、復興計画の大型インフラ工事も順調に推移し、あとは木山地区の区画整理事業を残し、ほぼ落ち着きつつあると思います。

ただし、被災された方々の心の復興はまだまだと考えております。高齢者や子どもたちへの支援は重点的に取り組んでいくべき施策であると考えます。

それでは、ただいまから議案に対する反対討論を行います。

反対する議案は、議案第15号、令和８年度益城町一般会計予算、次に、議案第16号、令和８年度益城町国民健康保険特別会計予算、そして、議案第17号、令和８年度益城町後期高齢者医療特別会計予算の３議案であります。

まず、議案第15号、令和８年度一般会計予算については、予算案の中に子どもたちの安全な通学路の道路新設改良費の広崎古閑線アンダーボックス整備事業。民生費では、あんま・はり・きゅうマッサージ助成金の増加、土木費の文化会館駐車場整備工事費など賛同できる予算も多く含まれています。

しかし、例年改善を求めています地方改善費などの同和団体への支部助成金などは、部落解放解消の歴史に逆行するもので、部落問題解決の指標であります格差是正、偏見の克服、自立・自由な社会的交流は基本的に達成されていると考えています。支部助成金などの支出を続けていくことで差別の解消につながっているのでしょうか。逆に、住民間の垣根をつくり、差別の固定化、

永久化につながっていると考えます。廃止すべき予算が依然と計上されていることには賛同できません。

次に、議案第16号、令和８年度益城町国民健康保険特別会計予算について、反対討論を行います。

国民健康保険制度そのものに反対ではありません。国保加入者は全人口の21％以上が加入をしており、高齢になるほど増加し、70歳から74歳までは74％が加入をしています。全体の90％以上が２人以下の世帯が加入しています。

世帯主の職業を見ますと、60歳以下は８割が何らかの職業についています。60歳以上になると、無職の割合が急増し、70歳から74歳までは60％以上が無職で、ほとんどが年金受給者と思われます。加入世帯の所得を見ると、全体の75％以上が所得200万円未満となっています。

国保加入者は所得は低いのに保険料は高い。協会けんぽや組合健保などに比べ保険料が高過ぎる、こういう構造問題があります。不公平で重い負担を強いる制度になっていることは重大です。

国保が他の保険に比べ高くなる逆進的な負担の要因は、世帯の人数に応じて課税される均等割があり、収入のない赤ん坊にも課税され、子どもの世帯は負担が重くなります。古代の大和朝廷が課税した人頭税そのものであります。

私はこれまでこの不公平を是正するよう求めてきました。2023年12月に閣議決定した子ども未来戦略に児童手当の拡充や育児休業給付の引上げ、こども誰でも通園制度などを盛り込んでいます。これらの施策の財源の一部とするため、子ども・子育て支援法の改定がなされ、令和８年度から国保などの医療保険から上積みして子ども・子育て支援納付金が徴収されることになりました。

国保や後期高齢者保険は収入の少ない年金生活者が多く加入している保険であります。問題の多い均等割について、18歳未満の均等割を０にして、その分を18歳以上の加入者の負担とする18歳以上均等割を創設し、医療保険に上積みするというものであります。子どもへの支援を子どもに負担させるのはおかしいからというのは本当のことだと思います。

子育て世帯への支援は重要です。支援の財源については、大企業や富裕層に応分の負担を求めて、１億円の壁の見直しなど、税制の改革や大軍拡計画を見直せば財源は確保することができます。よって、国保などの医療保険に上積みするのではなく、都道府県知事などが求めている公費の負担を増やすべきであります。

以上から、子ども・子育て支援納付金を盛り込んだ令和８年度国民健康保険特別会計予算については反対するものです。

次に、議案第17号、令和８年度益城町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

75歳以上の高齢者を若い世代と分離し、別勘定の制度に囲い込む、高齢者にとって重い負担を強いる制度となっています。

団塊世代が対象となるにつけ、保険料も年々増加しています。加齢により抵抗力が弱まり、体調を崩し、病気になる高齢者が増えてくるのは必定です。

物価高騰などで医療費が増加しており、年金受給者などの低収入が多い高齢者が、持病があるのに受診を控え、検査や薬を減らすなどの受診抑制があってはなりません。

後期高齢者の方は最初から後期高齢者ではありません。若い世代でも年を重ねることで後期高齢者となります。年齢で異なる保険制度に囲い込む後期高齢者医療制度は廃止すべき制度であり、令和８年度後期高齢者医療特別会計予算について反対するものであります。

以上、議案第15号、議案第16号、議案第17号の３議案について、原案のままでは賛成できず反対するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたしまして、反対討論を終わります。以上です。

○議長（榮　正敏君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番稲田議員。

○14番（稲田忠則君）　皆さん、おはようございます。14番稲田でございます。

議案第15号、第16号及び第17号について賛成討論を行います。

まず、議案第15号、令和８年度一般会計予算については骨格予算となっており、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費、施設管理費等の経常的経費、そして通例となっている事務費や補助金などが計上されています。

また、復興事業として進められてきた県道熊本高森線は今月20日にいよいよ全線が開通いたしますが、木山地区の土地区画整理事業や街路事業、都市再生計画事業、潮井公園整備事業など、その他の復興事業についても継続事業として計上され、一日も早い完全復興を目指した予算となっております。

ほかにも小学校施設の改修工事費や消防団の小型ポンプの更新費など、子どもたちへの安心安全な学校づくりや災害に頼りとなる地元消防団の資機材の更新費など、速やかに実施しなければならない事業も計上されております。

次に、議案第16号、令和８年度益城町国民健康保険特別会計予算については、国民健康保険制度は国民健康保険法によって定められていて、被用者保険等に加入されていない方が加入する医療制度で国民皆保険の国の制度にのっとったものであり、新たに創設された子ども子育て支援制度に対応した適正な予算が計上されています。

最後に、議案第17号、令和８年度益城町後期高齢者医療特別会計予算については、後期高齢者医療制度は、高齢者の医療確保に関する法律により定められているものです。県内全ての町村が加入する医療制度であり、国の制度にのっとったもので、適切・適正な予算措置であると思います。

以上の理由から、本議会に提案されました議案第15号、第16号及び第17号については賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（榮　正敏君）　ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮　正敏君）　ないようですので、これで議案第15号から議案第21号までに対する討論

を終わります。

次に、議案第22号「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第29号「工事請負契約の締結について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮　正敏君）　ないようですので、これで議案第22号から議案第29号までに対する討論を終わります。

ここで暫時休憩します。11時20分から開始します。

休憩　午前11時12分

再開　午前11時21分

○議長（榮　正敏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第11号「令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号)」から、議案第29号「工事請負契約の締結について」までの19議案について採決します。採決は電子採決によって行います。

まず、議案第11号「令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号)」から議案第14号「令和７年度益城町水道事業会計補正予算（第３号)」までの４議案について、本案に対する委員長報告は全て可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（表　決）

○議長（榮　正敏君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第11号「令和７年度益城町一般会計補正予算（第８号)」から議案第14号「令和７年度益城町水道事業会計補正予算（第３号)」までの４議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「令和８年度益城町一般会計予算について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表　決）

○議長（榮　正敏君）　投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第15号「令和８年度益城町一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「令和８年度益城町国民健康保険特別会計予算について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（表　決）

○議長（榮　正敏君）　投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第16号「令和８年度益城町国民健康保険特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「令和８年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表　決）

○議長（榮　正敏君）　投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第17号「令和８年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「令和８年度益城町介護保険特別会計予算」から議案第21号「令和８年度益城町水道事業会計予算」までの４議案について、本議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表　決）

○議長（榮　正敏君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第18号「令和８年度益城町介護保険特別会計予算」から議案第21号「令和８年度益城町水道事業会計予算」までの４議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第27号「公益的法人等への益城町職員の派遣等に関する条例の制定について」までの６議案について、本議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表　決）

○議長（榮　正敏君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第22号「益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第27号「公益的法人等への益城町職員の派遣等に関する条例の制定について」までの６議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号「公の施設の他の団体の利用に関する協定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表　決）

○議長（榮　正敏君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第35号。

（「すいません。28号です」と呼ぶ者あり）

すいません。よって、議案第28号「公の施設の他の団体の利用に関する協定」について、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（表　決）

○議長（榮　正敏君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第29号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２　議員派遣の件

○議長（榮　正敏君）　日程第２、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮　正敏君）　異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第３　閉会中の継続調査の件

○議長（榮　正敏君）　日程第３、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり閉会中の継続調査の申出があっております。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮　正敏君）　異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。３月９日から本日まで９日間にわたりまして御協力いただき、ありがとうございました。

これで、令和８年第１回益城町議会定例会を閉会します。

閉会　午前11時34分